

目 次

第 1 号 3月10日（水曜日）

令和3年第1回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長の施政方針及び提案理由の説明	3
請願・陳情	1 6
議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議	1 7
日程の追加	1 8
予算特別委員会委員の選任について	1 9
議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算	2 0
議案第22号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計予算	2 0
議案第23号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	2 0
議案第24号 令和3年度下郷町介護保険特別会計予算	2 0
議案第25号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	2 0
議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	2 0
休会の件	2 0
散会	2 2

第 2 号 3月15日（月曜日）

令和3年第1回下郷町議会定例会会議録（第2号）	2 3
議事日程第2号	2 4
開議	2 5
一般質問	2 5
星 輝夫君	2 5
小椋淑孝君	3 1
星 昌彦君	4 8
玉川邦夫君	5 2
星 和志君	5 8
散会	6 4

第 3 号 3月16日（火曜日）

令和3年第1回下郷町議会定例会会議録（第3号）	6 7
議事日程第3号	6 8
開議	6 9

一般質問	6 9
湯田健二君	6 9
佐藤盛雄君	7 6
湯田純朗君	8 7
山名田久美子君	9 6
請願・陳情	9 9
散会	1 0 0

第 4 号 3月19日（金曜日）

令和3年第1回下郷町議会定例会会議録（第4号）	1 0 3
議事日程第4号	1 0 4
開議	1 0 7
議案第 3号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第2号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第11号））	1 0 7
議案第 4号 専決処分につき承認を求めることについて （専決第3号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第12号））	1 0 9
議案第 5号 教育長の任命について	1 1 1
議案第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 1 1
議案第 7号 下郷町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の設定について	1 1 2
議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	1 1 3
議案第 9号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	1 1 6
議案第10号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	1 1 8
議案第11号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	1 2 2
議案第12号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について	1 2 9
議案第13号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定について	1 3 5
議案第14号 町道の路線認定について	1 3 8
議案第15号 町道の路線廃止について	1 3 8
議案第16号 町道の路線変更について	1 3 8
議案第17号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第13号）	1 4 5
議案第18号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	1 4 5
議案第19号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	1 4 5
議案第20号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	1 4 5
議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算	1 5 6

議案第 2 2 号	令和 3 年度下郷町国民健康保険特別会計予算……………	1 5 7
議案第 2 3 号	令和 3 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算……………	1 5 7
議案第 2 4 号	令和 3 年度下郷町介護保険特別会計予算……………	1 5 7
議案第 2 5 号	令和 3 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算……………	1 5 7
議案第 2 6 号	令和 3 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算……………	1 5 7
議員提出議案第 2 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提 出について……………	1 5 8
議員提出議案第 3 号	下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定について……	1 5 9
議員派遣の件……………		1 6 0
閉会中の継続審査申出について……………		1 6 1
令和 3 年度行政視察について……………		1 6 1
閉会……………		1 6 3

令和３年第１回下郷町議会定例会会議録第１号

招 集 年 月 日	令和３年３月１０日			
本会議の会期	令和３年３月１０日から３月１９日までの１０日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開会	令和３年３月１０日	午前１０時００分	議長 小 玉 智 和
	散会	令和３年３月１０日	午後 ０時０４分	議長 小 玉 智 和
応 招 議 員	１ 番	星	和 志	２ 番 小 椋 淑 孝
	３ 番	佐 藤	勤	４ 番 山名田 久美子
	５ 番	星	昌 彦	６ 番 玉 川 邦 夫
	７ 番	佐 藤	盛 雄	８ 番 星 輝 夫
	９ 番	湯 田	健 二	１０番 星 能 哲
	１１番	湯 田	純 朗	１２番 小 玉 智 和
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１ 番	星	和 志	２ 番 小 椋 淑 孝
	３ 番	佐 藤	勤	４ 番 山名田 久美子
	５ 番	星	昌 彦	６ 番 玉 川 邦 夫
	７ 番	佐 藤	盛 雄	８ 番 星 輝 夫
	９ 番	湯 田	健 二	１０番 星 能 哲
	１１番	湯 田	純 朗	１２番 小 玉 智 和
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	７ 番	佐 藤	盛 雄	８ 番 星 輝 夫
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星	學	副 町 長 玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井	哲	総合政策課長 玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦	孝 行	町 民 課 長 渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田	昌 彦	農 林 課 長 湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股	朋 弘	教育委員会教育長 星 敏 惠
	教 育 次 長	湯 田	浩 光	代表監査委員 渡 部 正 晴
	農業委員会事務局長	大 竹	浩 二	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	室 井	節 夫	書 記 室 井 徳 人
	書 記	芳賀沼	崇 正	
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和3年3月10日（水）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

7 番 佐 藤 盛 雄

8 番 星 輝 夫

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第 4 請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

日程第 5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

追加日程第 1 予算特別委員会委員の選任について

追加日程第 2 議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 3 議案第22号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 4 議案第23号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 5 議案第24号 令和3年度下郷町介護保険特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 6 議案第25号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 7 議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 8 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りのとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

また、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番、佐藤盛雄君、8番、星輝夫君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にお

かれましては、年度末を迎え大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議案24件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。初めに、数多くの犠牲と甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生からはや10年の歳月が流れようとしております。また、先月13日には福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、これは東日本大震災の余震と見られております。本町におきましても震度4を観測し、直ちに関係職員が登庁し、その対応に当たったところであります。翌14日には、町内の被害状況調査を行い、幸いにも人的被害はありませんでしたが、町道での落石や内壁の一部落下など、その被害が確認されたところであります。ここに改めまして、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

昨年発生した令和2年7月豪雨など、近年災害は激甚化、広域化しており、さらに東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震が今もなお大きな影響を及ぼし続けているなど、私たち一人一人が時間の経過とともにその記憶を風化させることなく、災害に備えてまいらなければなりません。町といたしましても、安全、安心な地域社会の構築に向け万全を期してまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、不要不急の外出自粛と酒類を提供する飲食店等における営業時間の短縮など、福島県が独自に設けた新型コロナウイルス感染緊急対策期間は、病床利用率の推移や新規感染者数の減少傾向等を踏まえ、2月14日をもって終了いたしました。また、本庁の土日を含むローテーションによる勤務体制は2月20日をもって解除したところであります。町民の皆様、事業者の皆様には、この間ご協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。しかしながら、この緊急対策により、感染状況を判断する指標は改善されつつありますが、これで感染症対策が終わるわけではございません。年が明け、新春年始会をはじめ、出初め式、成人式、さらには本町の冬の風物詩として定着しました大内宿雪まつり、なかやま雪月火、湯野上温泉火祭りが中止になるなど、その影響はいまだ続いております。福島県では、緊急対策期間の終了後の感染再拡大を防ぎ、県内の感染状況を可能な限り低い水準に抑えながら、段階的に地域経済の再生を図っていくことが重要と捉え、2月15日から3月31日までの期間を重点対策期間と位置づけております。皆様方には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、福島県では新型コロナウイルス感染症対策に係る経費として、夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する協力金、そして飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出自粛の影響により売上げが減少した中小企業者に対する一時金を2月5日付で専決処分いたしました。本町におきましても現下の状況を踏まえ、早急な経済対策が必要と判断し、その緊要性に鑑み、その対策に係る経費を2月15日付で専決処分させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、2月17日から医療従事者を先行に開始されたところであり、本町におきましてもしっかりと準備をしておりますので、併せてご理解を

賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、昨年12月21日に閣議決定された国の令和3年度予算案では、一般会計の総額は前年度比3.8%の増、106兆6,097億円と9年連続で過去最高を更新し、3年連続で100兆円の大台を超えたものとなっております。歳入では、税収は前年度比9.5%の減、57兆4,480億円、そのほか収入は前年度比15.5%の減、5兆5,647億円を見込み、公債金は前年度比33.9%の増、43兆5,970億円となっております。歳出では、一般歳出は前年度比8.4%増の66兆9,020億円、国債の償還等に充てる国債費は前年度比1.7%の増、23兆7,588億円、地方交付税交付金等は前年度比0.9%増の15兆9,489億円となっております。

令和3年度の予算案は、令和2年度の第3次補正予算案と併せ、感染症拡大防止に万全を期しつつ、中長期的な課題であるデジタル社会、グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など、全世代型社会保障制度などにも対応する予算となっております。また、政府は2月9日にデジタル庁設置を柱とするデジタル改革関連法6法案を閣議決定し、国会に提出いたしました。これは、デジタル庁を司令塔として政府や自治体のシステムを改善し、利便性の高い行政サービスの実現を目指すものであります。このうち地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案では、地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、事務処理に用いる情報システムについて、国が統一的な基準を作成し、地方公共団体はこの基準に適合した情報システムを利用することなどを内容としております。また、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整理に関する法律案ではマイナンバーカードの利便性の向上やその発行、運営体制の強化を図り、また個人情報保護関係3法を1本の法律に統合するものに併せ、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを法律で設定することとしております。

次に、福島県の当初予算案でございますが、一般会計の予算規模は1兆2,585億1,400万円で、前年度と比較し1,833億円、12.7%減少したものとなっております。喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策に総力を挙げて取り組むとともに、令和元年東日本台風等の災害からの復旧と防災力強化を切れ目なく進め、新たな課題にも適切に対応しながら、複合災害からの復興と福島ならではの地方創生を着実に進めるための予算として編成し、新しいふくしま創生予算と位置づけております。今後とも皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、これから国、県の動向を十分注視し、行財政の運営に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本町の当初予算案でございますが、一般会計予算規模は49億1,100万円としたところであり、前年度当初予算と比較し2億2,600万円、4.8%増加したものとなっております。その予算フレームでございますが、歳出には48億1,683万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策費では町内循環型経済対策支援事業、ウエルカムしもごう観光誘客促進事業など地方創生臨時交付金事業に7,426万6,000円、ワクチン接種体制確保事業に1,689万6,000円をそれぞれ措置いたしております。なお、ウエルカムしもごう観光誘客促進事業につきましては、宿泊、食事、買物など幅広く取り組んだ旅行商品の造成により、感染拡大により失われた観光の流れを取り戻し、消費を促すことで地域経済の波及効果を期待したもので、その事業費3,500万円を確保いたしております。

令和3年度の予算編成に当たり、初めに経済状況と国の動向であります。昨年7月に閣議決定された経済財政運営の改革の基本方針2020では、新型コロナウイルス感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、製造業のみならず、サービス業にも広く感染症拡大に伴う景気の下押しの影響が広がり、結果として国民生活に特に重要な雇用情勢も弱い動きとなっており、感染症の影響を受けて休業者が大幅に急増して、企業が懸命に雇用を守っている状況にあるとしております。そこで、国は経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、国民の生命、生活、雇用、事業を守るとともに、感染症拡大の局面にて現れた国民意識、動向、行動の変化など、新たな動き、後戻りさせず、社会変革の契機と捉え、社会全体のデジタル化などの強力な推進などにより、通常であれば10年かかる改革を将来を先取りする形で一気に進め、新たな日常を実現しております。地方交付税などの依存財源の割合が高い本町におきましては、これまで同様国の経済財政運営の考え方や経済状況の把握に努め、時代の流れに的確、適切に対応していかなければなりません。

次に、本町財政を取り巻く環境と今後の見通しであります。令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、9月補正の時点で一般会計の予算規模は約56億6,000万円となり、前年度同期比で約7億2,000万円を増加しております。この感染症関連経費につきましては、令和3年度も継続して支出が見込まれ、また町税の多くを占める固定資産税は資産の評価額により大幅な減収が続いており、加えて感染症の影響により税収などの減収が懸念される中、事業の実施においては財源確保を念頭に組み立てる必要がございます。令和3年度の予算編成に当たりましては、これらを踏まえ、持続可能な財政基盤の確立を念頭に、第6次下郷町総合計画に基づき取り組んできたところであります。

それでは、総合計画の基本目標に沿って重点事業をご説明申し上げます。基本目標の1つであります豊かな心を育む（教育文化）でございますが、全体では2億736万1,000円を計上いたしております。その内訳でございますが、小中学校入学祝金支給事業、結婚新生活支援事業など、子ども、子育て支援対策の充実、関係予算に8,494万2,000円を、基礎学力向上事業、ICT活用による学習環境整備事業など、学力向上の推進関係予算に7,603万7,000円を、生涯学習推進事業、芸術文化鑑賞事業など、生涯学習、芸術文化の推進関係予算に1,436万円を、聖火リレー記念モニュメント作製事業、オリンピック・パラリンピック記念パークゴルフ大会補助金など、スポーツの推進関係予算に357万7,000円を、また文化財の保存と活用関係予算として大内宿保存整備事業、中山風穴地特殊植物群落整備事業、合わせて2,844万5,000円をそれぞれ配分したものであります。

2つ目の賑わいと産業の創出（活力創造）でございますが、全体では3億4,847万円を計上いたしております。その内訳でございますが、湯野上温泉駅前整備事業、広域連携観光推進事業など、満足度の高い魅力ある観光地づくり関係予算に1億666万円を、農村集落基盤再編整備事業、新しい農の販路開拓支援事業など、農林業の振興関係予算に2億905万円を、地域振興プレミアム商品券発行補助金、物産PR事業など、商工業の活性化関係予算に2,336万円を、また移住、定住、2地域居住の推進関係予算として住宅取得

支援事業、下郷町移住支援事業、合わせて940万円をそれぞれ配分したものであります。

3つ目の健やかな暮らし（健康福祉）でございますが、全体では2億2,544万円を計上いたしております。その内訳でございますが、各種検診、予防接種の負担軽減事業、先駆的な健康づくり実施支援事業など、健康の保持増進関係予算に3,728万4,000円を、敬老祝金支給事業、高齢者タクシー助成事業など、高齢者福祉の充実関係予算に2,088万3,000円を、地域生活支援事業、身体障害者用自動車改造費助成事業など、障害者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に1億6,727万3,000円をそれぞれ配分したものであります。

4つ目の住みよいまち（生活環境）でございますが、全体では7億4,348万4,000円を計上いたしております。その内訳でございますが、社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業など、交通体系整備関係予算に6億4,286万8,000円を、また安全、安心な地域づくり推進関係予算として防災無線戸別受信機整備事業、救急自動車整備事業、合わせて3,089万円を、定住促進住宅造成工事、下中平団地改修工事など、住みよい生活環境づくりの推進関係予算に6,224万9,000円を、また水環境整備の推進関係予算として合併処理浄化槽設置整備事業に747万7,000円をそれぞれ配分したものであります。

5つ目のまちづくり人づくり（協働推進）でございますが、全体では1,797万3,000円を計上いたしております。その内訳でございますが、新しい町づくり関係予算として地域おこし協力隊集落支援事業、未来創生ふるさとまちづくり支援事業、合わせて1,575万2,000円を、財政運営関係予算として財務書類作成業務に222万1,000円をそれぞれ配分したものであります。なお、未来創生ふるさとまちづくり支援事業につきましては、町民が主体となる魅力ある町づくりを推進するため、行政区が行う地域振興のため新たな取組を支援するもので、上限を50万円とし、10地区を見込み、予算を確保いたしております。

以上、ご説明申し上げました各事業を令和3年度の重点事業として予算の編成をさせていただいたところであります。喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策はもとより、会津縦貫南道路の開通を見据えた町づくりなど、今後とも認め合い、支え合う、つながり、創造する、未来への責任を持つことを基本に、皆様とともに未来創生交流のまち下郷を目指してまいる所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます議案24件についてご説明を申し上げます。議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第11号））でございますが、本補正につきましては予算不足へ対応と安全で円滑な道路交通環境の確保、今後の降雪に備えるため歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。土木費、道路維持費において、その所要額4,900万円を増額し、予備費により財源を調整したものであります。本補正につきましては、早急に予算措置を講ずる必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年2月10日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第12号））でございますが、本補正につきましては歳出予算の組替えを行ったもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。この内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の緊急経済対策として、感染拡大により大きな影響を受けている観光事業者及び観光関連事業者などを対象に事業の継続を支援するため、2月1日を基準日として1事業者当たり5万円の緊急支援を行うものであります。商工費、商工振興費において、対象者を160事業者と見込み、その所要額800万円を措置し、予備費により財源を調整したものであります。本補正につきましては、現下の状況を踏まえ、その緊要性に鑑み、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年2月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第5号 教育長の任命についてでございますが、星敏恵現教育長の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、本人の意向を尊重し、後任の教育長についてご提案を申し上げるものであります。星敏恵教育長は、平成30年4月1日に就任以来、現在まで3年間にわたりその職責を全うしてこられました。この間小中学校のエアコン整備やGIGAスクール構想など、教育を取り巻く環境の変化に適切、そして的確に対応していただきました。ここに改めてそのご尽力、ご努力に対して心からの御礼を申し上げます。後任としてご提案申し上げます湯田嘉朗氏は、長年にわたり高等学校教諭として奉職され、この間福島県立葵高等学校教頭、福島県立小野高等学校校長、福島県立白河旭高等学校校長を歴任されるなど、教育行政に関して豊富な知識と経験をお持ちの方であります。さらに、現在は教育委員として本町教育行政の進展にご尽力をいただいているところであります。これらのことから、本町教育長として適任と考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員のうち佐藤守孝氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、再度同氏を候補者として推薦したく、ご提案を申し上げるものであります。佐藤氏は、人権擁護委員として平成30年7月1日から現在まで3年間にわたりその職務を全うしてこられました。人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解をお持ちの方であることから、再度人権擁護委員候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

議案第7号 下郷町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、下郷町ふるさと応援基金はふるさと応援寄附金を財源として寄附者の社会的投資を具体化することにより、住民参加型の個性豊かな魅力ある町づくりに資することを目的に寄附者から収受した寄附金を適正に管理、運用をするために設置をした基金であります。基金として積み立てる額につきましては、寄附された寄附金の額としており、寄附金全額を積み立てることとしておりましたが、令和3年度分からは寄附金を返礼品等のふるさと納税に要する経費に充て、その額を除き基金への積立てを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例の設定についてでございますが、情報公開審査会につきましては公文書の公開決定等に対する不服申立ての事案や情報公開制度の運用に関する事項について調査、審議することを目的に設置される附属機関であります。その役割から法的な知識と専門的な知識を有する弁護士、大学教授等に本審査会の委員としてご就任いただくことを念頭に本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る定義規定として本条例で引用している法令が改廃されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行い、保険料は3年ごとに事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定されることとなっております。今般令和3年度から令和5年度までの計画期間とする第8期下郷町介護保険事業計画の策定に伴い、同計画期間における保険料率を定めるため本条例の一部を改正するものであります。なお、この改正によりまして、介護保険料基準額は月額5,900円となり、前期計画期間と比較して300円、4.8%減少したものとなっております。

議案第11号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、これは下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例、下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護保険サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域の密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例、下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についても、その基準となる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等、関係基準省令の一部改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

議案第12号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についてでございますが、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大すると併せ、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的に公職選挙法の一部が改正されたところであります。これに伴い、本町におきましても選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成につきまして、条例による選挙公営の対象とするため本条例を制定するものであります。

議案第13号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、公民館が管理する備品のうち婚礼衣装及び登山用テントにつきましては、本条例に基づき使用料をご負担いただくこととなっております。しかしながら、購入からの経年によ

る備品の状態や近年貸出しの状況等を勘案し、当該備品に係る使用料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第14号 町道の路線認定について、議案第15号 町道の路線廃止について及び議案第16号 町道の路線変更についての3件につきましては、道路改良工事及び倉檜地区経営体育成基盤整備事業の完了によりそれぞれご提案申し上げるものであります。議案第14号につきましては、檜原26号線ほか14路線の認定について、議案第15号につきましては、檜原明地2号線ほか4路線の廃止について、議案第16号につきましては弥五島和貢2号線のほか31路線の変更について、道路法の規定によりそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第13号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ2,804万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億9,748万7,000円とするものであります。今補正につきましては、事業の完了や額の確定等に伴い歳入歳出予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主な補正についてご説明を申し上げます。町税につきましては、収入見込額の精査により各税目において予算の整理を行うもので、町民税など合わせて684万3,000円を増額するものであります。

国庫支出金、国庫負担金でございますが、民生費国庫負担金では、事業の期の確定により障害者自立支援医療給付費国庫負担金を351万2,000円、児童手当国庫負担金を449万9,000円それぞれ減額するものであります。

国庫支出金、国庫補助金でございますが、土木費国庫補助金では、事業費の確定により町道落合左走線に係る社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を472万5,000円、道路施設点検に係る防災安全交付金事業国庫補助金を95万4,000円、姫川団地に係る公営住宅建替事業国庫補助金を152万2,000円それぞれ減額するものであります。

教育費国庫補助金につきましては、事業完了により伝統的建造物群大内宿保存整備事業国庫補助金を108万9,000円減額するものであります。

総務費国庫補助金では、交付決定を受け、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金を412万7,000円計上するもので、なおこの事業に要する経費につきましては当初予算で措置をいたしております。また、同じく総務費国庫補助金では、額の確定により個人番号カード交付事業費国庫補助金を76万5,000円減額するものであります。

県支出金、県負担金でございますが、民生費県負担金では、国庫負担金と同様、事業費の確定等により障害者自立支援給付費県負担金を175万6,000円、児童手当県負担金を92万6,000円それぞれ減額するものであります。

県支出金、県補助金でございますが、総務費県補助金では、事業見込みによりふくしま移住支援金給付事業補助金を150万円減額するものであります。

農林水産業費県補助金では、県産農林水産物販売力強化支援事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントの中止を受け、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金を100万円減額しました。大峠町有林整備事業の事業完了により、

森林環境保全直接支援事業県補助金を138万1,000円増額するものであります。

商工費県補助金では、食の安全モニターツアーであります、新型コロナウイルス感染症の影響による事業規模の縮小等に伴い、消費者風評被害に対する市町村支援事業交付金を237万3,000円減額するものであります。

寄附金でございますが、教育費寄附金につきましては、田島ロータリークラブ様から小中学校に対する新型コロナウイルス感染防止対策費用として20万円のご厚意をいただいたもので、その意思を尊重し、今補正において各小学校に配付するよう計上させていただきました。

ふるさと応援寄附金につきましては、収入見込額の精査により342万円増額するもので、そのご厚意に沿えるよう有効に活用してまいりたいと考えております。

繰入金でございますが、事業費の確定等により基金繰入金の整理を行うもので、ふるさと創生基金繰入金、生活環境設備基金繰入金、合わせて160万円を減額するものであります。

諸収入でございますが、相互人事交流職員人件費につきましては、福島県との相互人事交流により、本町派遣職員の人件費を県が負担するものであります、収入見込額の精査により125万9,000円を減額し、また事業完了により町道沼尾1号線に係る道路改修事業の負担金を420万4,000円減額するものであります。

町債でございますが、過疎対策事業債につきましては、事業費の確定等により消防自動車更新事業など合わせて1,980万円を減額するものであります。

減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気動向による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みの地方税等について、令和2年度に限り追加措置が行われたことから812万5,000円を計上するものであります。この追加措置分につきましては、基準財政収入額の算定における精算制度の対象外となるものであります。

次に、歳出の主な補正についてご説明申し上げます。総務費でございますが、一般管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働日数が当初の見込みより減少したことから、町バス運転業務に係る手数料を135万8,000円を減額するものであります。

企画費では、今後の所要額を精査し、印刷製本費を57万1,000円、企業支援事業補助金を203万9,000円、下郷町移住支援金を200万円それぞれ減額するもので、この下郷町移住支援金の補正に伴い、歳入では県補助金を減額しております。

交通対策費では、事業費の確定により会津・野岩鉄道施設整備事業補助金を81万7,000円減額するもので、これは野岩鉄道施設整備に係る入札請差等を整理するものであります。なお、この補正に伴い、歳入では地方債を減額いたしております。

諸費では、新型コロナウイルス感染症の影響により新春年始会が中止となりましたことから、報償費、需用費、役務費を合わせて28万2,000円を減額するもので、これに伴い歳入では新春年始会参加料を10万円減額いたしております。同じく諸費では、事業費の確定により、南会津地方広域市町村圏組合負担金を93万9,000円減額するもので、これは行政センター解体工事に係る入札請差を整理するものであります。

教育施設整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立額を1,000万円増額するものです。

また、ふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の補正に伴い、積立額を同額増額するものであります。

戸籍住民基本台帳費では、額の確定により通知カード・個人番号カード関連事務負担金を76万5,000円減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金を同額減額いたしております。

民生費でございますが、社会福祉総務費では、額の確定等により国民健康保険特別会計繰出金を199万9,000円増額するもので、これに伴い歳入では保険基盤安定国庫負担金を21万9,000円、国民健康保険基盤安定県負担金を62万3,000円それぞれ増額いたしております。

老人福祉費では、今後の所要額を精査し、老人ホーム保護措置費を341万7,000円減額するもので、これに伴い歳入では老人福祉施設入所負担金を28万5,000円減額いたしております。

障害者等サービス費では、同じく今後の所要額を精査し、障害者自立支援医療給付費を702万6,000円減額するもので、これに伴い歳入では国庫負担金、県負担金をそれぞれ減額しております。

児童措置費では、事業完了により児童手当を635万5,000円減額するもので、これに伴い歳入では同じく国庫負担金、県負担金をそれぞれ減額しております。

衛生費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、清掃総務費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金であります。120万7,000円の減額補正に伴い、歳入ではその財源の整理を行い、国庫補助金では、循環型社会形成推進交付金を4万2,000円増額し、県補助金では、合併処理浄化槽設置整備事業県補助金を36万8,000円減額し、また基金繰入金では、生活環境設備基金繰入金を10万円減額いたしております。

農林水産業費でございますが、農業振興費では歳入でご説明申し上げました「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業に係る旅費、需用費、委託料、JA会津よつば17市町村合同トップセールス負担金、合わせて県補助金と同額の100万円を減額するものであります。

林業振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修旅費を7万2,000円減額し、この財源につきましては森林環境譲与税を充当していることから、減額分を同額森林環境譲与税基金へ積み立てるものであります。

商工費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、消費者風評対策市町村支援事業委託料につきましては、歳入でご説明を申し上げますとおり、食の安全モニターツアーであります。新型コロナウイルス感染症の影響による事業規模の縮小等に伴い237万2,000円を減額するもので、これに伴い県補助金も整理いたしております。また、南会津若地型推進協議会負担金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏でのイベントが開催できなかったことか

ら、125万7,000円を減額するものであります。

土木費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、道路新設改良費では、町道落合左走線、町道沼尾1号線等に係る工事請負費を1,291万8,000円、住宅建設費では、姫川団地に係る工事請負費を700万円、定住促進住宅建設費では、宅地造成工事に係る工事請負費等216万円それぞれ減額するもので、これに伴い歳入では国庫補助金とそれぞれの財源、その財源を整理いたしております。

同じく消防費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、備品購入費につきましては206万9,000円を減額するもので、これは刈林班配備の消防ポンプ自動車、檜原班配備の小型動力ポンプに係る入札請差等を整理するものであります。

教育費でございますが、小学校管理費の医薬品費15万円、中学校管理費の医薬品費5万円につきましては、歳入でご説明を申し上げましたとおり、田島ロータリークラブ様からのご厚意を各小中学校に配分するものであります。

小学校教育振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響によりスキー教室が中止となったことから、スキー教室講師謝礼、総合学習実施交通費補助金、合わせて61万8,000円を減額するものであります。

中学校教育振興費では、同じくスキー教室の中止によりスキー教室講師謝礼、総合学習実施交通費補助金、合わせて37万6,000円を減額し、また需用費では令和3年度教科書改訂による教員用指導書の購入経費についてとして消耗品費285万4,000円を計上いたしております。なお、委託料の英文化体験事業委託料、補助金の対外遠征等助成金につきましては、事業完了によりそれぞれ減額するもので、英文化体験事業委託料につきましてはこの補正に伴い、歳入ではふるさと創生基金繰入金を150万円減額しております。

文化財保護費につきましては、事業の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、今年度は緊急試掘調査がありませんでしたので、当初確保しておりました経費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、合わせて115万5,000円を減額しております。

文化財整備費では、事業完了により大内宿保存整備事業補助金を184万9,000円減額するもので、この補正に伴い、歳入では国庫補助金を減額いたしております。

予備費につきましては、本補正に伴い収支の調整を図るものであります。

次に、繰越明許費でございますが、下郷町公営施設個別施設計画策定事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の2事業につきましては、事業の進捗状況等によりその完了が翌年度にわたる見込みとなるため、繰越明許費を決定し、令和3年度に繰り越すものであります。

議案第18号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,865万6,000円とするものであります。歳入でございますが、県支出金の県補助金では、交付決定を受け、子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金を1万2,000円増額するものであります。繰入金の一般会計繰入金、保険基盤安定繰

入金につきましては額の確定により保険税軽減分を68万6,000円、保険者支援分を43万7,000円それぞれ増額し、財政安定化支援事業繰入金につきましては、積算数確定による再査定により87万6,000円増額するものであります。

歳出でございますが、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分につきましては、歳入予算の補正に伴い財源内訳の補正を行うものであります。基金積立金では、本会計の収支の状況を踏まえ、国保基金積立金を3,000万円計上し、予備費により収支の調整を図るものであります。

議案第19号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ648万円を減額し、歳出予算の総額をそれぞれ2億217万8,000円とするものであります。歳入につきましては、収入見込額の精査により簡易水道使用料の現年度分を378万円減額し、滞納繰越分を100万円増額するもので、また歳出予算の補正に伴い、簡易水道事業債を370万円減額計上しております。

歳出につきましては、事業費の確定等により、簡易水道費の委託料を567万3,000円減額し、予備費により収支の調整を図るものであります。

議案第20号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ274万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,837万8,000円とするものであります。歳入につきましては、収入見込額の精査により農業集落排水使用料を133万円減額し、また歳出予算の補正に伴い一般会計繰入金を41万7,000円、農業集落排水事業債を100万円それぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うもので、農業集落排水費の需用費、役務費、委託料を合わせて274万7,000円を減額するものであります。

議案第21号から議案第26号までの6件につきましては、令和3年度の当初予算のご提案を申し上げます。議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算でございますが、先ほど説明を申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億1,100万円とするもので、前年度当初予算と比較し2億2,600万円、4.8%増加したものとなっております。その概要を前年度当初予算と比較し、ご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、町税につきましては10億145万円を計上し、固定資産税の減などにより、前年度と比較しますと713万3,000円、0.7%減少したものとなっております。

地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税と合わせて17億2,000万円を見込み、前年度と比較しますと9,000万円、5.5%増加したものとなっております。

国庫支出金につきましては5億3,956万7,000円を計上し、道路メンテナンス事業国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増などにより、前年度と比較しますと1億3,226万2,000円、32.5%増加したものとなっております。

県支出金につきましては2億1,942万3,000円を計上し、電源立地地域対策交付金、地域学校協働本部事業委託金の減などにより、前年度と比較しますと1,205万円、5.2%減

少したものととなっております。

財産収入につきましては1億8,511万1,000円を計上し、ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う返還金の計上により、前年度と比較しますと1億8,112万8,000円が増加したものととなっております。この返還金につきましては、広域観光事業の継続性を図るため、南会津地方広域市町村圏組合負担金の財源として、また町民が主体となる魅力ある町づくりを推進することを目的とした未来創生ふるさとまちづくり支援事業の財源として活用すべく予算措置をさせていただいたところであります。なお、この2つの事業への充分を除き、ふるさと創生基金へ積み立て、有効に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

繰入金につきましては全体で5億9,636万1,000円を計上し、前年度と比較しますと6,917万9,000円、13.1%増加したものととなっております。このうち基金繰入金につきましては5億9,395万9,000円を計上し、教育施設整備基金繰入金、橋梁整備基金繰入金の増などにより、前年度と比較しますと6,725万9,000円、12.8%増加したものととなっております。

諸収入につきましては5,193万9,000円を計上し、町道沼尾1号線に係る道路改良事業負担金、商工組合中央金庫預託金収入の減などにより、前年度と比較しますと5,839万5,000円、52.9%減少したものととなっております。

地方債につきましては2億4,090万円を計上し、緊急防災・減災事業債、現行過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う過疎対策事業債の減などにより、前年度と比較しますと1億6,770万円、41.0%減少したものととなっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては9億1,935万円を計上し、システム移行手数料などの減少の要因があるものの、ふるさと市町村圏基金の廃止に伴うふるさと創生基金積立金、湯野上温泉駅前整備工事などの増により、前年度と比較しますと1億5,302万4,000円、20.0%増加したものととなっております。

労働費につきましては741万5,000円を計上し、勤労者野外活動施設に係る工事請負費の減などにより、前年度と比較しますと316万9,000円、29.9%減少したものととなっております。

商工費につきましては2億3,957万4,000円を計上し、ウエルカムしもごう観光誘客促進事業など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の増などにより、前年度と比較しますと5,249万5,000円、28.1%増加したものととなっております。

消防費につきましては2億494万1,000円を計上し、新消防庁舎建設事業が完了による南会津地方広域市町村圏組合負担金の減などにより、前年度と比較しますと8,342万円、28.9%減少したものととなっております。

教育費につきましては4億7,163万4,000円を計上し、下郷中学校特別教室のLED化工事、中山風穴地特殊植物群落整備事業などの増により、前年度と比較しますと4,225万6,000円、9.8%増加したものととなっております。なお、現在これからの時代に求める教育の実現を目指し、町立学校の指導業務の教職員の管理業務を行う指導主事の配置に向け、関係機関と協議を重ねておりますことをご報告申し上げます。

災害復旧費につきましては1,598万5,000円を計上し、台風19号による災害復旧工事請負費の減などにより、前年度と比較しますと1,322万6,000円、45.3%減少したものとなっております。

議案第22号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,656万4,000円とするものであります。前年度の当初予算と比較し3,640万円、4.6%減少したものとなっております。

議案第23号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,497万4,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し160万9,000円、1.9%減少したものとなっております。

議案第24号 令和3年度下郷町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,083万3,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し39万3,000円、0.04%減少したものとなっております。

議案第25号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億814万6,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し189万1,000円、0.9%減少したものとなっております。

議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,880万6,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し231万9,000円、7.5%減少したものとなっております。

以上、議案24件の概要についてご説明申し上げました。慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

最後になりますが、ここで玉川一郎副町長に対する問責決議についてのご報告を申し上げます。初めに、副町長に対する問責決議が可決されましたことは、町長といたしまして重く真摯に受け止めているところであります。問責の要因、原因となった内容につきましては、副町長本人から2回にわたり事情を聴取し、その結果として本年2月9日に口頭で厳重注意いたしました。副町長は、私町長の補佐役として議会の皆様、そして町民の皆様全てに公平で分け隔てなく丁寧に説明する姿勢を持って対応すべきことは十分に理解しているところであります。しかしながら、今回議会をはじめ、議会広報常任委員会、議会改革特別委員会においてご指摘のような疑いが生じたことは誠に残念でなりません。議会の皆様、そして町民の皆様、大変ご迷惑をおかけしましたことは事実であり、改めて副町長には常に議会を尊重しながら町づくりに専念するよう確認をしたところであり、副町長として本人も深く反省をしております。今後とも議会の皆様の連携を密に、全国に誇る町づくりに精進し、町民の皆様の幸せを実現するため誠心誠意一生懸命取り組んでまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、請願・陳情を議題といたします。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（小玉智和君） 日程第5、議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） ただいま提出されました提出議案なのですが、別紙のほうの目的のところにできれば補正予算についても明記していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） ただいま4番、山名田久美子君から意見が出ましたが、執行部、どうですか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ただいま4番議員から質問がありましたが、8日の議会運営委員会での話でございますが、その目的は令和3年度の当初予算、一般会計及び特別会計の案というのみで、補正予算等については想定しておりませんでした。ですから、本来やり方としてはこれを提出する前に全員協議会を開くか、あるいは議運の議決でもって直接案件を提出するかということで審議しました。その結果、議会運営委員会の委員長名で提出するということに決定いたしました。その審議内容につきましては、今ほど申し上げました補正予算等については想定しておりませんでした。

以上です。

○議長（小玉智和君） 暫時休憩します。（午前11時13分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前 11 時 31 分）

7 番、佐藤盛雄議員から答弁よろしくお願いします。

○7 番（佐藤盛雄君） それでは、議会運営委員会の委員長から先ほどの議会運営委員会の開催につきましての内容につきまして、ご答弁させていただきます。

予算特別委員会の設置に関しましては、それ以前は各常任委員会ごとに開催していたわけですが、平成28年、当初予算の審議につきましては合同で特別委員会設定できないかということで、それから実施した経緯がございます。ですから、あくまでも当初予算の一般会計及び特別委員会の当初予算についての審議ということが前提で今まで進めてまいりました。ですから、補正予算等の審議をこれに加えるということは、今まだ想定外で準備が整っていないということでございます。ただいま議会改革特別委員会が設置されて、議会の運営、在り方等につきましての検討されるということを伺っております。このような予算の審議につきましても、今後は議会改革特別委員会等で審議していただいて、どのような形がベストなのかということで山名田さん、その辺を今後の特別委員会の審議に私はお願いしたいということで、そういうご理解を賜ればありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、7 番、佐藤盛雄君から今説明があったとおりで、よろしくご理解のほどをお願いいたします。4 番、山名田君はどうですか。

4 番、山名田久美子君。

○4 番（山名田久美子君） 今議運の委員長、佐藤盛雄議員のほうからご説明いただきまして、内容は理解いたしました。やはり今回ちょっといろいろな思いがあって申し上げたのですけれども、議会改革特別委員会もございますので、その中でまた改めてこういったことに関しては協議していきたいと思っておりますので、今回は了承いたしました。

○議長（小玉智和君） そのほか質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算、議案第22号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和3年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第25号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算、休会の件の8件を去る3月8日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加日程を配付します。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

○議長（小玉智和君） 追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩し、予算特別委員会の構成等を協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々は302会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。（午前11時38分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午前11時53分）

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力よろしく願います。

予算特別委員会の構成等を協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告いたします。

議会事務局長、室井節夫君。

○議会事務局長（室井節夫君） それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に湯田健二君、副委員長に小椋淑孝君が選出されたことをご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） 予算特別委員会の構成は、さよう決定いたしました。

追加日程第2 議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第22号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第23号 令和3年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第24号 令和3年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第25号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

追加日程第7 議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（小玉智和君） この際、追加日程第2、議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算から、追加日程第7、議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案の説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後詳細に行いますので、これから質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算から議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算から議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

追加日程第8 休会の件

○議長（小玉智和君） 追加日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りします。3月11日及び12日は議案思考のため、3月13日は土曜日のため、3月

14日は日曜日のため、3月17日及び18日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがいまして、3月11から3月14日、3月17日及び3月18日の合わせて6日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は3月15日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

（「議長」の声あり）

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 議長、発言をさせていただきたいと思います。

先ほど町長の施政方針及び提案理由の説明の中で、議案第5号 教育長の任命の件の説明の中で、現教育長、星敏恵君のところで、語句の間違い、前教育長と申し上げたと私聞いておりますが、これは現にまだ任期中でありますので、その文言が前と言った発言であれば訂正していただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） ただいま7番、佐藤盛雄君から質問がありましたが、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 説明のときには現在と言っておりますから、聞き違いがないか、私の発言のあれがちょっと何と聞こえたか分からないけれども、現と言っていました。間違いありません。

○7番（佐藤盛雄君） 前ではなくて、現教育長ということで申し上げたということでご理解いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君はいいですね。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで本日の日程は全部終了でございますが、ここで私から一言皆様に申し上げます。

ここで令和2年12月定例会におきまして、町議会、星能哲議員と玉川一郎副町長に対する問責決議が決議されました。このことは、令和3年1月発行の町議会だよりより町民の皆様には知らされ、またその後民間誌にも掲載され、町民の皆様には町や町議会に対する不安と疑念を抱かせてしまいました。この問責決議案は法的効力はありませんが、星能哲議員に関しては議員個人の判断、また玉川一郎副町長に関しては町の責任の対応となっております。町議会議員がこのような事態を招いたことに対しまして、町議会を代表いたしまして深くおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。今後は、議員一人一人が政治倫理をわきまえ、町議会が一体となって町民の皆様の信託に応え、町の

振興、発展に尽くしていく所存でありますので、議員各位の皆様におかれましてもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げまして、私の発言といたします。よろしくお願いします。

また、ここで10番、星能哲君より発言を求められておりますので、これを許可します。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 一言申し上げます。

このたび問責決議には大変ご迷惑をかけました。つきましては、町民の皆様、星學町長様及び町行政当局、小玉議長並びに各議員の皆様方に対しては、この場を借りまして衷心より陳謝いたします。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（小玉智和君） それでは、本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。（午後 0時04分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月10日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和３年第１回下郷町議会定例会会議録第２号

招 集 年 月 日	令和３年３月１０日			
本会議の会期	令和３年３月１０日から３月１９日までの１０日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和３年３月１５日	午前１０時００分	議長 小 玉 智 和
	散会	令和３年３月１５日	午後 ２時２７分	議長 小 玉 智 和
応 招 議 員	１番	星 和 志	２番	小 椋 淑 孝
	３番	佐 藤 勤	４番	山名田 久美子
	５番	星 昌 彦	６番	玉 川 邦 夫
	７番	佐 藤 盛 雄	８番	星 輝 夫
	９番	湯 田 健 二	１０番	星 能 哲
	１１番	湯 田 純 朗	１２番	小 玉 智 和
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１番	星 和 志	２番	小 椋 淑 孝
	３番	佐 藤 勤	４番	山名田 久美子
	５番	星 昌 彦	６番	玉 川 邦 夫
	７番	佐 藤 盛 雄	８番	星 輝 夫
	９番	湯 田 健 二	１０番	星 能 哲
	１１番	湯 田 純 朗	１２番	小 玉 智 和
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	７番	佐 藤 盛 雄	８番	星 輝 夫
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	代表監査委員	渡 部 正 晴
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 3 年第 1 回下郷町議会定例会議事日程（第 2 号）

期日：令和 3 年 3 月 1 5 日（月）午前 1 0 時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
散	会	

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号8番の星輝夫でございます。今回も一般質問行わせていただきます。なお、今回3項目ほどでございまして、1つ目に災害時の緊急受入れについて、2つ目に下郷町工事発注の件について、3つ目に社会福祉協議会の支援について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1番、災害時の緊急受入れについて。令和2年9月定例会の一般質問で、災害発生時に民宿や旅館、ホテル等の施設を検討したいとの答弁をいただきました。12月定例会の一般質問で、仮契約や本契約などは進んだのかという質問に、当局からは調査を行っているとの答弁があり、災害はいつ発生するか分からない、国道が通行止めの場合、江川地区の住民はどこに避難したらよいかという再質問をいたしました。この際、当局から耐震等の関係で4施設が利用可能であるとの答弁がありました。それはどこなのかお伺いいたします。

水害、地震災害、雪害、火災など様々な災害がありますが、全ての災害に対応できる施設があるとは思えません。2月13日午後11時8分頃に福島県沖を震源とする震度6強の地震が発生しました。町民体育館は、いまだ耐震不足のまま放置の状態であります。江川地区住民はどこへ避難したらよいのか。一步でも前へ進める当局からの回答を切にお願いいたします。

また、大震災から10年、令和元年秋の豪雨災害から1年半となります。現町長の任期は9月までありますが、それまでに解決できるのか、町長さんの考えをお伺いいたします。

2番目、下郷町工事発注の件について。新年度予算は、議会の予算特別委員会で審議をし、本会議で可決しています。その後、新年度に町が設計や工期を決定し、入札を行い、請負業者を選定。選定された業者が工事に取りかかり、工期限内に完了する流れになっていると思います。本年度において、施工区間の起点から終点まで完了しなかった町の工事はあったのか、当局へお伺いいたします。

3番目、下郷町社会福祉協議会の支援について。下郷町社会福祉協議会は、訪問介護、

訪問入浴介護、居宅介護支援、在宅介護、ボランティアセンター、共同募金など様々な業務に携わっております。コロナ禍でも職員の方々は町民のため、家族のため、安心、安全のために業務を行っております。昨年から続く新型コロナウイルスの影響により利用者が減少しています。職員の給料を減額してまで運営を継続しております。国からコロナ関連予算が交付されると思いますが、町は下郷町社会福祉協議会へさらなる支援策を考えてはいかがでしょうか。当局へお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の災害時の緊急受入れについてでございますが、1つ目、議員のおただしの旅館、民宿で4施設はどこかにつきましては、避難所として利用可能という判断ではなく、昭和56年建築基準法改正以降建築された施設で、かつ土砂災害警戒区域等に該当しない旅館、民宿が4施設であるということでございます。去る2月16日に湯野上温泉観光協会の方と担当で災害時における湯野上地域の旅館、民宿避難先としての提供について意見交換を行っております。その中では、多くの施設が土砂災害警戒区域内で建物の耐震性に不安があることや、宿泊客の対応も出てくるので、一般の人を直接受入れは難しいし、特に家族経営をしているところではできないのではないかなどの意見がありました。このような状況の中で、町としましてはまだ協定も締結していないことから、施設名等につきましては答弁を差し控えさせていただきたいと思います。ただ、施設名等を公表しますと、ほかの民宿、旅館が危険かというような印象を与えかねませんので、何とぞご理解をお願いいたします。

2つ目の江川地区の住民はどこに避難すればよいのかにつきましては、これは災害の種類などによって異なりますが、今後も地域の方々と協議を進める考えでございますが、土砂災害により道路が寸断された場合の避難方法としては、町の指定避難所のほかに平時から親戚や知人宅も事前に想定し、防災ハザードマップで土砂災害警戒区域等以外により安全な場所、建物への避難をお願いをするようになります。また、周辺で災害が発生している場合は、立ち退き避難がかえって命の危険を及ぼしかねないと判断される場合には自宅での垂直避難、2階に逃げたり、より安全な部屋等への移動をお願いいたします。とにかく災害状況を把握していただき、命を守る行動を優先し、避難行動をお願いしたいと思います。町といたしましても、町民の皆様の安全、安心を確保するため、町民が安全に避難できるよう早めの避難誘導が重要と考えております。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になることが予想される場合や、夜間等に避難勧告を発するような状況が予想される場合には早めに避難勧告等を発令し、町民の皆様方が安全に避難できるように誘導し、町民の皆様の安全の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、大きな2点目の下郷町工事発注の件でございますが、町の請負工事については、議員おただしのようにより3月定例会予算特別委員会で審査し、本会議にて可決していただ

いた新年度予算の下、担当部署により発注に必要な設計書を作成して、入札等により落札した施工業者と請負契約を締結した上で工事を実施しております。また、工事の契約期間である工期についても福島県の示す標準工期を基に決定し、請負契約書に明記しておりますので、設計図書に示す工事内容を工期内に完成する流れでございます。ただし、発注した工事によっては、天候や現場の地理的な要因、資材不足などの外因的な要因により当初の請負金額や契約工期内での完成が困難であると判断した場合には契約を変更し、請負金額の増減や工期の延長を行うものでございます。そのような条件の下にあって、今年度の町道における施工区間の起点から終点で完了しなかった工事の有無についてでございますが、完了しなかった町道の工事はなく、変更契約も行われ、設計図書に示す工事数量の出来高を満足せずに完了した工事はございません。これは、本年度以降の工事についても同様でございます。

次に、大きな3点目の下郷町社会福祉協議会の支援でございますが、本町では去る2月の臨時会において、新型コロナウイルス感染が発生する中、高齢者や家族生活を支えるための事業を行っている町内の介護福祉施設や医療事業主に対して事業の維持支援と負担軽減を図るため、下郷町介護福祉施設及び医療体制維持助成金を交付したところでございます。また、去年は国が介護サービス事業従事者に対して新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、介護分として1人5万円の慰労金を支給するなど介護事業所に対しての様々な支援をしているところで、今後の感染状況にもよりませんが、新型コロナウイルスの感染が全国的に再拡大した場合は、国、県の動向を踏まえ、介護福祉施設や医療事業主らの関係者に対する支援は必要だと考えております。また、本町におきましては、介護サービスを提供する事業者については下郷町社会福祉協議会をはじめ幾つかの収益事業者がございまして、このような状況の中で、下郷町社会福祉協議会は地域福祉の中核的な法人格としてのほか、介護保険事業としての収益事業でもありますので、議員のおただしの町として下郷町社会福祉協議会に対する支援策のご提案ですが、今後健全な運営を存続するため、地域福祉の推進役として支援策、さらには収益事業者への支援策など、どのような支援が必要なのか検討、整理してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありますか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点目の災害時の緊急受入れについてでございますけれども、4施設、大丈夫かなと思ったら無理だと。一時避難はできないのか。また、湯野上観光協会さんと協議をしたと言われておりますけれども、どういったメンバーと協議をなされたのかお尋ねいたします。

それから、耐震問題で町民体育館、10年近くなります。私も一般質問を何回もやっております。昨年、ある代議士と3回くらい会うことができました。そのときに耐震の問題も話しまして、そこで町長さんに会って話をしてください、言ったのですけれども、なかなか会えなくて駄目でありました。そこで、今年は会って話をし、協議をしてもら

いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、2つ目の下郷町工事発注の件でございますけれども、ほかの町村では大変にもめているところありますけれども、官製談合ということで。本町ではそういったところはないと思いますけれども、どのような防止策を取っているのかをお尋ねいたします。

それから、町道の工事でございますけれども、一か所も無駄なく完了したと言われております。本当でしょうか。あの小野町道線、ちょうど看板取り外すときに私通りしました。工事業者に聞きました。30メートル残っているのではないですか。いや、予算がなくてこれで終わりです。すぐに私は町建設課課長さんに電話しました。しかし、課長さんは休みでいなかったと。そのときに対応した職員がやはり予算がなくこれで終わりだと言われました。地区には回覧、チラシでここからここまでやると写真入りで出ているのです。区民はみんな分かっているのです、ここまでやるのだなと。その取消しとか、そこでストップした誰かがいると思うのですけれども、それは誰なのかお尋ねいたします。

3番目の社会福祉協議会への支援についてでございますけれども、協議会も職員もコロナの中での先頭になって町民のために働いております。去年の12月で1人が辞め、今年の3月で2人が辞めます。大変です。ある地区の年寄りが去年の暮れに入院し、そして今年の20日に退院してきました。そこで、その人は東京に息子がいる独り住まい。地区の民生委員からお願いし、そして1日置きに介護、身の回りの世話をやっております。本当に頭が下がる思いでございます。そういった観点からもやはり新たな支援を私は社会福祉協議会にしてもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番の星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思いますが、避難所としての利用可能かどうかの判断、要するに昭和56年度以降の建築基準法の改正以降の建物についての施設の件と、協議したのはどなたかと。団体の方でございますが、湯野上の観光協会の代表者。

それから、町民体育館の耐震性のことについては重々私も承知しておりますし、私が町長になる前からの耐震の調査をした結果の状態であることは間違いないと。今後、避難場所のハザードマップにはその施設が入っていませんけれども、今後町民体育館の事業についてはやはり民間の方々の判断も必要だと思いますし、地域の方々の判断も必要だと思いますから、その維持についてはこれから考えていきたいと思います。ただし、町民の避難については今情報が早い。要するに台風は10日前頃から情報が分かるし、そして雨量の関係についても3日前からこの地域は100ミリ降りますよ、150ミリ降りますよというような情報がテレビとラジオ等で教えていただいて、気象庁から教えていただいて注意喚起を促されておりますので、要するに避難の関係について、発令については早めに今後していかなければならないということです。

あと、町民体育館のことについては、議員のおっしゃるようなやっぱり行政は行政で

すから、立法の関係についてのやはりそれは要望として申し上げることはできますけれども、そういう協議は私はしません。やはり要望としてお話ししたいと思います。

次に工事発注の件でございますが、あくまでも発注する場合には設計書をつくり、そして順序としては総務課のほうにその入札行為を行う順序になっていますから、設計書を作成した課では発注しておりません。

それから、工事関係については予算の関係もございますが、やはりその予算でできる延長もございますが、予算でできない延長もあるのです。それはどういうわけかという、単価が常に変わってくるのです。これは、県の示している工事単価は常々変化がありますから、その変化に基づいて設計書はつくるわけですから、前半と後半では全然違います。小野の町道については、かなりやっぱり工期がかかる。工期がかかるということは、その中身が変わってくるということもございます。設計変更する場合は設計変更しています。ただし、それに割り振りした予算についてはそれ以上は、工事をそのままにして、金額でやるという場合もありますので、その辺は建設課長が決める範囲内でやっていただいていると思いますけれども、工事をストップするなんていうことは一切ありません。ですから、次年度にその工事を完了するように極力私のほうでは考えて工事の発注はしておりますので、ご理解いただければと思います。

社会福祉協議会は、あくまでも外郭団体でございますが、町が支援している団体ですし、財産については町の財産でありますから、支援については何ら問題がございません。しっかりとやっていただくと。ただ、社会福祉協議会の会長ではないので、私からはあまり申し上げることはできませんけれども、職員の退職ということは体の都合があったり、年齢に達したので辞めたいということであれば、それは会長さんがお認めになることであります。私が以前会長にさせていただいたときには、社会福祉協議会の事業を行っている職員の給与の改善もいたしました。それから、現在町長として社会福祉協議会には以前2名分の職員の給与分しかしていなかったのですが、今は3.5人の給与の支援はしておりますので、十分に支援はしているつもりでございますけれども、今後のコロナ禍の中でそういう不足分が生じる場合は支援していきたいし、この状況はやはり下郷ホームの増設、増床、あるいはレジデンスふじの郷の新築等も入ってきまして、デイサービスや何かの人数がそういう3か所で割り振りというか、行ってそこを利用するという方も多くなってきましたので、やはりなかなか厳しい事業展開になるかと思いたすけれども、あくまでも町の施設、町が財産としている施設で事業を行っているわけですから、支援については何ら私はやっていかなければ、そういう支援は当然だと、こう考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） 再々質問、2点ほどお伺いいたします。

災害時の緊急受入れについてでございますけれども、湯野上の観光協会と協議をなされて、避難所としては無理だと言われて、それでよろしいのですか。あの芦ノ牧のよう

にほかの町村では受けているのです、協定を結んで。それから、今言ったように陳情ではなくて、会うことなく、要望だったら会うというその代議士とそう受け取っていいのかどうかお伺いいたします。

それから、下郷町工事発注の件でございますけれども、入札するときに距離ここからここまで、予算はここからここまでという、そう決めて入札を行うと思うのですけれども、私は地区に対して写真でここからここまでやると、今日持ってきておりませんけれども、そこまでやっているのに予算がないからやめるというのはちょっとおかしいような気がするのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 避難の施設の関係については、1回目で申し上げましたとおり、提供についての意見交換を行っております。それから、このような状況の中でも協定を締結しないことから施設名等については答弁しないということでしたけれども、やはりこれはあくまでも個人の施設です。町がこういうふうに締結してくれ、締結してくれということではない。あくまでも提供される、そうした場合に締結をしようかということの話になりますから、これは時間もかかるし、ここで私がそのように説明しなかったのもそういうことがあります。やはり安全な場所、要するに一時的避難場所の確保はやっぱり当然しなくてはならない、体育館除いて。ですから、そういう事業を今後町として展開していきたいと。以前にも関係議員からそのような質問もございましたので、ぜひ緊急の場合の一時避難する広場等はやっぱり設置していかなければならないと私は考えておりますので、ご理解願います。

工事関係については建設課長からまず答弁させますから、そのようにお答えします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどの星輝夫議員の再々質問にお答えいたします。

施工区間に関する話なのですけれども、町道湯野上小野線につきましては、実際の施工区間というのはそのお知らせにあったとおりの区間を施工してございます。ただし、施工した内容がもともとの道路の舗装補修プラスL型側溝の再設置及びその上の凍上抑制工のファインシートの工事になるかと思うのですが、舗装補修に関しまして施工区間は全て満足してございます。ただし、ファインシート工法につきましては、当初予算の割りつけというのもあったのですが、当初からその辺の部分までちょっと全部の区間に間に合わすことができなかったために最終的には延長、当初の施工区間と言われている延長よりは短く設計して発注してございます。ただし、町道湯野上小野線に関しましては、継続事業でずっとやってきた事業でございまして、新年度、令和3年度につきましても予定していますので、その辺を踏まえて施工を続けていくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れありませんか、8番、星輝夫君。

○8番（星輝夫君） よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これで8番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、通告どおり一般質問させていただきます。

1点目に、町執行の入札率についてお伺いします。先月の25日、隣町の会津美里町で町長が官製談合防止法違反で逮捕されるという驚愕な事件があり、その後町長は辞職され、新聞やテレビでも大きく報道されたところではありますが、そこでお伺いします。

官製談合は、法律に反する行為であり、あってはならないものですが、当町が発注する工事の中では絶対にないものだと言い切れるかどうか、町長にお尋ねいたします。

また、過去3年間で予定価格と同額、100%となるケース、さらにはこれに近い98%から99%のケースは何件あったのか。また、100%となったケースがある場合、その工事名、工事請負額、工事請負者をお示しいたきますようお願いいたします。

さらに、代表監査委員にお尋ねいたします。毎月の例月監査や決算監査、定期監査と敬意を表しますが、これら監査を実施されている中で、特にここ3年間程度において入札率が高い、疑わしいと思われたケースはあったのかどうか。あった場合、町に対して聞き取りなどは行ったのかをお尋ねいたします。

2点目、補正予算の対応についてお伺いします。12月定例会の議案審議の中で下郷町地域振興株式会社や観光公社へ指定管理委託料について、町長はあくまでも予算であり、1月か2月中旬までには12月までの実績、運営上の収支が確定するので、精査、協議をして額を決定し、その中で補正をして支給したい。さらには、これに係る資料の提出も要求されておりましたが、これも後から出されるとお約束され、これらを承認していただかないと国の交付金を返さなければならなくなり、その他の事業にも影響があるからという説明、回答があった中で補正予算を承認しております。しかしながら、本定例会での報告や資料の提出はなく、予算の補正もなし。初日の町長提案理由の説明でも一切触れておられませんでしたが、指定管理委託の相手方との協議状況や町の対応、実施状況の報告、さらには12月定例会で約束をされていた資料の提出を速やかに行うべきと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

また、国の一次補正、二次補正分における各事業の精査状況はどのようになっているのか。これらの事業の財源は一般財源のままであり、精査後、国県支出金に振り替えるといった説明がありましたが、本定例会、本年度の最後の定例会になると思われませんが、そのような補正はないようであります。専決補正で追加事業が行われるということは、それなりの各事業の精査ができていると思われませんが、なぜ財源補正を行わないのか。また、現時点で精査状況について議案審議となる最終日までに配付すべきと考えますが、町の対応についてお伺いします。

町長や各課長が議会で答弁し、約束されたことを実行せず、またその理由説明もしないということはどういうことかお尋ね申し上げます。

3点目、子育て支援についてお伺いします。会津縦貫南道路の工事も当初予定からは

若干の遅れはあるようですが、令和7年度には国道289号線まで開通する見込みとなっており、様々な分野での効果に期待されるところであり、会津若松市方面への移動も短縮され、これを利用する町民も喜ばしいものと思われます。また、これを利用し、会津若松市等に移住してしまう若い世代を下郷町にとどめる策にもなると思われますが、それにはまだまだ町の支援などが不足しております。特に必要なものが子育て支援や児童生徒の環境整備であります。町は、入学祝金や学校給食費の無償化など一時的な現金支給を行い、確かにそれらをいただくときは喜ばれますが、本当に若い世代が求めていることは住みやすい町であり、会津若松市に通勤するのであれば保育所の開所時間、閉所時間を延長することによって通勤時間にも余裕ができ、子育て支援にもつながるものと思われる、保護者から要望があるから、ないからではなく、実際に下郷町に住んでいない人と呼び寄せるための策として必要であり、会津縦貫南道路が開通する前から実施していくべきものと考えられますが、町長のお考えをお伺いします。

また、もう一つの子育て支援策として、小学校の統廃合であります。以前にも一般質問させていただいておりますが、中学校を卒業し、他市町村にある高校へ進学する子供たちに他市町村に劣らない学力をつけていくためには、少人数での教育では限界があると考えられます。教育環境も滞ってしまい、高校に進学すればJRの数倍高い、どこよりも高い会津鉄道の料金を払いながら通学しなければならない。この状況を打破し、下郷町に住んでいてよかったと思われる子育て支援をしていかないと、下郷町に住む若者、子供がいなくなってしまう。検討していくと、余裕もない状況になっているほど子供たちの人数も減少しており、急務な問題となっておりますが、教育長はどのようにお考えなのかお伺いします。

4点目、収納対策について。町税や各種料金における収納対策についてお伺いします。多くの収納額を抱える町税や各種料金について、今年度町はどのような対策を図り、来年度に向けてどのような課題を持って挑む考えでいるのかお伺いします。

また、昨年度、町県民税の課税誤りがあり、多くの町民にご迷惑をおかけしたと思いますが、そのうち課税誤りで追加課税となった方は全員納付されたのかどうかお伺いします。

現在町が抱える税や各種料金の滞納状況を考えると、収納対策も困難であり、これに関わる職員も大変であると認識しているところではありますが、この対策の一つとして、全国的にコンビニ納付やクレジット納付を取り入れている市町村が増えてきているようであります。特に当町の若い世代は町外へ勤務する方の割合が多く、夜間勤務をしている方も多数おり、金融機関へ行く時間もままならないため、口座振替も不便であるとの声が多く聞かれます。以前、既に引退されている議員の一般質問でコンビニ納付について質問があり、前向きな検討をしていくと回答があったと思いますが、その後検討結果はどのようになったのかお尋ねいたします。

当町が昨年度納税組合制度を廃止した現状を考慮すると、町内に3店の24時間営業コンビニがあり、さらにキャッシュレスの時代になってきていることを考慮すると、クレジット納付は必要不可欠なものとなってきていると思われますが、これらの導入につい

て町長のお考えをお伺いします。

以上4点、よろしく答弁お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町執行の入札率についてのお答えをいたします。まず、本町が発注する工事において官製談合は絶対ないのかとのご質問ですが、そういった事実は一切ございません。

また、落札率についてですが、過去3年間において予定価格と同額、落札率100%の工事は、令和元年度に河川工事で1件ございます。ただし、積算段階での工事価格を算出する際に端数については1,000円単位を切り捨ててしまった金額となります。また、これに端数が生じない場合もあることから、入札上問題はないと考えております。なお、工事名等でございますが、本町では工事発注見通し及び入札状況調書については閲覧による公表となっておりますので、また予定価格については非公表となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、落札率が98から99の工事についてですが、平成29年度が71件中53件、平成30年度が64件中47件、令和元年度が79件中25件でございます。

2番の質問については監査委員からの答弁になります。

それから次に、大きな2点目の補正予算の対応でございますが、まず下郷町観光公社や下郷町地域振興株式会社との新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援額、追加指定管理料についての協議の経過であります。12月までの売上金の実績や運営上の収支が確定してからそれらを精査の上、両者と協議して価格を決定したいと考えておりました。なお、両者が2月中旬に収支、支出額が確定してまいりましたので、改めて資料を提出していただき、再積算した額に基づき協議したところであります。支援額、指定管理料でございますが、まず観光公社につきましては10月から12月につきましては前年度並みの収益まで盛り返し、4月から12月の売上げ実績が当初の見込みより約544万円増の6,530万2,734円となり、前年度比売上げ減少額は約1,000万円ございました。なお、施設ごとに支援額を4分の3とし、支給額合計は888万円であり、各種コロナ給付金を減額しますと、最終的には約483万円となっております。また、下郷町地域振興株式会社の道の駅しもごうでございますが、同じく売上額や収支状況で確定した資料を再提出していただき、売上額は仕入れ額を差し引いた粗利益により算出したしました。最終的に4月から12月の粗利益は3,777万4,000円となり、前年度粗利の4,892万1,000円との減収額は1,114万7,000円ございました。これらの4分の3の支援額は836万円となり、新型コロナウイルス給付金等を減額しますと最終的には353万3,000円の支援額となります。なお、地域振興株式会社におきましては、去る3月6日の土曜日に取締役会を開催し、額についてはご報告、了承を得ているところでございます。

なお、協議の経緯と額の積算につきましては、この後総合政策課長より手配しました資料に基づき報告させていただきますので、よろしくご理解をいただきます。

さらに、臨時交付金の執行率、執行状況でございますが、まだ終了しない事業もあることから、財源の補正は行っておりませんが、これらも執行状況によって総合政策課長より説明させますので、よろしくご理解願います。

次に、大きな3点目の子育て支援でございますが、少子高齢化が進行する中、子育て支援は町の重要課題と認識し、昨年4月に策定された第6次下郷町総合計画でも主要施策と位置づけ、各種施策に取り組んでおります。具体的には保護者の経済的な負担軽減を図るため、子宝祝金として第3子に10万円、第4子に20万円、第5子以降30万円を支給しており、平成30年度から小中学校の学校給食費を完全無償とし、小中学校への入学時には入学者1名につき3万円を入学祝金として支給しております。また、昨年10月から開始された国の幼児教育無償化に伴い、保育料無償化の対象年齢を拡大し、町では2歳児から5歳児までとしております。さらに、令和3年度からは子ども・子育て支援だけでなく、結婚意思はあるが、新生活にかかる資金に不安を持つ未婚者の後押しを図るため、結婚新生活支援事業を予算案として計上させていただいております。

ご質問のありました保育所の開所時間延長についてですが、就労環境の変化等により保育時間延長の必要性は十分認識しております。また、保護者からも同様の意見をいただいておりますので、令和3年度から開所時間を30分繰り上げまして、午前7時から開所していきたいと思っております。今後につきましても子育て支援のさらなる充実を図るため、他の支援策や近隣町村の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、子育て支援策の小学校統合については教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

次に、収納対策について。4点目の収納対策でございますが、滞納者に対しては督促状、催促書の発布、夜間徴収及び調査により資力があるかどうか判断し、資力があると判断した場合には交渉を行い、それでも納付がない場合には差押えの実施をしております。また、資力がないと判断した場合は滞納処分の執行停止を行い、3年経過後に資力が回復しない場合は不納欠損を行っております。来年度につきましては、さらに滞納管理を徹底し、滞納者への調査を強化して実態を把握し、状況に応じた対応により収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、町県民税課税誤りにより追加課税になった方で未納になっている方は1名おりますが、現在納付交渉しているところであります。

それから、コンビニ収納の導入につきましては、町税等徴収対策連絡会議の中で現在検討を行っております。令和3年2月から税関係システムが株式会社TKCへの変更となり、コンビニ収納に係る概算の経費としましては、システム初期導入費、システム利用料、収納事務手数料で総額約353万2,000円の経費が発生し、その後毎年285万円の経費がかかります。クレジット納付についても毎年高額な経費が必要であり、費用対効果等を考慮し、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、納税貯蓄組合解散により納付場所も限られているところですが、東北6県ゆうちょ銀行、郵便局での手数料なしでの納付することができるマル公を、今まで住民税の

みでしたが、全税目で取り扱うように進めております。

以上であります。

○議長（小玉智和君） それでは、代表監査委員、渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） それでは、2番議員の質問にお答えいたします。

ここ3年以内に入札率が高い、疑わしいと思われるケースはあったかというご質問については、入札率が高いものはありました。特に工事関係について、先ほどの町長の発言どおりありました。監査の結果、原因につきましては予定価格に達するまで複数回入札を繰り返しております。そのために自然と入札率が高くなると思われます。多いときには4回以上、五、六回の入札が行われまして、予定価格に徐々に近づいていく、より100%に近い落札になるというわけです。また一方、逆に予定価格の50%で落札したケースもありまして、設計が正しく行われたかどうか検討する場合もありまして、いずれもその都度聞き取りを行っております。これについては、適切な入札を行う中であり得ることだと思いますので、入札については問題がないと考えております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、私から2番議員、小椋淑孝議員の3番目の質問、子育て支援策の小学校統合についてお答えをさせていただきます。

以前のご質問の際にもご紹介申し上げましたが、この問題については令和元年6月に町内保育所及び小学校の保護者意識調査というものを実施しております。その回答の内容としましては、今の人数でも6年間学ぶことは適切かという質問に対して、適当であるが37%、適当でないが35%、分からないが28%という結果でございました。この回答割合で読み取れることは、保護者の意見が拮抗しているというような状況でございます。この調査後、町教育委員会といたしましては定例会や町部局含めた総合教育会議を開催しまして議論を重ねてきたほか、各学校長やPTA会長に対してもアンケート結果の情報提供などを行いまして、課題の意識を共有してまいりました。今後、新年度からの取組といたしましては、当初予算案において教育懇談会の開催に係る費用を計上させていただいております。この教育懇談会には各学校からの保護者、今予定していますのは8名、学識経験者、これは校長先生になるかと思いますが、4名、あと各地区の代表者3名からなる構成により少人数教育の在り方や課題についてさらに議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、今回ご質問いただきましたとおり、本町の高校生はほかの市町村と比較しまして通学面で不利な状況ではございますが、平成14年からだと思いますが、四つ葉のクローバープラン推進会議を核とした小中連携、小小連携といった、今は保育所も含まれておりますが、そういった連携による取組をいたしまして、確かな学力の育成を目指していきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上私からの答弁でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えしたいと思います。

本日の開会に当たりまして、資料2つ配付させていただきました。1点が公社と道の駅関係の指定管理料について協議経過、もう一つが地方創生臨時交付金の執行状況というような資料でございます。まず初めに、公舎及び下郷町地域振興株式会社の指定管理料について（協議経過）という資料に基づきましてご説明させていただきたいと思います。1ページ目に協議経過が書かれております。なお、考え方ということで、2ページ、3ページ目がその積算の概要について、4ページ、5ページがその積算に当たりまして提出いただいたご資料、また6ページ、7ページに資料という形になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、協議経過でございますが、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国の緊急事態宣言や外出自粛規制などにより、大幅な売上げ収入の減額が見込まれ、持続的な経営に支障を来していることから、令和2年11月24日付下郷町観光公社に係る指定管理契約協要望書及び下郷町地域振興株式会社（道の駅しもごう）に係る指定管理契約協議要望書によりそれぞれ令和2年度の指定管理料の額の変更協議（追加要望）があったところであります。なお、本協議につきましては町と指定管理者間における管理運営に関する基本協定書第19条及び町指定管理制度導入に関わる指針第5、（1）、イの規定により協議するものであるが、さらには令和2年3月27日付総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡、新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点に基づき協定書第23条の管理運営上のリスク分担の考え方により、相互に審議に基づき協議するものとしたということでございます。

まず、基本協定書第9条という言葉が出てまいりましたが、後ろに協定の抜粋一部載せてございます。5ページをお開きいただきたいと思います。6、その他（参考）ということで、町指定管理制度に係る基本協定等は次のとおり一部抜粋になっておりますが、基本協定、指定管理料の額の変更ということで第19条でございます。甲または乙は、指定管理期間中に変更すべき特別な事情が生じた場合、また当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとなっております。2番ですが、甲また乙は前項の申出を受けた場合は協議に応じなければならない。3、変更の可否や金額変更については前項の協議により決定するものとするというふうになっております。

また、23条にリスク分担という、この後説明いたしますが、管理業務を行うに当たり想定されるリスクの分担については、別紙1のとおりとなっております。また、2番に前項に定める協議で疑義がある場合または前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲、乙が協議の上リスク分担を決定するものとするというふうになっております。

また、指定管理者導入に関わる指針ということで5番ございまして、指定管理料の額というところです。（1）、指定管理の支払い、イ、指定管理料の増額及び減額、町の求めに応じ、指定管理者が実施する業務を変更した場合及び社会経済情勢の大幅な変動があった場合は、町と指定管理者の協議により指定管理料を増減、または減額できるも

のとする。町と指定管理者の協議が調わない場合は、町が指定管理料の決定をするものとするというような内容になってございます。

また、今ほどちょっと申し上げました総務省の通知でございますが、7ページ、ちょっとお開きいただきたいと思います。事務連絡の令和2年3月ということで、昨年のちょうど今頃になります。新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点についてというような内容でございます。新型コロナウイルス感染症の対応について、指定管理者が管理する公の施設（以下「施設」という）においては、施設利用の休止、事業の中止や延期など感染拡大防止に向けた様々な対応や施設利用者による施設利用の中止や自粛などが施設の運営状況に影響を及ぼしていることと承知しております。感染拡大防止に向けた対応により生じた施設における減収分等においては、各地方公共団体と指定管理者の間に締結した協定等においてリスク分担の考え方が示されている場合は当該考え方にに基づき対応し、地方公共団体と指定管理者の間に協議することとされている場合は当該協議に基づき取扱いを定める等、協定等に基づき適切に対応されるべきものです。また、協定等において取扱いが明確でない場合は、地方公共団体と指定管理者の間に別途協議を行い、取扱いを決定することが必要であると考えられます。つきましては、指定管理者制度を導入している地方公共団体におかれましては、以上のことを踏まえ、適切な運用に努められますようお願いいたしますというような通知の内容になってございます。

こちらに基づきまして、もう一度1ページのほうお戻りいただきたいと思います。まず、1番の「公の施設」管理運営上のリスク分担ということで、先ほども出てまいりましたが、町には下郷ふれあいセンターや大川ふるさと公園、コミュニティセンター等一般町民等が利用できる公共施設が数々ございます。これらの公共施設を地方自治法第244条では公の施設と呼ぶ。一般財団法人下郷町観光公社の間では町内の6施設において、さらに下郷町地域振興株式会社との間では道の駅しもう施設において公の施設の管理運営に関する基本協定を既に行っているところである。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言や当該公の施設の臨時休業、大幅な収入の減少は、当初より予見できるものではない不測のリスクであり、基本協定書の第23条のリスク分担においては9の不可抗力に該当するものと考え協議するというような内容でございます。

不可抗力という言葉が出てまいりましたが、すみません、もう一度お戻りいただいて6ページお開きいただきたいと思います。上のほうから公の施設についての地方自治法がございましたが、その下、基本協定第23条別紙1についてということで指定管理者における施設の管理運営上のリスク分担についてもう既にうたってございます。左のほうから種類ということで1番から14番までございます。物価の変動、金利の変動、3番、施設、設備、備品等の損傷ということでいろいろございますが、右の欄見ていただきますと、リスク分担ということで丸がついております。このような場合はどちらがいわゆるリスクの負担、いわゆる簡単に言うと金額の負担を見るのかというような内容でございますが、今回につきましては、9番御覧いただきたいと思います。不可抗力ということ

で、地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期または臨時休業ということでこの不可抗力の欄を採用してございます。こちらにつきましては、両者の協議によるということになっておりますので、先ほど総務省の指示にもありましたように、両者の協議をするというような中身で協議をさせていただいたところでございます。

続きまして、もう一度、今度は1ページにお戻りいただきたいと思います。2番、新型コロナウイルス感染症による収入減少に係る町支援という欄でございます。さきにも挙げましたとおり、指定管理者制度は公の施設における管理運営権の設定である。また、指定管理業務は町の公共サービスとして位置づけられる。指定管理事業者は、当初より事業経営の持続を前提に人員の配置や物品の調達を既に行っており、事業の継続性や安定的な経営の確保のためには町の継続的な支援が必要であると考えられる。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から緊急事態宣言中に休業した場合の機会損失による収入減少、また年間通しての収入が大幅に減額になった際に損失が発生するなど、それぞれについて損失または補償を算出することは難しいが、既に感染拡大防止のために新たに必要となったコストが発生するなど公の施設における指定管理業務の安定的な経営の持続化には町の財政支援が必要であるとの観点から、次のとおり支援策を検討したところでございます。下の米印がありますが、上の欄が公社の臨時休業期間でございます。令和2年4月21日から5月15日まで25日間、下が道の駅しもごうの臨時休業期間ということで4月25日から5月15日まで21日間というような内容になっています。

3番ですが、新たな指定管理料の財源と算出という欄でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対策や今後の経済活動の支援に向けた対策等では多額の予算が必要であるため、町の財政的にも不安定な状況にある。このことを踏まえ、今回の町の財政支援については国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、指定管理者持続化事業として同実施計画により支援額を算出するものとしたということです。米の欄、以前も一度申し上げておりますが、国の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の指定管理者持続化事業でございます。①番、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた公共施設の町指定管理者に対しまして、感染症拡大防止対策のステージに十分に配慮した上で実施する維持管理体制を支援し、経営の安定的な持続を図る。②番、公共施設維持管理体制（指定管理業務）でございますが、に関わる経費を対象とする。3番、対前年度比4月から12月の減収分の4分の3以内を支援する。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る国、県、町の各種給付金、支援金、協力金は除くということで算出に当たったところでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。まず、4の1が公社の指定管理施設及び積算の基礎というような内容でございまして、公社につきましては左のほうから養鱒施設、勤労施設をはじめ、展示館まで6施設の指定管理でございます。令和2年4月から12月の当初の売上げ見込額ということで、こちらは12月の積算の見込みになっております。合計で5,985万9,145円売上げを見込んでおりましたが、令和2年の4月から12月の売上げ実績が出てまいりました。こちらにつきましては6,530万2,734円ということで、当初の見込みより544万3,589円増額というふうになっているところでございます。こち

らにつきましては、G o T o トラベルの国の支援や県民割、町公舎のご褒美プランなどそれぞれ支援策ございましたので、こちらの一定の効果があつたものというふうに考えているところでございます。前年の売上げ実績が7,531万5,438円でございますので、差引きしますとマイナスの1,001万2,704円というふうになってございます。これを支援額4分の3ということで各施設ごとに割り振ってございます。ただし、町物産館につきましては前年度比におきまして183万2,017円増額となっておりますので、指定管理支援額については除かせていただきました。合計が888万円ということでございます。なお、この下の欄、888万円から国、県、町のコロナ給付金等405万円を差引きさせていただきます、支援額合計ということで483万円の内容になっているところでございます。

その下の欄ですが、あと年間収支ベースということで、こちらは参考ということで見込額も含まれておりますが、計上させていただきました。Aの欄、こちらにつきましては売上げの実績ということで、6,500万円ということで上の欄と一緒にしております。また、1月から3月の見込額ということで550万円ほど上げております。なお、勤労者施設、食の館、三彩館につきましては閉館しておりますが、昨年度の実績の75%と見込んでおりまして、昨年度実績があつたということでこの場においては計上させていただいております。4月から3月の売上げの見込みということで、一番下の欄ですが、7,000万円ほど予定しております。また、支出につきましては4月から12月までの実績が8,300万円余り、また1月から3月までの実績につきましては、これ前年度の実績を採用させていただいております。約1,300万円ということで、最終的な支出につきましては9,600万円ほどを予定しているところでございます。最終的には約2,600万円ほどのマイナスというふうな試算になっているところでございますが、今公社のほうでも削減につきましては歳出の削減に努めているというような内容でございます。

参考の2になりますが、国、県の緊急事態宣言中、臨時休業させたわけでございますが、売上げ減収額、参考に載せております。内容は前年度の実績によるものとするということで、養鱒施設から町並み展示館までそれぞれ臨時休業でマイナスとなっております、合計しますと1,994万4,636円のこの期間中のマイナスというような内容でございます。

続きまして、4の2、下郷町地域振興株式会社指定管理料の積算の基礎というような内容でございます。①番に12月の積算時の資料ということで、まず一番上の欄御覧いただきたいと思います。この時点では臨時交付金の実施計画、9月15日に提出しておりますが、7月までの売上げ実績や10月までの売上げ見込み、そして12月までの最終売上げ見込みなどを想定しまして実施計画に計上していたところでございます。一番左の欄ですが、4月から10月までの売上げ収入済額ということで7,701万2,000円計上しております。11月から12月のこれは見込額として2,183万7,000円計上しておりまして、当初の見込額ということで9,884万9,000円見込んでおりました。前年度の実績が1億3,115万9,000円でございますので、前年度比売上げ減収額3,231万円ということで9,700万円の指定管理料を見込んでおったところでございます。

2番ですが、12月の積算時の売上げ実績及び前年度対比というものをそのまま採用し

ますと、下の欄を御覧いただきたいと思います。売上げの実績が1を超えまして1億152万1,000円ということで、増額267万2,000円の状況になっておるところでございます。最終的に③、3月積算時資料ということで、一番下の欄御覧いただきたいと思います。令和2年12月までの売上げ実績と収支状況の確定資料を追加提出いただきまして、2月中に再集計したというような内容になっております。内容的には売上高より仕入れ額を差し引いた粗利益により積算したということで内容になっております。その下の欄ですが、4月、12月の粗利益が3,774万円ということで、前年の4月と12月の粗利益が4,892万1,000円ということで粗利益ベースで考えますと1,114万7,000円のマイナスというような状況になっております。こちら4分の3いたしまして836万250円というような内容でございますが、その下の欄を御覧いただきたいと思います。国、県等の町コロナ関係給付金、それぞれ482万6,490円減額いたしますと353万3,759円ということで、1,000円切り捨てまして353万3,000円という内容になってございます。なお、国の雇用調整助成金180万円上げておりますが、当初150万円ほどでございまして約30万円上乘せになっておりますが、12月の積算時にはなかった雇用調整助成金いただいておりますので、こちらもプラスしてマイナスさせていただいたところでございます。

続いて、参考1、年間収支ベースということで、これも見込額でございます。左のほうから売上げの実績、12月までですが、1億152万1,000円ということで、1月から3月までの見込みを合わせますと488万円でございます、合計しますと1億640万1,000円の見込額というような内容になっております。なお、支出につきましては12月までが1億509万4,000円、1月から3月の見込みが1,498万5,000円、4月から3月までが1億2,007万9,000円ということで、約1,367万8,000円のマイナスの見込みというような内容になってございます。

参考2につきましては、同じく休業期間中の減額額でございます。道の駅しもごう1,705万4,459円というような内容になっているところでございます。

続きまして、4ページお開きいただきたいと思います。今ほどの積算をしました道の駅の年間ベースの、また月ベースの収支でございます。上の欄から、ちょっと見にくくて申し訳ないのですが、御覧いただきますと、左から月割になっておりまして、前期売上げというのが令和元年度でございます。当期売上げというのが2年度の売上げでございます、増減額ということで、例えば4月でございますが、908万7,000円の減額、5月、1,458万1,000円の減額、6月が353万円の減額ということで、7月、8月、9月まではおおむね減額しておりまして、10月、11月、12月、こちらは先ほどの各種支援事業の影響もあったかと思いますが、前年度比プラスというような内容になっております。12月末の合計で2,963万8,000円の減額というような内容でございます。

次の欄は、仕入れ高について記載しております。2段ほどありますが、こちらにつきましては御覧いただいたとおりでございますが、一番右端を見ていただきますと、仕入れ額につきましては前年が8,223万8,000円、当期が6,374万7,000円ということでございます。なお、上の売上げから仕入れ額を引いたものが粗利益というような内容でございます、当期の粗利益のAという欄御覧いただきたいと思います。53万9,000円から始ま

りまして、毎月こういう形で粗利益出ております。右端行きますと合計が3,777万4,000円ということでございます。なお、増減額につきましてはその下の欄、おおむねマイナスになってございます。ただし、10月と12月につきましては若干プラスになっているということで、1,114万7,000円のマイナスというような内容です。

続いて、人件費につきましても3段になっておりまして、こちらにつきましては増減額、人件費マイナスになっております。4月、135万5,000円から始まりまして、人件費のマイナス総合計が688万4,000円ということで、道の駅につきましても人件費の削減に努めていただいて、営業努力をしていただいたというような内容になってございます。

また、その下の経費欄でございますが、増減額等ございまして、この経費につきましては運営に関わる手数料、販売促進費、事務消耗品費、減価償却費など運営に関わる全ての経費になってございます。増減につきましては、4月が147万5,000円の増から始まりまして、おおむねマイナス傾向に動いている状況でございます。トータルにつきましてはマイナスの279万円ということで、こちらにつきましても一般管理経費につきましても約270万円の減額を営業努力においてしていただいたというような内容になっております。

一番下の欄ですが、販売管理費並びに当期の販売管理費Bという欄がございまして、この販売管理費につきましては、上の人件費と上の経費を足したものが当期の販売管理費Bというような数字になってございます。管理費についても合計しますと、ずっと行きますが、一番右端、4,134万7,000円の販売管理費がかかっているということで、増減しますと、その下の欄御覧ください。マイナス967万4,000円ということで、販売管理費、人件費並びに一般管理費につきましても約960万円ほど営業努力において合計マイナスしていただいたというような内容になってございます。

当期の利益計ということが一番下の欄に載っております。マイナス442万9,000円から始まりまして、最終的には今ほど申し上げました販売管理費の減額がございましたので、12月までにおきましてはマイナスの357万3,000円で圧縮したというような内容でございます。

参考4につきましては、ちょっともっと細かくて申し訳ないのですが、今の4月から12月までのものに対して1月から3月までの試算を追記しております。上の欄ちょっと御覧いただきたいと思います。当期の売上げ欄の1、2、3月でございしますが、昨年度から比べますと200万円以上の減額が今のところ見込まれているというような内容で、全体的には約4割程度の入り込みというような状況になっているところでございます。なお、仕入れ額につきましては、こちらは上の欄を参考に試算して入れてあります。また、粗利益、次のページの人件費、経費につきましては前年度の数字をそのまま使いまして、端数切捨てした中でそのまま採用させていただいております。こちらあくまで見込額ということでございますが、最終的には1月から3月末までで1,010万5,000円の減額が見込まれるということで、内容でございます。先ほどの12月までのマイナス350万円ほどございましたので、合わせますと約1,360万円ほどの減額が見込まれているというような状況です。

5番ですが、新型コロナウイルス感染症対応経営持続化支援額（指定管理料）についてというような内容でございますが、令和2年3月27日付総務省自治行政局経営支援室事務連絡、新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用の留意点に基づくとともに、上記の積算の基礎を踏まえ、町観光公社の経営の持続化支援のための計483万円及び町地域振興株式会社の経営持続化支援のための353万3,000円をそれぞれ追加指定管理料として支援するものとするというような内容で協議したところでございます。

指定管理については、今の説明のとおりとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あともう一点、臨時交付金の活用状況ということで、もう一点資料お渡ししているかと思ひます。3月11日現在の資料ということで、先ほどもありましたように事業まだ動いている段階ではございますが、11日現在の資料ということで作成させていただきました。上の欄にまず一次交付決定額5,719万4,000円、二次交付決定額1億9,596万8,000円となっておりまして、三次配分予定額ということで3月中となっておりますが、こちらについては決定はこれから3月中に国から来るというような見通しになっておりまして、総額1億59万5,000円という内容になっております。この内訳でございますが、そのまま右の欄見ていただきますと、うち年度内分ということで222万4,000円、もう一つ、うち本省繰越分ということで9,837万1,000円、2枠になってございます。まず、9,837万1,000円につきましては本省繰越し分ということで、ちょっとその下に米印ございます。国が令和2年度予算を令和3年度に繰り越す額ということになっておりまして、地方公共団体につきましては令和3年度の予算扱いになるということでございます。なお、本省繰越し分につきましては、令和3年度の当初予算及び補正予算にて計上予定というような内容でございます。なお、もう一回戻りまして、222万4,000円という数字が年度内分というふうに出てまいりましたが、これは国庫補助関係の地方負担額を基礎とした算定した額ということで、改めて約222万4,000円、臨時交付金分ということで追加されている部分でございます。

続いて、下の執行状況でございます。1番から28事業、最後まで行くと28事業あるところでございます。まず、欄の上の金額のところを御覧いただきたいと思います。Aの予算現額ということで3億5,785万6,000円計上しております。これは、今現在の予算現額というふうな内容ですので、ご理解いただきたいと思います。Bの欄、決算見込みとなっておりますが、これはあくまで3月11日現在の金額ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。3億69万5,589円という金額でございます。あと、これに関わる財源の充当予定になっております。Cが国、県の補助金、Dが臨時交付金充当額、起債予定が一般財源ということになっておりまして、Aの予算に関わる残額については5,700万円余りというような内容になっております。実質、今のところ予算はあるのですが、決算見込みということで3億円を超える決算を見込んでいるところで、そのうちの財源充当内訳ということで臨時交付金の該当額でございます。こちらが2億5,538万6,000円ということで、今のところ全額臨時交付金で賄うというような内容にな

っておりまして、国県補助、起債予定額除いた部分がFの欄、一般財源ということで、今のところ470万円ほど一般財源で見ているというような内容でございます。

あと、実績でございますが、それぞれ1の欄からずっとあります。一度これ御覧いただいたほうがよろしいかと思いますが、要点だけ申し上げさせていただきたいと思います。まず6番、感染拡大防止事業ということで観光関連事業者にマスク等を配布させていただきましたが、こちらにつきましては40万円掛ける3団体あったところでございます。続きまして、8番のがんばろ一商品券でございます。こちらは、もう既に実施済みというような内容になっております。農業者支援給付金、こちらはその後ご質問もあったかと思いますが、内容を申し上げますと5万円が246件、10万円が50件、15万円が5件ということで1,805万円の内容となっております。11番、感染拡大防止協力金でございますが、こちら5万円の交付金でございました。こちらは145件、725万円となっております。続きまして、15番の企業支援事業でございます。こちら109万2,000円となっておりますが、こちらは町内の企業4社に対しまして支援を実施しているところでございます。16番、観光関連事業でございますが、こちらにつきましては98件の申請につきまして給付しているところでございます。17番につきましては事業者応援給付金、こちら65件でございます。18番の観光関連施設ということで、こちらにつきましては7件該当しております。新しい農の販路拡大支援事業ということで、こちらは1,283件分を送ったというような内容になってございます。続きまして、次のページお開きいただきたいと思います。先ほどの指定管理事業者ということで25番のところに出てまいりますが、決算見込みということで公社の483万円、また道の駅の353万3,000円合わせまして836万3,000円の決算の見込額という内容になっております。最後に、26番、定額給付金事業を実施しているところでございますが、こちらにつきましては11日現在で97.6%の執行率というような中身になっております。27番の介護福祉関係の事業者支援でございますがこちらは13事業者全部申請していただきました。あと、最後に事業者の営業継続緊急支援事業ということで、こちらは今160件ほど見込んでおりましたが、155件ほど申請があるということで、約96%の内容というふうになっているところでございます。

以上、長くなりましたが、私からのご説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 説明ありがとうございます。あまり長くなって皆さん忘れてしまったかもしれないので、順序よくやっていきたいと思います。

1番目に質問しました町の執行率について、代表監査委員のほうから答弁いただきましてありがとうございます。確かに何回も入札繰り返せば100%に近い割合になるのかなというふうには思いますので、これも致し方ないかなというふうには思っておりますので、納得しました。

町長におかれましては、隣町の現町長が本当に逮捕されたという異例のことだと思っております。その中でやはり他の団体だったり、どうしても役職がかぶり、会う回数が

多い。当町においてもまれに建設会社さんがほかの会長をやって、やはり町長と会う機会も多い。そういう中でお話ししたりしていれば、こういうふうなうわさも立つのかなというふうにも思います。ですので、町長にはその辺は気をつけていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

補正予算について、今総合政策課長からも説明いただきまして、ありがとうございます。長々と本当説明していただいて申し訳ないのですが、12月の定例議会で道の駅の指定管理料追加する際、7番、佐藤盛雄議員からありまして、こういうものを出せないのか。そのときに皆さん盛り上がったのを重々分かっていると思います。そのときは出せない。でも、追加資料を後から出す。私一般質問、この資料が出てくれればしなかった質問です、これ。それに対しまして、12月議会であれだけもめにもめて承認した流れがあるのかかわらず、資料が後出しになるというのはどういうことなのでしょう。先にこの資料が出ていれば私この一般質問しなかったのです。やはり定例議会で町側でああいう回答したのにもかかわらず、私が一般質問したから出てきたのかなというふうに私は捉えます。なので、私たち議員が質問して、回答した以上、納得いく回答、まして今回臨時議会等も多かったです。そのときに一言説明あったり、今この資料を見せてもらって、令和2年の3月27日に総務省のほうでこういう経営支援等の文書が出ていれば、我々議員にもこういうのを渡していただければ、多少なり、全て納得するのではなく、内容が分かるものもあるのかなと。そういう説明がない。なぜそういう説明をしないのか。町で説明不足なので、我々議会とすれば監視する立場ですから、隠しているのではないかという疑いをします。そんなこともないと思いますが、そういうふうに指摘されても仕方ない。ですので、補正予算だったり、いろいろあります。今回は本当に臨時議会等も多かったです。資料の提出はなるべく多くしていただきたい。今回いい例が、建設課でこれだけの資料が出ています。やればできますよね、建設課がこうやっていますから。なぜそういうことがほかの課でできないのか。その辺を踏まえて今後どういう対応していただけるか、ご回答お願いします。

続きまして、子育て支援。先に会津縦貫南道路建設できれば、本当に若い人たち、交通の便がよくなります。まして今、私の知人がやはり会津若松市方面へ通勤しております。そのときに、先ほど町長から保育所の問題で一応朝7時から開所する方向でいるとお伺いしました。でも、閉所時間は多分6時で一緒なのかと。どうしても今町に住んでいる若い世代は、今の町の現状で生活しているわけです。でも、人口を増やそうよ、これから人口どんどん減っています。それを増やそうよと思った場合に、子育て世帯に住んでいただかなければ人口は増えません。そうなった場合、こういう若い人たちが下郷町に住んでもほかの町外、市町村の会社に勤められる、これ現状あります。そうなったときに、下郷町に住んで何がいいのだというメリットがほかから来てもらう人に届かないのでは意味がないのです。今町に住んでいる人たちは、これが当たり前だと思っていますが、よそから下郷町に移住していただく場合には、うちの町に住んでいただいても子育て支援でこういうところまでやっています。ですから、開所時間7時になったと言いますが、それはそれでいいです。でも、閉所時間はもう少し遅くてもいいのかなと。

その辺は、今子供を出している保護者の皆さんへもう少し聞き取りをやってもいいのではないかと思います。どうでしょう。

小学校統合についてですが、教育長からも答弁ありがとうございました。以前も私何回もこれ質問させていただいています。確かに本当に子供たちはこの下郷町の学校、3校で一生懸命勉強をやって、中学校でもやっております。でも、何度も私が言うように、やはり少人数で競争率、競争する気持ち、そういうものが失われている。今どうしても保護者の間でもほかの子はあまり怒らないとか、そういう危機管理的なものが子供たちにも不足しているのかなと。やはり人数が少ないから、先生が目行き届くのではないかと。いうところもあるのかもしれませんが、どうしても子供同士の競い合う気持ちが不足していると思われるのですが、その辺保護者からの聞き取りで今のままでよいというのも現状で分かりましたけれども、町で下郷町の学校教育はすばらしいのだ、こういうところにメリットがあるのです、高校通うまでも補助金が出ていますなんていうのがあれば、移住してくる保護者にとって子供にプラスになる、これが下郷町の一つの売りになるのではないのでしょうか。その辺を、今日の前のことではなく、長い目線で今後下郷町がどうあるべきか、それを踏まえて考えていってほしいので、その辺の検討をもう一度お願いしたいと思います。

最後の収納対策についてなのですが、先ほど町長もシステム導入に金額が当初かかる、確かにそれは当然のことです。私も思います。でも、今勤めている若い世代の人で、先ほど私言いましたように会津若松市のほうの会社に勤めている人もいれば、朝が早かったり、帰りが遅かったり、金融機関の営業時間内にその振込だったりという要件ができる人は限られるのです。やはり職種によってはどうしてもその場所に行けない。先ほど郵便局でもできるようなというお話がありますが、結局郵便局も夕方4時ぐらいで閉まってしまうのです。そうなった場合、やはりクレジット決済、コンビニ決済というのは、24時間今やっているお店が下郷町には3件あるので、すごく便利になっております。買物行ったついでにこれ支払わなくては、そういうふうなのが今の現状の世の中に合ったものだと思いますので、確かに設備投資は、初期投資お金かかるとは思います。ちょっと私調べたところ、年間当たり一般企業で30万円程度のものであるということも聞いたので、その辺はもう一度確認していただいて、今役場で使っているこの会社ではなくても、ほかにもよそでやっている会社と見比べて相見積りを取っていただいて検討することもあるのではないかと。やはり下郷町にとってプラスになるように考えていかなければいけないと思うので、この辺の対応も今後していかなければならない、そう思います。いかがでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員の再質問にお答えします。

最初のまず執行の関係、入札率の関係で、他団体との会う機会も多いでしょうと、そういうのは注意してくださいと。言われるまでもなく、間違いなくそういうのを注意していますから、ご心配いただかなくても結構です。

次に、補正予算ですが、総合政策課長から説明ございました。私としては、臨時議会とか定例会とかでもやはり説明すべきですが、要するに決済の日にちが1か月ないし2か月遅れる場合があるのです、指定管理の例えば公社だとか道の駅の場合。そういう決済の方法でやっていますから、数字的にはなかなかその時点でちょうど定例会だとか臨時議会にはその決算の数字が出てこないという場合もありますし、それはあくまでも目安で出すような資料になってしまいますから、説明が不足、あるいは資料が出なかったということが一番の原因であります、極力そうした資料については、年に1回の6月の定例会、要するに3月に締めたものが5月で全部、理事会、評議会、それから株主総会で決定したものを議会に提出しておりますので、それ以外の変更の場合については随時、指定管理料が絡むような場合にはぜひそういう説明をさせていただきたいと思しますので、ご了解いただきたい。

子育て支援の関係につきましては、開所時間もそうですし、閉所時間もそのように、議員がおただしのような勤務体制であればいいと思います。この辺は、やはり労働基準法に基づくものでありますので、その辺は十分に検討しながら考えていかなくてはならないと思いますので、その検討はさせていただきます。

それから、これは教育長さんの答弁のほうですが、私はやっぱり学校の特徴を出していただくということが、町の執行者としてそれを支援していくということについては変わりはございません。総合教育会議というものがありますので、その辺で私の発言は許されるものでありますから、その特徴について十分に検討していただくならば、隣町からも来るかもしれませんし、子供が。遠くから、関東圏からも来るかもしれません。それがどのようなものであるかということについては、十分に総合教育会議や教育委員会で検討していただくということが必要かと思しますので、教育長さんが答弁する前に私がちょっと申し上げました。

収納対策については、当然そのクレジット決済は、これは今の世の中のシステム上、一番いいものでございますが、その前にやっぱり私はいろいろ検討した結果、納税組合長会議がなくなったと。それはなぜかという、個人情報やっぱり組合長さんを通じて出すものですから、そうした問題があって、やはりそういう町民の声があったので、やはり組合に加盟しないという人が出てきて、当然組合数の数も減り、納税者もその組合から外れることによって納税組合長さんが納税するというようなことがなくなってきました。また、特別徴収もあります。そんな中で、クレジット決済に係るものについての洗い出しは必要かと思います。ただ、世帯分離をしているとか、そういうこともありますので、ぜひその辺は検討していかないと、なかなか今のTKCの会社との締結では異常な金額出ましたけれども、そのような少ない金額でできるような企業さんがお手伝いできることであれば、それは今のクレジット決済、そういうものの決済方法が一番理にかなっているものとすれば、やっぱり検討すべきではないかと思います。ただ、早急にこれをやるということについてはまだまだその検討結果を踏まえないとできないと思いますから、その対策というか、対応についてはもう少し勉強させていただくようお願いをいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 何点か再々質問させていただきます。

補正予算に関しては、確かに決算終わらなければ出ない。今町長おっしゃったように、決算時期がやはりずれれば資料も遅くなる。それは確かに分かります。ですので、なるべく定例会にぴったり合う合わない確かにあると思うのですが、分かる範囲でいいので、何でもいいので、私たち議員、議会に出していただければ、私たちも監視する立場として、こんな状況だったから、今年度コロナに関して本当にいろいろありましたので、余計にちょっとぴりぴりしているところはあるので、なるべくそういう資料は出していきたいと思うので、今後よろしくお願いします。

収納についてですが、確かに町長言うように検討していかなければならない。分かります。でも、ほかの市町村を加味しながらとかというのも前言葉もありますし、あるのですが、町長以前にうちはうちです、ほかの市町村ではなくて、うちはうちの町でやりますという言葉を使ったのは覚えていらっしゃると思うのですが、そういうのを踏まえますと、早急にやらなくていいものかもしれませんが、若者にとったら早急にやってもらったほうがいいやつなのです、こういうの。便利なのです。その辺は、本当に早急に検討していただきたいと思います。最後、それだけ要望して質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋議員の再々質問にお答えします。

予算関係についての議会提出については、十分に質問内容について理解して、実施したいと思いますけれども、とにかく決まっていない数字は出せないというか、まだ決済していない数字は出すとまたおかしくなってしまうので、その辺は理解していただきたいと思いますし、あとは各担当課長がその窓口になって、指定管理料の場合はいろいろありますから、その分についてはぜひヒアリングで聞いていただければ、資料も出しますし、それは当然皆さんに出すときは議会があったときに出すというふうなことになります。説明が足りなかった場合は、そういうヒアリングもぜひやっていただきたい。補正予算については、前回の議運でもって、やはり補正予算の説明をさせていただくようなことを私から要望しましたので、それは検討していただくということでしたので、その辺はご了解していただければ、補正予算においてもその説明はさせていただきますので、よろしくお願いします。

それから、収納については若い人はそうなのです。朝早くから夜遅くまで働いてきて大変なのです。ですから、その収納を時間で勤めている人は、それはできるかもしれませんが、そういう方はやはりセブン銀行だとか、そういうコンビニの中で決済することは大変便利ではないかと思いますので、その辺は収納の税務課においてのやはり民間との検討会を立ち上げたり、町組織ばかりの税収の検討会ではなくて、民間も含めた検討をしていただくような組織をつくりながらスムーズに実施していただく、スムー

ズに検討していただくように私から設立については要望いたします。ですから、その予算は計上されていないと思いますけれども、これは委員会ですから、日当制で、できればそういうものを要綱をつくりながらやっていくことが必要でないか、こう思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、答弁漏れはございませんか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

それではお知らせします。ただいまより13時まで休憩といたしますので、再開13時からでよろしくをお願いします。（午前11時52分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開いたします。（午後1時00分）

次に、5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 議席番号5番、星昌彦、一般質問を通告書どおりいたします。よろしくをお願いいたします。

私は、大きく2項目で質問させていただきます。1つ目は、災害用備蓄品と避難体制及び職員のボランティアについて質問させていただきます。東日本大震災から10年を迎え、多くの方が犠牲になりました。改めて震災で亡くなられた方に対し、哀悼の意を表したいと思います。下郷町は人的被害もなく、建物の外壁剥離や落石、水道水の濁りがありました。当時私は税務課におりまして、ふれあいセンターで確定申告の最中で、町民の方と外に避難する最中でございました。昨日のことに覚えております。あれから10年を迎えようとする矢先、2月13日土曜日午後11時7分、マグニチュード7.3の地震が発生しました。また大きな地震が来たかと思い心配しましたが、幸い下郷町は人的被害、物的被害もあまりなく済んだようでございます。そこで、5つのことについて質問させていただきます。

まず1点目、町の防災品はたくさんあると思います。その中で飲料水、非常食等は何人分で、その数量は何日分あるのかお伺いしたいと思います。

2点目、指定避難場所を開設し、新型コロナウイルス感染症のソーシャルディスタンス対応を取った場合、必要な備蓄品はどのようなものがあるのか。また、購入の予定のものはあるのかお伺いしたいと思います。

3点目、防災計画書の中に各集落に集会所等避難準備場所が設置され、その数は32か所になっております。その後、指定避難場所5か所、ふれあいセンター、コミュニティセンター、旭田小学校、下郷中学校、しもごう保育所、合計しますと3,380人の人が指定避難場所に避難する予定になってございますが、町では新型コロナウイルス感染症のソーシャルディスタンス対応を取った場合、各施設の人数はそれぞれ何名程度の収容人員を考えているのかお伺いします。また、当然収容人数が不足するようになると思われますが、他の公共施設としてどの施設を指定されるのかお伺いいたします。

4点目、東日本大震災時、避難民をふれあいセンターとコミュニティセンターに受け

入れたと思います。何名受け入れられたのか、分かる範囲内で受入れ人数をお伺いします。

5 点目、平成23年3月、東日本大震災、その4か月後の7月26日から30日にかけて新潟・福島豪雨に町職員のボランティアが派遣されました。派遣された職員の延べ人数を分かる範囲内でそれぞれお伺いします。また、これは公務の派遣だったと記憶しております。県内に災害が発生した場合、要請がなくても公務派遣するのかお伺いします。

大きな2つ目でございます。町のホームページを見ますと、新型コロナウイルスワクチン接種について、個別接種、集団接種で考えられておられるようですが、巡回接種の検討はされたのかどうか。また、集団接種の場合、高齢者や体の不自由な方、交通手段のない人のために町バスの巡回、その他の方法を考えているのかどうかお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5 番、星昌彦議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の災害用備蓄品、避難所体制及び職員ボランティアについてでございますが、議員おただしの飲料水、非常食の数量につきましては、飲料水が500ミリリットルで9,552本、非常食、主食で白米及び味つけ米6,100食、約1,000人の避難者で1日3食として2日分を確保しております。また、主食以外におかずや汁物等、非常食として備蓄しているところでございます。

2つ目の避難所における新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品につきましては、今年度県の新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金及び地方創生臨時交付金を活用しまして、マスク、石けん、消毒液、使い捨ての手袋、密閉服、フェースガード、非接触型体温計、間仕切りパーティション、エアマット、床シートなど基本的な感染対策用品を購入したところであります。また、さらなる避難所における感染対策の強化を図るために、室内テント、約4人から5人用で18個を追加購入しております。今後の感染対策備品費につきましては、感染状況を見極めながら購入して、更新をしていきたいと考えております。

3つ目の5か所の指定避難所の収容が3,380人、新型コロナウイルス感染症対策を取った場合、各施設の人数は何人になるのか。また、不足した分はどこの施設で避難させるかにつきましては、指定避難所のアリーナや体育館への収容人数は1人当たり約3平米で算出しております。新型コロナウイルス感染症対策として間仕切りをした場合、1人当たり約2倍必要となると考えておりますので、現在指定避難所の収容人数は約1,700人を見込んでおります。したがって、各施設の収容人数も通常の半分を見込んでいところであります。不足分につきましては、会議室や空き教室の活用を考えております。また、車中での避難者も想定されますので、駐車場、各学校のグラウンドの確保についても検討していきたいと思っております。

4つ目の東日本大震災避難民を受け入れた人数につきましては、ふれあいセンターで

震災時の3月17日に南相馬市の雲雀ヶ丘病院の精神患者165名、スタッフ16名の181名、コミュニティセンターにおいては3月28日に最大25名、計206名を受け入れております。

5つ目の東日本大震災及び新潟・福島豪雨における町職員のボランティア派遣でありますが、平成23年3月に発生した東日本大震災ではいわき市において7月19日から7月29日までの期間で9日間、延べ48名の職員が被災地支援を行いました。また、同年7月に発生しました新潟・福島豪雨では只見町において8月4日から8月31日までの期間14日間、延べ73名の職員が、被災地に支援を行いました。これらの支援は、被災地で行われているボランティア活動に対して職員を公務として出張させ、被災地の旧復復興に寄与するために実施したものであり、活動を通じて職員の災害に対する幅広い見識も養われることから、今後も状況に応じ職員の派遣を検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の新型コロナウイルスワクチン接種でありますが、初めに巡回接種であります。検討する中での課題としてまして密集を避ける感染症対策、医師や看護師からの医療スタッフの確保、ワクチン接種副反応時の緊急対応、限られた時間内での接種人数を集約する必要があるとございますので、今回見送らせていただきました。今後は高齢者の方からワクチン接種を実施していくこととなりますが、高齢者の方は基礎疾患をお持ちの方が多いこと、またかかりつけの医者を持ち、定期的に医療機関を受診する機会が多いと考えられますので、町内医院での個別接種を主体として接種体制を考えております。また、個別接種を受けられない方や休日に接種を受けたい方に対しましては、ふれあいセンターでの集団接種を考えております。集団接種における身体の不自由な方や交通手段のない方のために、町の総合健診と同様にタクシーを借り上げて、ワクチン接種の予約時に送迎の有無を聞き取りし、対応するよう流れを考えております。いざれにしても、想定段階でございますので、今後確定しましたら速やかに町民の皆様へ情報を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、大きな1項目の2点目ですが、パーティション、それから室内用のテントを購入というようなことでソーシャルディスタンスが取れるのではないかとというふうに考えております。ありがとうございます。

私が思うには、今後も東日本大震災級の大地震が起こる可能性が多いと思っております。今回のように大地震と新型コロナウイルス感染症のような感染が同時に発生した場合、3密を避け、もし住宅が大きく被災しなければ在宅避難という考えもあるのではないかと思います。そこで、在宅避難をするということは、大地震の場合、インフラが全て機能しなくなって情報が入らなくなると思っています。安否確認や行政、報道機関が発信する災害情報を取ることが最も重要になることと思っております。その情報の多くは皆さんお持ちの携帯電話、ラジオ、テレビなどからの情報が多いのかなというふうに思います。東日本大震災時、電気がない生活が想像できなかった、携帯電話の充電ができなかったという

人が数多く報道では発表されております。指定避難場所に行けない在宅避難者、もちろん指定避難所もそうなのですけれども、年次計画によりまして発電機の整備を指定避難所、もしくは、準備避難所に購入されてはどうかということが第1点でございます。

それから、各家庭に最初から防災袋、ある程度セットになっている防災セット、これを1つずつお配りしてはどうかという提案でございます。これについては、町のホームページで広報等で災害持ち出し一覧表がもう既に発表されております。ある程度セット品を入れたものを各家庭に1セット配れば、その中の中身については適宜その世帯で入替えをしていただくというようなことで、とてもその入替えのときに防災意識も高まるのではないかなというふうに感じております。

今後、また大震災と感染症が同時に起こる災害もあると思います。2月13日の福島県沖地震では、新型コロナ感染症の中、県災害対策課の速報、2月15日現在の内容でございますが、避難所は19町村71か所が開設をされました。実際には多くの避難所が開設されたにもかかわらず、実際にお入りになったのは8町村13か所で23世帯41名の方が避難されております。市町村の職員が確認をして避難所を開設しているわけですから、やはりそれだけ今回の地震は大きかったのかなというふうに思います。大きな住宅崩壊はなかったとしても、感染症の心配があり、在宅避難された方も多かったというような報道もあります。在宅避難された方が停電になっても集会所に行けば、避難準備場所に行けば充電ができたり、テレビの情報が聞けたりというような意味でもこの発電機、それと防災袋セット、これを購入をして配置してはどうかというふうにお伺いしたいと思います。

あともう一点は、新型コロナ感染症、個別接種、集団接種で考えておるという部分でございますが、ワクチン接種については町民の方のまず同意が一番前提になるというようなお話を聞きました。例えば全員接種同意が得られたとして、16歳以上からやるわけですが、対象人数は何人いらっしゃるのか。そのうち65歳以上の人が何人か。間を21日間空けなければいけないという内容でございますので、このように3週間空けた場合に想定される65歳以上の町民の接種数量、時期、大体何月頃終わるとというような時期をお知らせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番、星昌彦議員の再質問にお答えしたいと思います。まず今後の大震災、そういう地震が想定されるということから、その場合に情報が途切れてしまうような状態が生じると、電源もなくなってしまうと、切れてしまうというような状態が、そういう中でどのように町民を守るかということから発電機の購入をしたらどうかという再質問でございますが、もちろんそれは当然でございます。この前の地震のときに私は携帯電話使って役場へ電話したら通じなかった。要するに混んで、全然使えなかったです。通じなかったというあれがありまして、慌てて普通の電話に、固定電話からかけましたけれども、そんな場合が出てきますので、ぜひ防災会議を開いていた

だいて、そしてそのような場合にどのようにすることが一番いいのか、そして備品はどのようにそろえればいいのかと、各行政区にどのような配備をすればいいのかというようなこともひとつ検討していただいて、早急な対応が必要だと私は考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、ワクチン接種のことについては担当の課長から説明させます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁をお願いします。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 5番、星昌彦議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお話がありました全員の同意があった場合の対象人数ということでございますが、3月1日現在で16歳以上の町民の方は4,905人でございます。続きまして、65歳以上の高齢者の方は2,391人でございます。そして、65歳の方の高齢者の終了時期でございますが、当町で想定しております高齢者の1回目の接種期間は9週間と想定しております。3週間空けて2回目の接種を受けることを加味しますと、9週間プラス3週間の合計12週、65歳以上の高齢者の2回接種が完了する期間は、月単位に直しますと3か月を要するものと思われます。4月26日の週にワクチン1箱が当町に届けられるという予定が入っておりますので、5月連休明けから開始すれば7月末頃かと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

○5番（星昌彦君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、これで5番、星昌彦君の一般質問を終わります。

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 6番、玉川邦夫でございます。一般質問をさせていただきます。

大きな柱で2つございます。まず1つ、男女共同参画推進の町づくり。過日の東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の会長、元総理、森喜朗の問題発言、大きな衝撃として全世界を駆け巡りました。女性を軽視した発言、絶対許されるものではありません。国民性までも疑われてしまうのではと、恥ずかしい限りです。まさに森氏と世間の認識に大きなずれがあったということでしょう。そこで、ジェンダー、一般的に社会的、文化的性差に関連した質問を3つ申し上げます。

1つ、地方防災会議において女性委員の比率低調という新聞報道がありました。県内では、27市町村がゼロと回答しています。その中に本町も含まれています。このデータを町長はどう受け止めているかお伺いします。

2つ目、男女共同参画事業について伺います。2010年に計画が策定され、10年後の今年は見直しの時期のようです。この10年間、さほど機能はしていなかったように思いますが、見直しは行っているのか伺います。

3つ目として、男女共同参画社会をつくっていくため、男女共同参画推進に向けたネットワークづくりなどが必要ですが、ぜひ地域おこし協力隊の方々リーダーとして活

躍していただければなと思っております。町長は、どのような具体策を考えておられるか伺います。

大きな柱2つ目です。町長の8年間の町づくり構想についてであります。震災復興10年目の節目を迎えた今日、私もこの10年間、住みやすい町づくりとは何なのか考えてまいりました。都市部に流れてしまった人々をいかにして呼び戻すか、活気ある町にするために産業誘致をどう図っていくか、これといった結論は私には出ていません。でも、私なりに言えることは、下郷町らしいふるさとを発信するということです。町長が考えている豊かな自然を生かした町づくりなのです。そうしたぶれのない町づくりを愛する人たちは、必ず交流の町として、また癒やしの町として多くの方々が訪れてくれます。そこで、町長が町づくりのリーダーとしての8年間指揮を執ってこられての成果と課題を、この1点をお尋ねします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

大きな1点目の男女共同参画推進の町づくりでございますが、1つ目、議員おただしの防災会議の構成員につきましては、町の防災上必要な指定地方行政機関の職員、県の職員、県の警察官等と条例で定めているところでございます。その構成員の中には女性の方がいないということで女性委員がゼロということになってございます。しかしながら、今後の防災の在り方を検討する上で女性ならではの視点も重要と考えておりますので、必要に応じて女性委員の指名も検討したいと思います。

2つ目の男女共同参画事業についてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成23年3月に策定しました下郷町男女共同参画プランは今年度で10年目を迎えるため、本年度はプランの見直しの時期を迎えております。そのために町では現状の把握と課題の分析のため、平成28年度に男女共同参画に関する意識調査を実施したところでございます。平成30年度には第1回下郷町男女共同参画推進協議会を組織し、下郷町男女共同参画プランの見直しに向け、本格的な活動を開始いたしました。翌年令和元年10月には推進協議会におきまして、意識調査報告書を基にワークショップを実施いたしました。本町での様々な課題に対する洗い出し作業やその課題に対する解決策など自由に話し合いをしていただき、男女共同参画社会の実現に向け、理解を深めていただきました。なお、このワークショップには地域おこし協力隊の森田愛理さんにも参加していただき、貴重なご意見をいただいております。また、令和2年1月には推進協議会の席上において、福島県立医科大学医学部教授の藤野美都子先生を招き、地域、家庭、職場における男女共同参画推進のための意識啓発、教育について、テーマとしてご講演をいただきました。男女共同参画社会の役割やその重要性や、また取り組むべき事例などについて講義をいただき、ジェンダーの平等を再認識したところでございます。さらに、今年度に入りましたは下郷町男女共同参画プラン策定検討委員会を組織し、計3回の委員会を開催し、プランの内容について見直しを進めてきたところであります。そして、令和3年2月に推

進協議会におきまして計画案の承認をいただき、現在教育委員会定例会におきまして審議をいただいているところであり、3月末には策定の予定であります。また、実施計画期間は5年間としております。今後、本プランにつきましてはホームページ等で周知を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向け、町民の皆様と一体となり取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3つ目の男女共同参画推進に向けた具体策でございますが、町では現在2名の女性の方が地域おこし協力隊として活動しております。クラインガルテン下郷の利用促進や農業振興、また空き家の活用等を主な業務として活動しているほか、様々なイベントや行事に参加しながら町の魅力を町内外に発信していただき、地域の活性化に取り組んでいただいております。議員ご指摘のとおり、男女共同参画社会の実現のためには女性の活躍、特に意思決定の過程における女性の参加が重要と考えております。そのためには、施策の一つといたしまして、例えば審議会等における女性委員の登用率について25%を目標とするなど女性の参画を促進し、協働による町づくりを進める必要があると認識しております。町民一人一人が男女を問わず活躍できる社会を形成していくことが重要であり、家庭や学校、あるいは職場や地域社会のあらゆる分野におきまして男女の人権を尊重する取組が求められます。地域おこし協力隊の方にも町民の一人として、地域コミュニティの活性化のためにいろいろな場面でリーダーシップを発揮していただくことが必要ではないかと思っております。今後さらなるIT化が進む状況下で町内の魅力ある自然や取組について地域を超えた若年層を中心に発信し続けていき、男女共同参画社会の実現に向け、若者の交流や移住、定住のきっかけをつくっていただきたいと思いますと考えております。

次に、2点目の町長8年間の町づくり構想でございますが、まず2期8年間町長を担ってこられましたことは、町民の皆様、そして議員の皆様のご理解とご協力があったことだと実感しております。この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。さて、お質しの8年間の成果と課題でございますが、まず成果になりますが、1期目につきましては新しい風をスローガンに人口減少、少子高齢化という大きな課題に対応し、本町の特性を生かした持続可能な社会を創生するための8つの公約を掲げていただいております。この実現のために入学祝金制度、給食費補助、高齢者除雪支援事業、防犯灯整備や高齢者タクシー助成事業、さらには農産物直売所手数料助成などを取り組み、2期目では町民のためのやさしい行政、未来のために強い下郷のスローガンの下、1期目で事業化した事業を拡充、継続しつつ大内宿の無料Wi-Fi整備事業、姫川団地の公営住宅建て替え事業や枝松、戸赤、新開、雑根地区の携帯電話整備などのほか、農業法人の組織化に向けた素案づくりや観音沼森林公園周辺整備など新たな観光資源の磨き上げにも取り組んでまいりました。また、2期目を通して湯野上地域の整備計画にも取り組んでおり、現在湯野上温泉駅前整備を進めてございます。以上のように、まだ検討中の事業もございますが、将来を担う子や孫につながる町の未来、発展を考え事業に取り組んでまいりたいと思います。

次に、課題でございますが、やはり一番の課題は人口減少であると考えております。

大規模都市においても人口減少が見られるなど、地方人口減少社会の波はとどまることを知らず、当町のような小規模自治体にとっては死活問題となっております。国内の人口が減少していることもあり、人口増加に転じることは正直なところは難しいものがあると感じておりますので、人口減少の幅を減らすこと、関係人口の増加を目指すことが課題解決には重要であると考えております。これらの課題解決には、現在鋭意進められております地域高規格道路、下郷縦貫南道路の整備が図られることで町にとって交流人口、関係人口などの各般にわたる相乗効果が大いに期待されるところであります。議員おただしの中にもございますが、当町には豊かな自然、観光資源が多数存在し、これらを発信、活用することは、ほかにはない大きな強みであります。こうした下郷町にしかない資源を活用し、関係人口を増加させることが町の活性化、町づくりにつながるものと信じておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いをいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありませんか。

6 番、玉川邦夫君。

○6 番（玉川邦夫君） ありがとうございます。幾つか質問させていただきます。

新聞に過日出たというのを追っかけるようにして、つい最近朝日新聞のやっぱりトップでも防災会議、少ない女性の視点。今のお話、ご回答の中で女性の存在というのをただ女を入れるだけではない、その視点、女性の視点というところに、何か町長は十分理解されているなというふうに私も感じました。下郷町、ネットを開き出せば防災組織が出てくるのですけれども、23名。南会津の町村の中では最も多いですけれども、10名ぐらい多いのですけれども、すごいなと思って開いてみると、一般町民からは出ていないです。銀行さん、いろんな形、関係機関、南会津振興局長、警察官も忘れてならないところだと思うのですけれども、そういった言い方変えれば充て職でばあっと当たってきたということも言えないわけで、これだけいるのなら女性を何名か入れるという構想ちらっとあったのかどうかちょっと非常に疑問ですけれども、特に防災ということで、防災は内容的には男性ではないかと、そういう気持ちが走っていたらやはり残念だなと思うのです。そこで、国は20年度までに30%というような目標を挙げられてきて、この実態が示された。あと5年延期しましょうと。面白い政策だなと。それだけ国は女性の目を、女性の視点を大事にしろということなのだと思います。あと5年の中でその目標を達成しようということがあるわけです。町長にこの数値、どのような努力をされて今後30%、ちょっと今現在でいくと6人ぐらいになるのかなと思いますが、そういう目標値に持っていこうとしているのか。これは国がやって、全体的にこうものということではないと思います。ぜひ女性を登用するという、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。どんなふうにして。

それから、2つ目として男女共同参画、これ5次計画を私は見たのです。6次計画、今出ています。5次計画、私の見た中では出ていないのです。これは、プランを立てるときに忘れたのか、あるいはこれはいいのではないかという話合いがあったことはないと思いますが、この項目がないのです。ところが、幸いにして今回の6次計画でお互いの個性と能力を発揮して町づくりを推進する。全くだなと思うのです。これが入りまし

た。しかし、当然です。具体策はどこにも書いていない。文言はここに載りました、今度の計画に。ここの具体的なのをちょっとどんな事業を取り上げる、持とうとしているのか。今いろいろ女性の、男女共同参画などもその一つに挙げられたと。なるほど、進んでいるなと思いましたけれども、どのような具体的事業なのかもう一度お示しいただきたい、そういうふうに思います。

それから、3つ目も関連してきますけれども、今男女共同参画の社会づくりは、非常にこの1番目の中にあるように防災と物すごいつながりを持っているのです。持たせているというか。これが日本の非常に大きな今動き、うねりになっている。女性型の防災意識というのをもっと取り入れていかなければならない。10年前の教訓や最近のことも含め、あるいはコロナ対策のことも含めながらやっているわけで、ここにいい例を1つ示しますけれども、いろんな町村でガイドブックとか防災ハンドブック、減災手引、全部これ男女共同参画の視点を入れたというサブタイトルがついている。女性の目からという、いわゆる視点をしっかり取り入れた、そういった防災マップとかハンドブック、避難所運営のガイドブック、これはいろんな町村でもうつくり始めている。この辺はぜひ参考にされて、我が町でも一気にはいけないと思いますけれども、取り入れてほしいなと思いますけれども、町長さん、その辺のお考えを。

もう一つ、いわゆるジェンダーフリー、ジェンダーレス、何かちょっと横文字なので、分かりにくいでしょうけれども、いろんな会議の中で女性を取り入れるって大変難しい、簡単にはいかないのだろうと思いますけれども、いろんな組織があって、その辺でもっとリーダーシップを取って、行政側が。そして、地域に発信していかないと、なかなか代表出してくださいと言われてしまうと男の人だったり。だから、その辺も大きな課題であるのですけれども、町長さん、今後リーダーシップ取って、その辺も解決に向けてほしいなというふうに思っております。

最後に、8年間の町づくり構想、第1期目と第2期目、大変分かりやすくご説明いただいて、成果と課題が出たかなというふうに思っております。私自身見てきて、今高速道路が走ろうとして、南縦貫道路、これとっても大きなウェイトを占めるのです。これは、下郷町にとってこの甲子トンネルができたというだけでも経済的な変動が大きくなったのはもう皆さん、私たち承知なのです。これによって企業が来るか、人口が増えるかというのは全く望めないというか、非常に難しい。そして、ここにコロナが入って、新しい生き方というか、働き方が生まれている。これは、プラス思考に取ったほうがいいのかもしれませんが。非常に新しい働き方、コロナが終わったらまたぽんとやめるのではなくて、そういう働き方がもう大企業だけではなくていろんなところで模索されて、これを鑑みたときによく言うテレワークとかワーケーション、こういうのも視野に入れて、いろんなものを誘致するという視点も大事かな。

それから、私が一番大事にしたいのは、町長がいつも言っているように、この大自然を生かした魅力あるところに客、交流ですね、人の交流をうねりを大きくして、そして輝く町づくり、私はぜひぜひこれ1期、2期というより本当に代々で、長いスパンでいかないと、1年、2年で達成するものではない。その一つが湯野上地区の景観づくり。

構想にはなっているようですけれども、温泉郷、この自然景観をもう一回1回呼び戻す。

もう一つ、今田畑が荒れています。里山もなくなりつつあります。そうした休耕田を有効活用した農村風景や里山が守られているような森林景観を再現していく、こういう町づくり。そこには景観作物、土地改良とかいろいろ課題が出てきます。そういうのを協働の町づくりという形で我々、行政、やっぱり一緒になって町づくりをしていくというのを忘れてはならないなというふうに思っていますので、その辺を強く打ち出していきたいものだなというふうに思います。

最後に、これは前回もお話ししましたが、協働の町づくり、今回教育委員会で民間の方といろんな行事をしよう、それを教育長さんのアイデアで実現しようなのです。いわゆる公民館が一生懸命やるだけではなくて、民間が頑張っているのも一緒に融合して子供たちとかいろんな青年教育とかやっていこうという、やっぱりこういう姿勢が、一歩町民のほうに下りてきて、そういう姿勢のまちづくり、私は大変感謝しています。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。第1点目の男女共同参画推進の町づくり、あるいは男女共同参画事業について、3つ目の男女共同参画推進に向けた具体策についてというような大きな点を再質問で具体的にしてくださいというようなことであります。防災会議に女性の視点は必要だということ、まずもってありがたい意見でありました。防災会議の設置要綱であります中身をもう少し検討させていただいて、女性登用について考えていきたいと思えます。充て職が多いと言われるけれども、やはり防災会議につきましては国、県、市町村の連携が必要だと考えておりますので、その辺は充て職ではなくて、これを完璧にしておかないと、ただ単の団体ではないということを分かっていたきたい、こう思います。ですから、女性登用については十分に検討すべき中身でございます。現実的には婦人消防団とか、あるいは赤十字奉仕団体とか婦人団体、商工会女性部、あらゆる女性団体がございますので、そうした団体の協力を求めていくことは必要だと思いますので、5年で目標達成という、限らず、早急な登用が必要であると私は考えております。女性が考えている防災意識を取り入れていきたいと。なお、ガイドブック、あるいは男女共同参画についての作成についてはこれから検討することも必要であろうと思えますので、ぜひ女性が登用された場合にひとつご意見をいただいて、ガイドブック等を作成することは必要だと、こう思っております。また、女性づくりのリーダーも必要だと、女性がリーダーとなって地域の活性化について話し合っていくということが地域にとっては一番重要でございますので、そうしたところを考えていきたいと思えます。

次に、私の8年間の成果と課題についてでございますが、私が1回目の答弁で申し上げたとおり、この会津高規格道路、会津縦貫南は、非常にこの地域を一変する道路だと考えております。289号の甲子トンネルが開通したときに交流人口が100万を超えたと、そういう数字が上がっていました。この会津縦貫道路は、令和7年度までに開通するで

あろうと、湯野上バイパスは。小沼崎バイパスは今完成に向かって事業を進められていますけれども、令和7年度までには塩生と張平の間、塩生区域になると思いますが、そこまでは完成されるという国交省からのお話でございましたので、ぜひ早めの完成をお願いしたいと思います。そのことによって通過点になるおそれがあると、私はそう思っていますので、ぜひ議員がおっしゃるようなプラス思考になるためのことを考えながらこの残りの6か月間は進めていきたい。コロナ禍が終了した場合には必ずそれが、今まで来なかった交流人口が必ず来ると、こう思っていますので、テレワーク、ワーケーション、いろいろな形で宣伝をしていくと。そういう人の交流を多くするための施策を打ち出していきたいと、こう思っています。また、休耕田の活用、協働の町づくりも打ち出していきたいと、こう思っております。

いろいろありますけれども、私の基本には地域の特色を生かした活力ある町づくり、町民が安心、安全で健康で暮らせる町づくり、思いやりのある教育と文化の町づくりということで、これを8年間このことを頭にたたき込みながらやってきたつもりでありますので、今後ともご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

○6番（玉川邦夫君） ありません。以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れございませんか。

○6番（玉川邦夫君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 1番、星和志、一般質問させていただきます。

1つ目、指定管理者に対する責任と町民への意見聴取について。今年度、下郷町地域振興株式会社には指定管理料として当初で1,800万円、追加補正で1,900万円、下郷町観光公社には3,600万円、追加補正で700万円が予算化され、支出されるものと思われます。町出資の経営会社が毎年赤字という結果であり、官庁と民間のいいところ取りをする利点が逆に悪いところ取りになっているように思われます。両社とも町長が社長、理事長として運営責任者にもなっておりますが、運営者側としてではなく、赤字補填を行っている側の町はこの現状をどのように捉え、どのような指導をし、今後どのような対応を行っていくか伺います。

両社の赤字補填額は、町の総予算額から比較してふさわしい支出額とお考えなのかどうか、農産物などを出荷している一部の農家以外の多くの町民の声がどのようなものなのかを聞くことも必要ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。町の財産を使用して、そして住民からの血税を多額に投入する以上、必要不可欠と思われそうですが、総務省が出しております経営健全化に関する指針にも示されておりますが、町長の現在、そして今後のお考えを伺います。

2つ目、今後の教育構想とは。毎年町の出生率は低下する一方であり、子供の減少は様々な分野に影響を及ぼすものと思われますが、町長はこの現状をどのように捉え、ど

のような対策を図るお考えなのかを伺います。

また、出生率が低下しているということは、子供の人数も減っているということであり、人数が少なければ細かいところまで教育学習が行き届くことになるとも考えられます。この現状を逆に時点と捉え、下郷町独自の教育として英会話、プログラミング、里山授業など何かに特化した教育ができれば将来を担う子供たちが豊かになってくるのではないのでしょうか。現在GIGAスクール構想が始まり、やる気さえあれば何でもできる環境下であり、自然環境にも恵まれ、災害も少ない下郷町での若い世代の町民は、安心して子育てができる町を望んでおります。他市町村がやっているから、やっていないからではなく、下郷町独自の教育体制を取り、子育て世代に喜ばれるものがあれば若い世代の移住にもつながってくるものでありますが、今後の教育構想について伺います。

以上です。答弁よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目の指定管理者に対する責任と町民への意見聴取についてでございますが、ご指摘のとおり下郷町地域振興株式会社においては道の駅しもごう、町観光公社においては養鱒センター、町物産館をはじめとする町内6施設において、指定管理者の制度にのっとり指定管理者を指定しております。ご指摘の町出資法人である両社については、近年東日本大震災や原発における風評被害、または豪雨災害、台風災害などが相次ぎ、入り込み数の減少など大変厳しい状況に迫られていることは以前の質疑においても述べたところでございます。さらにはこのたびの新型コロナウイルス感染症拡大における緊急事態宣言や臨時休業など、今までには想定できない経営の危機が発生するなど目まぐるしく経営の状況が変化し、社会の不安定感が増しているようにも感じております。このような状況下においても町の公共施設の維持、管理、運営、サービスの維持と向上、また施設利用者に対する安全で安心な施設の提供と、運営を行っていく上では相当の一般管理費や人件費が必要であり、売上げ収入だけではとても賄えない状況であります。町の持続的な財政支援が必要であると考えております。しかしながら、それにも増して職員の意識改革と経営改善、またこれまでの経営の中から学んだノウハウの活用と新たな創意工夫など、会社としての経営理念を明確にし、運営していかなければならないと感じております。いわゆる赤字補填額、指定管理料など経営における維持管理支援額につきましては、もちろん支出額が少なければ少ないほどよいものと感じております。また、それは町の財政からの支出となりますので、将来に向けてのこの施設、財産を運営、継続して残していく上でも多くの町民の皆様からのご意見やご希望、運営に係る改善点などを賜りながら経営に当たっていかなければならないと考えております。どうぞ議員の皆様方にも次世代に向けた若い世代、未来創生下郷町のためにも前向きなご意見や企画、ご提案をいただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目の今後の教育構想でございますが、ただいまご質問のとおり、本

町におきましては出生率が低下し、児童生徒数も年々減少傾向でございます。本年度より各小学校では複式学級が取り入れられたほか、次年度の下郷中学校では1、2年生がそれぞれ1クラス編制となる見込みとなっております。このような状況下で少人数ならではのメリットを最大限に生かす方法として、加配教員の効果的活用を図ってまいりました。小学校においては本来複式学級であるところ、県の加配教員を充てることで主要教科の基礎的学力の定着を図っております。また、中学校においては同じく県の少人数加配教員を活用し、2名体制の授業を行うチームティーチングを採用し、生徒の個に応じた学習支援を行っております。加えて町単独で数学科の教員を1名配置し、中学3年生の習熟度別授業を行い、受験対策の強化を図っていったところです。文部科学省の新学習指導要領では小学校で外国語が教科として位置づけられたほか、小中学校ともにプログラミング教育を取り入れることが盛り込まれました。このような新たな教育の流れの中で本町の構想として考えておりますことは、さきに述べました少人数ならではの授業展開により確かな学力の育成が重要な基盤と考えます。そのためには教員同士の研究の場として四つ葉のクローバープラン推進会議による小中連携の取組を継続してまいりたいと考えております。また、全ての教科に共通する読解力の向上のためには、家庭における読書の習慣が重要であると考えておりますことから、学校図書館や田沼文蔵記念館の図書及び運用面での充実化を図っているところでございます。

今後、新たな取組といたしましては、GIGAスクール構想によるタブレット端末の有効活用が課題でございますが、これらは様々な先進事例や教員の意見を幅広く取り入れながら、具体的な活用方法を検討してまいりたいと考えております。豊かな自然環境の中で地域と連携しながら、以上のような教育施策により郷土愛あふれる人材を育成してまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 1つ目の質問ですが、第三セクター等の経営健全化に関する指針というのを総務省で出してございまして、これ改めてちょっと抜粋して読み上げさせていただきます。地方公共団体は、議会、住民に対して第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告、公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通しなどについて分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し、公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導することなども有効であると考えられる。また、第三セクター等のほかの出資者及び利害関係者に対しても経営状況等について十分な説明が行われ、理解が得られるように努めることが求められる。あと、たくさんあるのですけれども、ほかの方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず損失補償を行う場合には、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由、必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計負担見込額、損失補償を行

っている債務を当該地方公共団体が行ったことになった場合の影響等を記載した調書を調製した上で議会、住民などに対して明らかにし、理解を得るべきであるなどあるのですが、こういったものを踏まえ、一般的には事業というのは自分たちの手で考えて、自分達の手元資金にプラスして投資家や銀行へと説明して資金を集め、限られた資源の中で事業の成功に向けて努力していくものです。指定管理者もまた本来は独立した法人のため、自分たちで事業を組み立て、資金調達し、その正否に対して経営陣は責任を取らなくてはならないと思います。

そこで、3つほど質問させていただきます。町長が毎回おっしゃる雇用促進を目的とするのであるならば、手法としてM&A、事業売却などをその指定管理者に促すなど、あと全国からの経営者の公募、コンサルタント等を活用して経営のプロを育成するなど、そういったことをしていけば税収の増や観光者増にもつながると思われれます。現在運営されている人の履歴書というか、今までの経歴など分かれば教えていただきたいです。

(何事か声あり)

○1番(星和志君) では、それやめましょう。

では2番目に、取締役を増やしても、結局その道のプロがいなければ判断や管理などはできないと思われれますが、どう思いますでしょうか。

そして、3つ目は、赤字補填をしたわけですが、筆頭株主である下郷町が100%出したわけですが、ほかの株主には赤字補填はしていただけなかったのでしょうか。

1番目の再質問は終わります。

教育構想についてですが、現在、答弁でもあったように、実現すればすばらしい教育ができると思われれますが、現状ではほかの地域と差がない教育をしていると思われれます。そして、これでは下郷町で学びたい、住みたいにはつながらず、ほかの町のほうが利便性が高く塾なども多く、教育水準が高いまちで育てたいと今の教育熱心な親世代には、教育熱心な親たちが下郷町から離れていく可能性は十分に考えられることだと思います。地方教育に求められるのは、都市部と同じような教育だけではなく、都市部では不可能な特化戦略を持つことが大切だと思います。例えばであります、里山での遊びを通した必須科目、自然と因数分解とか三角関数と土地の角度とか、そういったものを織り交ぜ、それを特化戦略にしていくことによって移住者の促進や、そういったことが増加していくと思われれますが、そしてそういった特化戦略を持つことによってGIGAスクール構想が活かされ、都市部が打ち出せない特化型の教育ができれば、タブレットとかネットを介して全国へと独自のプログラムを配信することができると思います。私たちができることは、魅力的な教育、町づくり、自然と勉強したくなる町、戻ってきたい下郷町をつくりたいと考えておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

以上です。

○議長(小玉智和君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 1番の星和志議員の再質問にお答えしたいと思います。

非常に再質問に当たって自分の考えを述べていただいて、ありがたいと私は思ってい

ます。第三セクターの、今国の指針等を述べていただきましたけれども、それに間違いございません。ですから、大変な第三セクターの設立に当たっては、やっぱり慎重なる考え方、あるいは今後の見通しを立てて設立することであると私は考えておりますけれども、やはりこの施設は町の財産であり、雇用の場でもあり、農産物の販売場所でもあり、下郷の土産品を売って利益を上げている場所でもあります。そうした経営が行き詰まる場合もこれはあります。台風が来て誰も来なくなったり、あるいはコロナ禍で人が動かなくなったりする場合もございます、その収入は開業当時から比べますと非常に減っております。それが、その責任は経営者が持つものでありますけれども、やはり第三セクターの運営は非常に難しい。以前には形が残らなくて解散した第三セクターもございます。しかし、今289号線で道の駅が必要だと、これは当時の町民の方も要望された事業を展開するために運営方法として第三セクターを設立したわけでございます。このような必要性から考えますと、当然そのときはよかったという施策であったと思います。しかし、今コロナ禍において収入が減ってしまって、さあどうしようと。あるいは、減債で補償金がされていましたが、補償金をいただいていたけれども、それが終了した場合どうするのかということを考えますと、町で補助金をいただいて施設をしたものに、それを運営していくやはり町長としての責任、あるいはその会社の代表者としての責任もございます。ですから、雇用促進の場、あるいは地域の農産物の販売、こういうものについて十分に協力していただいて、税収が伸びるような方法でやっていきたいと思っております。

いろいろな社員の外部投入、あるいは取締役を増にしたから赤字補填が解消するののかということは、今先ほど私が説明したとおり、なかなかそのようなものにはならないと、こう思いますけれども、いずれにしてもタスクフォースで検討していただいて、これからの進め方、やり方をどうするのかということを今検討している最中でございますから、ご理解いただけるように思います。

また、町の財政からすると、基準財政需要額で自治体を運営するということは、それ以外のことは一切できないということになります。ですから、公債比率を出して過疎債を借りて、そして今の予算になっているわけでございます。基準財政需要額でいったらば経済は停滞します。このようなことから議員も考えていただければ、やはり基準財政需要額以外の事業も取り入れて雇用の場を促進し、そして税収を上げていくということもやはり地方自治体には必要ではないかと、こう思っておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

それから、教育構想でございますが、実現すれば素晴らしいということで、議員おただしの件についてはありがたく受け取っていきます。しかし、現状では文部科学省がおっしゃっている教育課程に基づいて今学校で進めている授業でございます。それを変えることは、教育課程を変えることなのです。そうしますと、文部科学省で決めたものを外れてしまうということになる。それは、今学校の教育には大きな変革が必要であると私は考えますが、現状の教育課程で教育をするということがベターであると、現在の自治体の学校教育は。しかし、自治体が支援するという構想であれば、先ほども質問の中

身で申し上げませんでしたけれども、自治体が支援する、そういう授業については、今タブレットが実質子供たちに配布されます。GIGAスクールもやっています。そういう備品を利用しながら、やはり公的な支援をしてほかの町村にはない構想を打ち出せば子供たちは成長します。優秀な子供は育ちます。それを今総合教育会議だとか教育委員会に提案をして、皆さんにお諮りすれば、その内容が明確になると思いますが、そのような構想を私は持っていますので、ぜひそのときには賛成をいただければと思います。親はやはり優秀な子供を育てたいということは、これはもっともな話です。それをやっぱり支援していくのが自治体であると考えておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 1 つ目の指定管理について、再々質問させていただきます。

タスクフォースでやっておられるのは分かりますが、毎年2,000万円弱、1,500万円とかの指定管理料かかるとなってくると、早急に決めなければどんどん財政が逼迫していつてしまうと思います。それなので、本当スピード感を持ってやらなければ、職員も赤字企業で働いているのもストレスだと思いますし、お金を配るだけでなく、それを回収できるような施策というか、経営を早急にしていきたいと思います。

そして、2 番目の教育構想についてなのですが、町長がおっしゃった、ベターな教育とおっしゃいましたが、ベストを求め、特色のある教育をするということは難しいというか、ベストな教育をすると国からお金が下りてこないとか、そういったことになるということではなくて、特色を出すことによって生じるデメリットなどがあれば教えていただきたいです。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1 番、星和志議員の再々質問にお答えしたいと思います、指定管理料の支払いがたまれば、それは確かに安心できない、町民の皆さんが安心できないと、こう思うのは当然でございます。これを解消することが必要であります、なかなかその解消にはならない。他町村の指定管理料をちょっと会津管内で私ちょっと調べてみたのですが、下郷町が一番安い。はっきり言いますが、ですからそれだからいいのだという考えではないです。あくまでも経営をしていく以上は赤字にならないように努力しているわけですが、やはりそれが結果として赤字になっていると。もう23年はもちろん22年からそうになっている、皆さんに報告しているわけですから、分かっているわけですが、そんなことで赤字、指定管理にスピード感を持って対応していきたいと思いますが、やはり経営の内容を変えるということなのですね。それは、やっぱりタスクフォースでやって、取締役会で決めていただくのがいい。ですから、委託するところは委託したほうがこれはいいのではないかと。これは、あくまで

も町長としての、あと株式会社ですから、株主さんの取締役意見も聞かなければいけないのですけれども、そうしたことが当時から考えられていればこんなに赤字が出ないのです。この部分については委託しましょうと、この部分についても委託しましょうといったらば、それは1年交代にするか、いろいろな業者さんが来ます。そういう考えで私は思っていましたけれども、今いろいろなコロナ禍でなかなか進めること、タスクフォースも2回ほどの会議ですから、まだ結論的には出ておりませんが、そのような見直しをぜひしていきたいなと思っています。

それから、教育関係の再々質問でございますが、ベストを求める教育、その特色にデメリットはあるのかというご質問ですが、私の考えているベストを求める教育の中にデメリットはありません。必ず子供がよくなると、こう信じています。それは、偏差値指数の関係にもよりますけれども、丁寧なそれをしていけば必ず成果が出ると私は考えておりますけれども、まだまだこの中身についてはいろいろな意見のある人から聞かないと発表もできませんけれども、そのようなことでやるとすればデメリットなんかは出てきませんし、父兄が喜ばれると私は思っています。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁漏れはございませんか。

○1番（星和志君） ございません。

○議長（小玉智和君） これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は明日3月16日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。（午後 2時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和3年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招 集 年 月 日	令和3年3月10日			
本会議の会期	令和3年3月10日から3月19日までの10日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和3年3月16日 午前10時00分		議長 小 玉 智 和
	散会	令和3年3月16日 午後 2時07分		議長 小 玉 智 和
応 招 議 員	1 番	星 和 志	2 番	小 椋 淑 孝
	3 番	佐 藤 勤	4 番	山名田 久美子
	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
	7 番	佐 藤 盛 雄	8 番	星 輝 夫
	9 番	湯 田 健 二	10 番	星 能 哲
	11 番	湯 田 純 朗	12 番	小 玉 智 和
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	星 和 志	2 番	小 椋 淑 孝
	3 番	佐 藤 勤	4 番	山名田 久美子
	5 番	星 昌 彦	6 番	玉 川 邦 夫
	7 番	佐 藤 盛 雄	8 番	星 輝 夫
	9 番	湯 田 健 二	10 番	星 能 哲
	11 番	湯 田 純 朗	12 番	小 玉 智 和
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	7 番	佐 藤 盛 雄	8 番	星 輝 夫
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和3年3月16日（火）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。

本日の議会傍聴について、下郷町議会傍聴規則第7条第1項第4号及び第9条の規定により、報道機関の皆さんに対し撮影等を許可しますので、ご了承願います。

それから、今定例会の説明のため出席を求めていました代表監査委員、渡部正晴君が所用のため本日の会議を欠席しますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） おはようございます。議席番号9番、湯田健二、通告書に基づきまして3点ほど質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目は、新型コロナウイルス対策について。新型コロナウイルス感染症の発生から1年が経過するが、新たに変異ウイルスの発生など、収束はいまだに見えていない。現在第3波と称するその勢いは、本町でも感染防止対策を図ってきたが、15名の感染者が発生しております。県内においては、クラスターの発生などにより病床使用率は昨日現在でステージ4となっております。現在は、鎮静化しているように見えるが、予断を許す状況にはない。国では、感染防止対策として地方公共団体の取組を支援する地方創生臨時交付金の確保など、第一次、第二次、今年2月には第三次補正により感染防止対策を進めているところである。その防止対策としてワクチン接種体制の整備が急がれております。政府が進めるワクチンの供給は、当初4月上旬に高齢者向けの接種が開始されるように供給するとしておりましたが、ファイザー社製ワクチンの生産能力の増強が5月以降になるとして、4月までは非常に供給量が限られ、6月には配送を完了したいとのことである。本町においても、臨時交付金を活用し、種々事業を展開したところであるが、次の点についてお尋ねします。

①、既決予算の主な事業の進捗状況について。

②、農業者支援給付金の状況について。

③、地方創生臨時交付金（第三次補正）の取組について。

④、今後の新型コロナウイルスワクチン接種体制のスケジュールについて。

大きい2番といたしまして、水田農業対策について。東日本大震災と東京電力第1原発事故から10年、被災地のインフラ整備は進んでおりますが、避難指示解除の方向性はいまだに示されていない。このような中、原発事故に伴う風評の払拭、いわれなき偏見

や差別の解消は今なお課題とされている。農産物においては、価格の低迷が続いており、特に主食である米の価格は他県と比べ低価格となっている。さらに、2020年産米は豊作であり、消費者にとっては朗報であるが、米価の下落で農家の苦悩は一段と厳しい。また、外食向けとなっている県産米は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食産業の需要が急減し、消費量が減少している。県産米の在庫は、前年比約40%の増と販路が止まっている状況にあり、米倉庫に眠っていると言っても過言ではない。このため、対策等推進会議では飼料用米や加工用などの非主食用への転換を進めております。

国の減反政策は、昭和46年から本格的に始まり、平成30年に廃止され、米の作付面積は農家の自主的な判断、目安となりました。先般2021年産主食用米の生産目安が発表され、県では前年比3,500ヘクタール減の5万3,700ヘクタール、本町には10ヘクタール減の369ヘクタールと、これは国の減反政策が始まって以来、最大規模の減少となる。

このような状況の中、春には作付が始まり、2021年産米の価格が前年度に続き下落する懸念があると報道されております。生産者には、厳しいものとなっております。県やJ Aでつくる水田農業産地づくり対策等推進会議は、今後の対策として、来年以降の県全体の目安公表は行う一方、市町村別の目安を取りやめ、市町村ごとに地域の実態に即した作付計画をし、水田活用の取組を活発化する方針であると聞いている。本町では、生産者の高齢化、後継者不足の中、今後の水田農業の振興についてどのような施策を図るのかお伺いいたします。

3番、町長の任期について。町長は、平成29年9月、町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷をスローガンに、高齢者福祉、子育て、農林業、雇用、観光の5つの政策を掲げ、2期目の町政についてのかじ取り役として当選されました。これまで1期目、2期目にわたり町政を担い、これらの政策の実現のため、日夜努力されていることに対し感謝申し上げます。特に小中学校入学時の祝金の支給、学校給食費の全額補助、高齢者タクシーへの助成事業の拡充、保育所における保育料無料化の拡充など、町民各位が助かる、ありがたいという声が大であります。

一方、本町を取り巻く環境は厳しく、自主財源の少ない中、インフラ整備を図るには国県等の財政支援が必要であります。このような中、大内宿での訪日観光客の拡大を図る観光庁補助事業として、全国に先駆けて無料Wi-Fi環境整備や公衆トイレ改修整備などの実施、そのほかには湯野上橋の補修補強工事、姫川団地8棟の公営住宅建替事業の竣工、新開、雑根地区の携帯電話整備の完成など、財政状況が厳しい中での補助事業は、国交省や総務省との太いパイプができていているというあかしであります。

今本町において熱い視線が注がれています。それは、高速交通ネットワークが着々と進められていることであります。地域高規格道路、会津縦貫南道路が着実に進められており、国からは順調に工事が進めば令和7年度全線開通との発表があったところであり、そのほか、国道118号線鳳坂峠の貫通など着実な道路網の整備により、当地域をはじめ、首都圏との物資の流通はもちろん、交流の町づくりにも大きく期待される場所でもあります。本町には、全国でもトップクラスの観光地である大内宿をはじめ、湯野上温泉等は他に類を見ない豊かな資源です。今後これらを利活用しての受皿づくりが大きい

な課題でもあります。

また、昨年1月頃からの新型コロナウイルス感染対策であります。3月11日現在、本町においても15人の感染者が発生しており、本町でも家庭、事業所に対する感染防止対策、そして観光業等に関わる民宿、旅館、飲食業のほか、農家など幅広い経済対策などについて、国、県などと連携したきめ細やかな対策をしていただいております。今後についても、長期化すればさらなる経済対策、感染防止対策、さらにワクチン接種などに対する安全、安心を担保するため、的確な対策が必要となります。星町長は、2期目として3年6か月、1期から通算7年6か月となりますが、日夜町民のために精力的に活動していただいております。これまで種をまいてきました。厳しい環境の中、少しずつではあるが、確実に育ってきております。成果が確実に現れております。これから実をつけ、収穫し、販売しなければなりません。町長の任期が残すところ6か月となりました。公約も道半ばと思慮されますが、町長の心中をお聞かせ願いたい。

以上3点を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、9番、湯田健二議員のご質問にお答えします。

1点目の新型コロナウイルス対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が観光と農業の町である本町に与えた影響は計り知れないものがございます。議員おただしのとおり、町といたしましても地方創生臨時交付金を活用して感染防止対策や経済対策として様々な事業を展開しております。そこで、まずご質問の既決予算の主な事業の進捗状況でございますが、当町では交付金を活用し、これまで28事業で予算現額3億5,785万6,000円の事業を実施しております。全ての事業につきまして年度内に完了する見込みとなっております。主な事業の進捗としまして、まず2月に議決いただきました町民定額給付金事業についてでございますが、3月11日現在、対象者5,419人のうち5,289人、97.6%の方がさきに申請を終えております。申請期限まで残り僅かでございますが、今後も周知に努めてまいります。

次に、町内循環型経済対策支援事業、こちらは昨年6月に実施しました町民1人当たり5,000円分の商品券を配布する事業でございます。商品券の使用期限は1月31日までとなっており、現在商店からの換金作業を行っているところであります。こちらも3月11日現在で商品券配布額2,742万5,000円に対し、96.78%に当たる2,654万3,000円が使用されております。以上のように当町では町民のための経済対策事業や事業所に対する支援対策、感染症予防対策に重点を置き、各種事業を実施しております。

次に、農業者の支援給付金の状況でございますが、こちらも地方創生臨時交付金を活用しまして、3月11日現在、認定農業者である法人が5件、75万円、個人認定農業者が50名、500万円、一般販売農家が246名、1,230万円、合計で301件、1,805万円の執行状況となっております。

次に、地方創生臨時交付金、第三次補正の取組についてでございますが、当町では第三次補正の交付限度額として1億59万5,000円の配分を受けております。このうち222万

4,000円は、国から令和2年度内に使用するようにとの指示がありましたので、既存の事業に充当させていただき、正式な交付決定がされてから歳入補正の予算を計上させていただきたいと考えております。残り9,837万1,000円につきましては、令和3年度中に執行することとなりますが、このうち7,426万6,000円を新年度予算として計上させていただいております。残り2,410万5,000円につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、効果的に活用できるよう事業内容を検討し、補正予算等により計上させていただきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

最後に、今後の新型コロナウイルスワクチン接種体制のスケジュールについてですが、各報道機関の情報が先行しており、町民の皆様には大変ご心配をかけているところでございます。国、県からは、4月26日の週には全ての市町村にワクチン1箱を届けるという情報が来ておりますが、正式には県のほうから配布時期と配布量を決定するとの通知が来ております。今後の接種スケジュールでございますが、いずれも4月26日の週に下郷町のほうにワクチン1箱が到着するスケジュールとなっております。国からの支給方針もありますことから、現在のところ、4月中旬に接種券の配布を予定し、5月よりワクチン接種開始を考えております。現在供給しているファイザー社のワクチンは、1箱に195バイアル瓶が入っておりまして、1バイアル瓶から現在のところ5人分が接種可能となりますので、975名分の接種が可能となっております。また、3月号の町広報では、3月下旬に接種券の配布を案内しておりましたので、配布時期を含めてそのほかの事項につきましてはチラシを全戸配布し、速やかに情報を提供してまいりたいと考えております。国からのワクチン接種の新たな情報は、五月雨式に遅れてきており、かなり流動的な点となっております。現時点では、いずれも想定の内容となっておりますが、今後変更となる場合もあるとは思いますが、ご理解を賜りたいと思います。

以上のようにいまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、町といたしましても全力で取組を進め、町民の皆様が安全、安心に暮らせる町づくりを推進していく所存でございますので、議員の皆様方にもご理解とご協力のほどお願いを申し上げます。

次に、大きな2点目の水田農業対策でございますが、ご質問にありますとおり、風評による農産物価格への影響や新型コロナウイルス感染症の影響による米の需要減につきましては、町といたしましても重く受け止めるところであります。このような中、町は下郷町農業再生協議会が定める水田フル活用ビジョンに基づき、主食用米からソバ、園芸作物等への転換を推進してまいりました。令和3年度からは、この水田活用ビジョンを展開させた水田収益力強化ビジョンに基づき、国の交付金を活用した高収益作物や非主食用米の取組を一層推進することとなっております。現在その内容や数値目標について国や県の指導を受けているところであります。町といたしましても、高齢化等の理由により地域農業の担い手が減少していることを重く受け止めており、担い手が今後も意欲と計画性を持って農業に取り組めるよう、令和3年度当初予算を編成いたしました。令和3年度も引き続き中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金により、水田等の維持管理活動を支援してまいるとともに、各種支援策により地域農業の振興を図

りたいと考えております。さらに、下郷町農業法人設立検討委員会では、町が設立する目標、目指すべき農業法人の在り方について、平成30年12月より検討を重ねてまいりました。今月その結果をまとめた下郷町農業法人設立基本構想の内容が固まる見込みであります。検討委員会の事務局より報告を受けております。令和3年度は、この基本構想などにに基づき、具体的な事業計画の検討を進め、水田を含めた農業の振興を図りたいと考えております。

次に、大きな3点目の町長の任期についてでございますが、町長就任以来、町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷をスローガンに、高齢者福祉、子育て、農林業、雇用、観光の5つの政策を掲げ、2期目の町政についても3年6か月余りが過ぎようとしております。本町においては、この間、少子高齢化、過疎化、人口減少など、東日本大震災からの復興、復旧、さらには風評被害の払拭など、地方の自治体を取り巻く大きな課題に対応するため、第5次振興計画、そして第6次総合計画などを策定してきたところであります。特に第5次振興計画、第6次総合計画では、人口減少、少子高齢化という大きな課題に対応し、本町の特性を生かした自立的、持続可能な町を創生する政策として、雇用創出、交流人口の増加、子育て、コミュニティ環境づくりなど、戦略的な政策を進めていくこととしております。これら施策の具体的なものとして、議員が言われるよう、高齢者タクシー助成事業の拡充、高齢者助成支援事業の拡充、学校給食費の全額補助、小中学校入学祝金、農業担い手の育成と支援、既存企業への支援、物産品等の観光資源の磨き上げの各種施策、さらには新型コロナウイルス感染対策での感染防止対策、経済対策などの施策を計画的に実施し、町民の皆様にとって安全、安心に暮らせる住みやすい町として、本町が全国に誇れるような町民のためにやさしい行政、未来のために強い下郷、そして未来創生交流のまち下郷の実現に向け、積極的に取り組んでまいりました。また、これまで観光庁補助事業として無料Wi-Fi環境整備や公衆トイレ改修事業など、そのほかには国交省関係での湯野上橋の補修補強工事、姫川団地8棟の公営住宅建替事業の竣工、さらには総務省関係では、新開、雑根地区の携帯電話整備の完成など、取り組んできたところであります。そして、現在進めております高規格道路、会津縦貫南道路、湯野上バイパスは、国からは順調に工事が進めば令和7年度全線開通の発表があったところであり、さらに会津縦貫南道路、下郷田島バイパスの整備などが図られることで、今後本町にとって各般にわたる相乗効果が図られるものと大いに期待されるところであります。しかしながら、いまだ東日本大震災の風評被害の払拭など、思うように進んでいない中で、本町を取り巻く状況は、少子高齢化、過疎化、人口減少等大きな課題の対策を今後も着実に継続して取り組んでいかなければなりませんし、町づくりの基礎には、先人たちが築き、愛し守り育てた町の歴史や財産を受け継ぎ、新たな価値を加えながら、将来を担う子や孫たちにつなぐために、夢と未来を育み、新しい時代を築いていかなければなりません。そのためには、私は様々な山積する課題について、今後も第6次総合計画などと整合性の取れた対策を的確に着実に継続して、国、県等との連携を密にしながら町づくりを進めていくことが私の使命であると考えております。今後とも町政のかじ取り役として、町民が安全、安心で暮らせるため、これ

らの対策を継続して、着実に丁寧に取り組んでいくことが町の総合力を高めるものと考えておりますので、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

9 番、湯田健二君。

○9 番（湯田健二君） 再質問をいたします。

新型コロナウイルス対策についてでございますが、昨日 6 時のニュースでワクチン接種について、今町長からありましたが、ほかから入ってくるものですから、ワクチンが、なかなか滞っているということで、二転三転していまして、もう 4 回ほど、河野大臣が、ころころ変わっており、昨日、夕べのあれでは、河野大臣は 4 月の 12 日の週から、65 歳以上の高齢者、これは町村に任せるということで、医療従事者、それら踏まえて、何とか 4 月の 12 日の週からは随時入ってくるだろうというふうなことをおっしゃっていました。接種券ですか、これらは今作成中だと思いますが、2 月にスケジュール、これ資料としてもらったのですが、これを見ますと 4 月にはもう郵送するのだというようなことになっています。接種券です。また、65 歳以上は 4 月の初めからできるだろうという予想でございましたが、これが 1 か月以上延びるということでございますので、町民の皆さんはいつになるのだろうという声が、見えないということがございます。これは、当然国が主体でございますので、町に入ってこなければ町民には接種はできないということでございますが、もう大体今日あしたには情報が入ってくると思いますので、まず 6 月には順次できるだろうということを踏まえて、町民のほうにそのスケジュールについてきめ細かく通知していただきたいと思います。

また、現在下郷町は本当に小康状態でございますが、県では昨日現在ですか、もう病床使用率が 50.1% だと、これはもうステージ 4 だというふうに、喫緊な状態だということで知事がおっしゃっていました。また、クラスター防止重点対策期間も今月としておりましたが、4 月もやらなくてはならないという、本当に注意喚起をしなければならぬということでございましたが、本町においても気を緩めないように、広報等で 3 密、マスク、そういうもので再度予防についてやっていただきたいと思います。

あと一遍、農林課長にちょっとお聞きしますが、町の基幹産業は農業でございまして、その中で町の農業再生協議会ですか、の中で高収益作物次期作支援交付金ということで、農家の皆さんにお配りしてあると思いますが、それらについて来年も頑張ってもらおうということでやっていらっしゃると思いますので、その辺の、状況、誰からでも結構です、お示ししていただきたい。

あと水田農業につきましては、私も職員時代、58 年から水田転作ということで携わったのですが、本当に矛盾しているなということで、県とも度々論戦やりました。その当時はお金がありまして、もうどんどんと転作奨励金が入ったのです。その金があれば農業をもっと再生したほうがいいのではないかとということで、国の園芸農作課長ともけんかしたことがあります、そういう中で今高度成長が終わりまして、こういう状態になって金がないと、米余りということでございますが、今三百幾らですか、になってきますと、我々がやっていたときの半分なのです。そういう中で、本当にこんなに減ってしま

ったのかなということで残念に思っているところでございます。いずれにしても、いろんな状況がありますが、まず農家がやっぱり何とかそこそこ食べていかれるような政策をぜひお願いしたいと思います。

あと３点目の町長の任期でございますが、今高規格道路どんどん進んでいます。町でもお聞きしたと思いますが、私の手元に頂いているのは、第三次補正の国交省の予算では、直轄事業、湯野上バイパスがゼロ債も含めて10億3,000万円が補正でつuitと。補助事業、県営でございますが、その下郷、南会津町、下郷田島バイパスです。これに6億7,000万円ということをつuitとのことでございます。それも下郷側、張平側、289側から進めたいということをお聞きしております。そういう中で、うれしいニュースでございますが、私も何回も申しておりますが、令和7年開通までに、町のこれらに関連する種々県道、町道でございます。そういうものを一緒に要望しながらやっていただくことが大事ではないかなと。そのほかいろいろありますが、そういう中で新しい話題もございますし、継続している分ということで、町長には力強いご答弁いただきました。目的に6次計画もありますが、頑張るということで、次期3期、立候補されるという意味を確認いたしました。あと残された6か月、まずこれを一生懸命やっていただきまして、次期を目指して頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員の再質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染症の件でございますが、下郷町においては15名の感染者が発生しておりました。3月に入ってから感染者が発生していないという状況で、まずはちょっと安心はしておりますけれども、これからも新しい生活様式に従いまして、感染拡大につながらないように対策をしてみたいと。あらゆる広報、あるいは防災無線等で周知徹底を図っていききたいと思います。

また、接種券の配布については、印刷はされておまして、配布できる状態でございますが、ワクチンが4月の26日の週というような、決まっていない日にちでお知らせされておりますので、その辺を見極めながら接種券の配布をしていきたいと、こう思っておりますので、ご協力をお願いします。町民の皆さんが心配していること、それに町がどのようにお応えするかということで対策をしておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

農業再生協議会については、担当課長から令和3年度の事業内容については説明させていただきます。

水田農業対策、要するに農業振興には令和3年度も力を入れるべく予算措置をしておりますので、ぜひともご理解いただければと思います。

それから、私の任期の関係でございますが、今進められております会津縦貫南道路の湯野上バイパスが令和7年度に完成するであろうという情報が入っておりますけれども、完成するに当たっての町の対応、これからの町づくりのために頑張っていきたいなと思

います。また、下郷田島間の事業についても6億7,000万円の予算がついたそうでございますので、これも地域の経済を活性化する意味でぜひ着工していただきたいなと思います。残り任期が今6か月余りでございますが、私の力の限り頑張っていきたいと、こう思いますので、議員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの9番、湯田健二議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在の現況についてなのですが、多くの農家さんが関わっています稲作についてなのですが、先ほどお話にもありましたとおり、在庫米の問題が課題となっております。一応現時点におきましては、政府備蓄米、こちらに関しましてはJA会津よつばさんのほうで入札の中で落札一部しているという情報が入っております。こちらのほうの推奨を図っていくという形になっておりますが、単価のほうは実際公表されていないという中で、町としましては一般の流通米と比較しましてその差額分を補填する制度を、先ほどお話出ました再生協協議会のほうで新しく補填する制度を設けて次年度臨みたいと思っております。そのほか、国の施策によりまして飼料米等の推奨も図られるという内容が入ってきておりますが、こちらにつきましては比較的最近下りてきた情報でございまして、具体的には入っていない中で、概要としましては、JAさん主導によりまして今後認定農業者の中の大農家さんを中心に声かけを行って行って、そちらのほうの作付等を目指したいという中身になっております。そのほか、例年どおりソバや高収益作物の推奨のほうももちろん行っていくという中身にはなっておりますので、よろしくお願いいたします。

あと今喫緊の課題になっております鳥獣対策におきましては、次年度わな隊の増員や、あとわなの拡充、そちらのほうを増強しまして、鳥獣対策に備えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あとJAさんのほうと今協議しまして、農家さんの技術支援というのが、JAさんのほうもスリム化によって大分手薄になっていることですので、そちらの講習会等も随時開催する内容としまして、新たにJAさんと手を組んで行っていく予定となっておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 私は、これで一般質問終わりたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○9番（湯田健二君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。

次に、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 7番、佐藤盛雄でございます。通告書を中心にして、これから一般

質問させていただきます。大きく2つの観点からご質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず、第1点目でございますが、農業振興についてお尋ねいたします。まず、第1点目でございますが、ソバ農家及びそば店への支援策について、お尋ねいたします。高齢化により農業従事者は減少の一途をたどり、農業担い手も少ない中、荒廃農地が各地で散見される。農業を主産業とする下郷町にとってかなり深刻であります。今後の将来が見通せない状況になっております。このような中、担い手確保、農業従事者の確保のための支援策が多くの方策課題の中で、より優先順位が高いものと私は考えております。新型コロナウイルスの影響で、ソバの消費低迷、それから令和元年度の玄ソバの過剰在庫が発生しました。そして、令和2年度はソバが豊作になったという実態がございます。そういったもろもろのことが原因で負のスパイラルに陥っている現状になっていると思っております。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

ソバの作付面積確保及びソバ農家に対する支援策として、特に近年、当町はソバが特産化されており、昨年はコロナ禍によりかつていない売上げ減少に陥り、価格も著しい下落に見舞われました。社会情勢が通常に戻ったら、ソバは必要不可欠な品目であります。町長、本年度の玄ソバの市場価格はご存じですか。それから、町の耕作放棄地の面積が幾らあるのかご存じでしょうか。それから、ソバの作付面積は幾らあるのか、これもお伺いいたします。

そのソバの振興のためにも、コロナ禍で影響のあった農家に対する支援は不可欠であり、それと同時に、食事どころとしてそばを提供する店も支援し、県内外にさらにPRし、農業、商業、観光の三位一体となった事業を展開していけば、コロナの収束と経済の回復が同時に可能であると多くの関係者が考えており、そのように望んでおります。隣町の南会津町では、昨年ソバ農家に対する支援を実施しております。10アール当たり5,000円を補助していると伺っております。下郷町でも実施すべきと考えるが、町長のお考えをお尋ねいたします。

続きまして、2点目に土地改良区の今後の在り方についてお尋ねいたします。土地改良区では、現在深刻な存続の危機に陥っていると聞き及んでおります。現在の実態はどのようなになっているのかお伺いいたします。

将来の水田農業を考えると、耕作条件の整備は必要不可欠であり、農業後継者が不足する中で、農業法人や担い手、あるいは認定農業者、また作業受託組合等に委託する場合、圃場の大規模化は避けて通れない要件であると思われます。大松川地区でも基盤整備の希望もあると伺っており、その他の地区でも水田農業の将来を見据えたときに、その基盤整備等が急がれておると認識しております。このような状況の中、土地改良区の存続は必要であり、町農林課業務は水田農業の対策と一体となった業務であり、何らかの支援策をすべきであると私は考えております。町長のご所見をお伺いいたします。

次に、2点目として、地域振興対策についてお伺いいたします。未来創生ふるさとまちづくり支援事業についてお伺いいたします。令和3年度新規事業で、来年度の予算に計上されておりますが、来年度予算で新規事業として500万円が計上されましたが、1地

区50万円を限度に10地区を想定した取組と思われますが、どのような内容かお伺いいたします。

以前、元気の出る町づくり事業が実施されましたが、各地区で1,000万円を限度としておりましたので、かなりのボリュームがありました。しかし、今回の内容は50万円と規模が小さく、その成果がどのようになるか甚だ疑問であります。そのような中で、お聞きしているところによりますと、この事業は本年度はソフト事業に限定した、特化したものであるということでございますが、そのソフト事業をやった場合、いろいろな問題点も出ております。例えば各地区でも高齢化が進行しております。各地区の伝統行事や祭りとか、地区のいろんなイベント等がなかなか維持管理できないという状況なのです。ですから、その中でそのようなものに特化して各地区の振興策をやる場合には、やはり人的な要因というのはかなり問題になってくると思います。また、小さな集落ではこういった事業があっても、それに対して手を挙げて要望を出したり、申請を出したりすることができない地区も実際にこれから出てくると思います。ですから、37行政区に平等に果たしてこの事業が支援できるのかというものは甚だ疑問で、私はこれは不公平感があるかと思っております。そのような中で、後で再質問でもお聞きしますが、どのような内容か、どのようなものを主体に考えているのか、町長のご意見をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

1点目の農業振興でございますが、1つ目、ソバ農家及びそば店への支援策について。まず、そば店の支援についてであります。営業時間短縮要請に応じた事業者に交付した新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、同じく一定の減収が確認された飲食店等に交付しました下郷町観光関連事業者経営持続化支援金、さらに現在受付中の下郷町農業経営継続緊急支援金の3つがございます。いずれもそば店に特化したものではなく、飲食店等の支援策の一環として交付しております。

続いて、ソバ農家への支援でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年産の玄ソバ価格が大きく下落していることは、町としても大変重く受け止めております。また、新型コロナウイルス感染症の影響に対する市町村独自の事業につきましては、地域の実情に即した検討が重要と考えております。本町においては、直売所での販売を主とした少量多目品生産の農家が多いことから、令和2年度は下郷町農業経営持続化支援金や新しい農業の販路開拓支援事業により、ソバ農家を含めた多くの農業者が経営を継続できるよう支援してまいりました。主食用米の需要が減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響は多岐にわたっていることから、ご質問のソバ農家を対象とした支援策につきましては、他の農業者との公平性等も十分考慮しながら、引き続き前向きに検討してまいります。

2つ目の土地改良区の今後の在り方についてでございますが、まず下郷町土地改良区事務執行体制についてでございますが、令和元年度、平成31年度当初には、女性職員2

名で事務を運用しておりましたが、同年5月に1名、6月に1名が退職し、7月から新たな土地改良区臨時職員を1名雇用いたしました。12月で退職され、令和2年1月には職員なしの状態となりました。これ以降、理事長を中心とした土地改良区運営を町の臨時職員、現在の会計年度任用職員が農林課業務と兼務する形で担当しております。現在下郷町土地改良区の主な業務は、基盤整備を完了した三ツ井地区、倉檜地区、賦課徴収事務や新たな基盤整備を望む大松川地区において会合を開催し、担い手確保や人・農地プランの実質化など、意見集約が中心となっております。また、運営に係る財源は基盤整備実施地区における通常賦課金が主な内容となっております。このような現況を踏まえた中での町の支援策でございますが、土地改良区は基盤整備など大きな役割を担っておりますので、下郷町土地改良区の健全な運営ができますように、県などの指導の下、どのような支援策が必要なのか、検討、整理してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、大きな2点目の地域振興策でございますが、おただしの新規事業、未来創生ふるさとまちづくり支援事業につきましては、コロナ禍において疲弊している集落を支援するため、住民が自ら地域の未来を考え、その実現に向けて実施する地域の特色を生かした住民主体の町づくりを支援する事業でございます。内容につきましては、集落または集落に準ずる団体が実施する地域伝統行事の復活や地域で新たに実施するイベント、既存事業の拡充、継続に要する経費を支援対象として考えておりました。以前の元気の出る町づくり事業につきましては、ハード整備を基本とした事業で、1,000万円と大きな金額でございましたが、今回の事業につきましてはソフト事業を対象としているものです。上限50万円は、以前に比べると規模は小さいかもしれませんが、ふるさと市町村圏基金からの返還金を財源に未来創生ふるさとまちづくり支援事業として活用することで、住民主体の町づくりのきっかけとなればと思い、創設した制度でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

農地等の面積の中身についてでございますが、まず農地全体としましては2,100ヘクタールあるというふうに考えております。この中の800ヘクタールが遊休農地という形に今考えております。この中で、今お話ししたのは畑と水田の合計でございまして、水田に限りましては全部で700ヘクタール、うち作付が行われているのが388ヘクタール、この中でソバ転作におきまして35ヘクタールが栽培されているという内容となっております。水田における遊休農地につきましては、230ヘクタール強が考えられます。ソバ総面積につきましては、町としまして転作の面積は把握しているのですが、畑の作付面積というものは現時点でデータ収集はしておりませんので、了解ください。

続きまして、玄ソバの価格についての分析でございます。まず、ソバにつきましては1俵45キロという換算になっております。市場ではこれの半分、22.5キロを1袋として売買されているようでございます。この中で通年22.5キロ1袋についてお話しさせてい

ただきますと、流通価格はおおむね5,000円から8,000円という中身でございますが、今年度につきましては、量は取れたのですが、価格の下落が起きまして、最低3,000円を割るぐらいの値段になっているという情報を聞いております。下がり幅としましては、2,000円から5,000円というふうに捉えておりまして、今後この対応等も検討したいと思っておりますので、よろしくお願いします。ただ、ソバにつきましては、皆さんご存じのとおり、流通自体が例えばJAさんとか目に見える流通でないという中で、個人の農家さんがそれぞれ独自のルートで販売を行っているということでございますので、一応農林課としましては最大限聞き取りを中心にこのデータをまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

面積等につきましては以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、再質問はありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 再質問させていただきます。

私、ソバの検査員の資格を持っておりまして、業務としてソバの検査業務をやっております。大変失礼な話ですが、町長よりはソバの農家の実態というのはよく存じていると思っております。ですから、ソバの農家の認識、それから危機感、物すごいあります。関係者の話を聞きますと、この価格体系というのは今後二、三年続くだろうと。要するに従来の需要残、要するに在庫です。これが実際に流通段階で消費して適正在庫になるまではやっぱり3年ぐらいかかるだろうということで、価格が通常の価格に戻るまではやっぱり3年ぐらいはかかるだろうと。そうしますと、そういう低価格でも生産しなければならないというソバ農家というのは生産意欲が落ちてくるわけです。ですから、私が聞くところによりますと、私のところでソバの検査をやったり、あるいは生産資材を供給している農家の話聞くと、このままではソバ作りをやめるしかない、生産原価に追いつかない、要するに赤字です。赤字をしてまで生産する意欲がなくなるというのが現状であります。農家が生産に意欲を持つ、夢を持ってもらうには、何らかのやる意欲を持たせることが行政としての課題であると私は考えております。下郷町のソバの作付面積が多いか少ないか分かりませんが、隣の南会津町では昨年度米の価格低下に対する補償、それと同時にソバの価格補填もやったのです。ですから、そういう話は下郷町のソバ農家に入っております。何で下郷やらないのだ、下郷町のほうがソバの面積が多いではないかという話で、町の農林業の業務としてはやはりちょっと欠落しているのではないかと、足りないのではないかと。観光関係、飲食関係には国の臨時交付金等で手厚く補填されております。しかし、農業に対するそういう国のコロナ対策の補填というのはあまりないのです。下郷町は、農家に対する5万円の補填実施しました。これぐらいなのです。農家に対する行政の手厚いアフターケアというのはそれだけなのです。そういうふうな農家に対する、希望、意欲を持ってもらうためには、町長、これはやっぱり必要であると思っております。ですから、農家が生産意欲がなくなって、実際俺やめたということでだんだん、だんだん、1人やめ、2人やめれば、周りがやめれば連鎖的に要するに生産面積がかなり減ってくるのです。そうしますと、猿楽台地や十文字、音金

地区のあの大規模な畑のソバ生産者、あれがやめたらどうなるのですか。相当な面積の耕作放棄地になると思います。そうした場合には、県内でも遊休農地の面積が多い喜多方に次いで下郷町は2番に多いのかもしれませんが、さらに耕作放棄地面積の増加となっていて、町は農業振興の意欲がないと県なり、あるいは生産者に思われます。ですから、町長、耕作放棄地の拡大を防止する意味からでも、やっぱり町長の英断というのは必要です。これやらないと、町長、これは後の歴史が証明します。星學町長のときにこういったソバ農家の救済策やらなかったら耕作放棄地がこんなに増えたのだということが、後になればそういう結果が出てくるかもしれない。そうなった場合には、やっぱり町長の責任というのは重いとは思わざるを得ません。どうか、町長、この地方創生臨時交付金を精査すれば残金も出てくるわけです。先ほどの話ですと、臨時議会等でいろいろこれから対策をやるという話お伺いしましたが、その中でやはり精査した予算残を農家対策、そういうものを私は実施すべきだと思っております。町長の英断を期待して、この件は以上、終わります。

それから、2点目の土地改良区の件でございます。先ほどから町長からご説明いただきました。令和元年度に女性2名で事務に当たっていましたが、5月に1名、6月に1名退職し、その後雇用職員がない状態。ある団体が職員がいらないということは、あり得ないことなのです。極めて異常事態ということで危機感を持っております。町の農林課の業務と一体となるという考えで、町の職員、会計年度任用職員、臨時職員で兼務をしているということで、辛うじて出納事務なり業務をやっているということでございますが、この異常事態を早急に改善するということが、本来の姿に戻すということが、町としてもその業務指導をやるべきだと私は思っております。それから、土地改良区の財産運営というのは、土地改良を実施した地区からの賦課金というのが主だということで、それしかない。現在は、聞くところによりますと、三ツ井地区、倉村、檜原という3地区からの賦課金でその運営費を賄っているというところでございますが、通常の従業員を雇用した場合にそれだけでは間に合わないと思うのです。ですから、2名ぐらい雇用した場合に職員の人件費分ぐらいはやっぱり町で出さないと、団体の業務活動というのはできないと思うのです。ですから、その辺も今後考えていくべきだと思っております。いろんな町村で土地改良区がないところもございます。以前あっても、事業がなくなって解散してその土地改良部門の業務を町に移管したという話も聞いております。町の農林課でできないこともないとは思いますが、大松川地区あるいは旭田地区の張平なんかも相当田んぼが荒れています。高規格道路の今事業をやっておりますが、その他の地区行ってみると、あれだけの水田農業の主産地であった張平地区なんか物すごい状況になっている。町長もご存じだと思います。さらには、檜原、桃曽根、落合とか音金とか、町も進めております農業法人化、今いろいろ対策をやっておられると聞いておりますが、法人でやる場合もやはり生産基盤、土地条件がよくなければなかなかできません。ですから、大規模化することによって法人が参入しやすい、あるいは認定農業者が受託できる、あるいは集落営農で規模を拡大してやっていただく、そういう形に誘導できると思うのです。そうしないと、水田農業、ここではもう後継者もない、もう本当

に危機的状況で、いずれあと5年後になったらかなり深刻な問題になってくると思います。ですから、町長、やはり土地改良区に人的支援、その人件費相当を補助するとか、そして団体が経営できるような体制整備を町が主導的にやっていかないと、今の状況ではちょっと無理です。ですから、町長、その辺は県なり、あるいは県の土地連等と相談しながら、どういう形で補助できるのかよくお考えになって、その実施に向けて一歩踏み込んでいただきたいと思います。

それから、地域振興策についてお尋ねいたします。先ほどのご答弁によりますと、コロナ禍において疲弊している集落を支援するためにやるのだと、住民自らが地域の未来のことを考えてやるのだというお話でございます。話はよく聞こえます。その実施に向けて地域の特色を生かした住民主体の町づくり、これは文章に書くとは素晴らしいです。ところが、実態どうなのですか。先ほど申し上げましたが、各地区も限界集落になったり、あるいは若い者がいなくて各地区のいろんな事業もなかなか難しい状況になっているということでございます。その中で、主体となる人が高齢化して、若い者がいない状態でこういった事業をやった場合に、それを受けて、それを未来、将来に向けてプラスになるような事業が果たしてできるのかどうか。

それから、先ほども申しましたが、小さい集落では幾ら素晴らしい絵を描いても、それを見るのはできるけれども、素晴らしい絵に描いた餅はあっても、それを食べるということとはできないのです。ですから、今後この事業というのはどのように展開すべきか、私はよく考えたほうがよろしいかと思っております。

それから、この事業はまず第6次振興計画に入っていたのかどうか。私ちょっとぱらっと見ましたが、何かこういった事業というのは題目は見当たらなかった。ですから、この事業の発案は誰が提案したのがベースになっているのか、その辺。総合政策課の中での第6次振興計画のビジョン策定の段階での課長同士のいろんな計画立案がありましたが、その段階で果たしてそういった案件も出ていたのかどうか。

それから、ふるさと市町村基金からの返還金を財源にするのだということでございますが、ふるさと市町村圏組合からの基金、解散して戻ってくるわけで、これ幾らになっているのですか。全部で。そして、基金の活用というものは、やはり町長独断で考えるのではなくて、こういう基金があったらこの基金の使い方はどのように使うべきだということを、私考えますと、議会に投げかけてもらって、やはり議会の意見等も入れながらその基金の使い道を模索すべきだったのかなと私は考えております。ですから、今議会改革特別委員会がありますが、議会の役割というものを、町長、もうちょっと重く見ていただけたらよろしいかなと思っております。とにかくこういったソフト事業で終わるのではなくて、その投資した経費が対費用効果で効果があるようにやるには、尻切れトンボで終わらないように、そしてソフト事業に対して、それが次につながる事業展開できる場合には継続的に第二弾として、いろんな国、県の補助金等利用した事業にステップアップするという、そういうことはお考えになるかどうか、その辺もお伺いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、第1点目の農業振興についてのソバの生産農家についての内容をより詳しく、議員らしく説明していただきましたけれども、とにかく価格が下落が続いていると。それが元に戻るまでは3年かかるだろうという説明ありました。最初答弁申し上げましたように、農業者の公平性なども十分考慮しながら、前向きに検討していきたいという答弁をいたしました。これは、そのとおり取ってもらって結構でございます。生産意欲をなくさないように、ソバ農家についての支援はしていくつもりであります。ただ、面積等の正確なもの、あるいは収穫等のものが、領収書を取ったときに出すのかとか、面積で出すのかということも課題になっていまして、これが延びてしまったことの原因でございますが、三次補正は令和3年度で執行することになっていきますので、その辺はご理解いただいて、ぜひ生産意欲がなくならないようにソバ農家支援について支援していきたいと、こう思っていますので、よろしくお願いします。

土地改良区の問題でございますが、土地改良区につきましては町の支援として今まで職員2名に対する支援はしてきていました。しかし、圃場整備事業が終了する状態となっておるところから、賦課金についても少なくなってきたという状態の中で、今後どうするのかということが問題だと思います。しかし、土地改良区をなくすわけにいかないのです、町として。その組織をなくすわけにいかないのです、令和2年に土地改良区の職員が退職した後は、町の職員あるいは臨時職員を雇用してその仕事に当たってきたわけです。今後とも町の指導が必要だと思いますので、私は役員になっていないので、それはあくまでも町としての考え方。ですから、人的支援などを考えながら、今後運営していただくようお願いするというのを土地改良区の役員の皆様にお話ししたいと思いますので、ご了解いただければと思います。土地改良区もいろいろ課題が残っているのです。ですから、そういう点も解決しないとなかなか出発するにも出発できないという状態になっている状態ですので、その辺は考えていただいて、私のほうは人的支援、それからいろいろな指導については十分やっていきたいと、こう思っております。

それから、地域振興関係の助成金関係でございますが、第6次総合計画については、これ町のあらゆるものを網羅して総体的に進めている振興計画でございますので、個々の事業内容について具体的に入れるということはないと思います。ですから、その作成した総合計画の中身でどのような企画をし、どのような制度として進めていくかということも大切ではないかと思いますので、その要綱等については担当課長から説明させますけれども、ご理解をいただくように、そして1回目の質問でお答えしたように、ソフト事業を中心に活躍していただくような元気の出る町づくりとは対照的になりますけれども、ソフト事業を対象としてこれからは未来創生ふるさとまちづくりの支援事業として続けていきたいと思いますので、ぜひその振興に当たってのステップアップにつなげていければと思います。これから要綱についての説明がありましたら、また必要な要綱も付け足してもいいと思いますけれども、何せコロナ禍で、できる範囲内でどのよう

にしていくかということは課題になるうかと思いますが、ご理解いただければと思います。

ふるさと市町村圏基金については、当然前回の議会でも説明したとおり5つの中身で進めていきたいと思いますので、その中身については、基金活用で行っておりますので、予算措置についてはいろいろな提案をしていただければと、こう思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域振興策についてでございますが、いわゆる町の新しい総合計画、第6次総合計画の町づくりの基本的な考え方、認め合い、支え合う、つながり、創造する、未来への責任を持つ、この基本理念の本旨に当たるものというふうに考えてございます。そして、町づくりの将来像といたしまして、つなぎ、育み、人づくりの町を目指して、未来創生交流のまち実現のために、地域住民のアイデアをつなぎ、地域を育み、地域の人材育成を図りながら地域活性化を支援していくというような内容でございます。今ほど町長からも説明ありましたように、少子高齢化やコロナ禍で地域は大変疲弊しております。若者や女性の意見を大きく取り入れまして、地域の活性化に資する様々な事業にご活用いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、内容でございますが、先ほど町長申したとおり、ソフト事業ということで考えております。予算のほうご承認いただきますと、要綱はこれから作成していくという形になりまして、より幅広くご活用できるような内容に検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。主な内容ですが、補助対象ということで行政区を考えております。また、行政区に準ずるような団体、こちら行政区長の申請ということで今のところ考えているところでございます。事業内容でございますが、これあくまで今の素案の段階です。地域の伝統行事の復活、また拡充、継続に要する経費、また地域で新たに実施するイベントに要する経費、既存事業の拡充、継続に要する経費ということで、これは対象事業の例になりますが、例えば盆踊りやお神楽の復活、また拡充、地域の里山づくり、食事や散策道の整備、また新たな魅力発信事業といたしまして、地域の特徴を生かしたイベント、また行事の実施、既存イベントの内容拡充というような内容でございます。ご指摘のとおり、小さい行政区は小さい行政区なりのイベントしかできないかもしれません。上限は50万円ということで、一定の上限枠設けさせていただきましたが、地域がまず自らできることを考えていただいて、これから地域が一体、一緒になりまして、活力ある地域づくりのきっかけになればというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） それでは、再々質問いたします。

ソバ農家に対する支援策として、今後いろんなことを精査しながら、いろいろ課題もありますが、農家に対する補助をしていくつもりだとお答えになりましたので、これはありがたいなと思っておりまして、私もソバ農家に、今後臨時議会等でその補正をした後で実施していくということと考えてよろしいかと思います。金額等については、なかなかここで答えできないと思いますが、ソバ農家に意欲があつて、再生産できるような、やはり希望の持てる金額、隣の南会津町は5,000円、ですから1町歩作れば5万円、10町歩作れば50万円ということで、かなりの金額が出てございます。ですから、やっぱり1万円、2万円、5万円ではちょっと少ないですから、その点も考慮しながら実施していただきたいと思います。

それから、先ほどの質問には入りませんでしたが、ソバを作付していますと、関連でするので、ちょっと申し上げたいと思います。電柵関係、ソバの有害鳥獣、イノシシ等の侵入、これもソバはかなりの影響がございまして。自主的に自分で電柵を回したりして対処しているところはかなり収穫ありました。また、電柵等の対策をしなかった農家は、刈り取る前まではかなりの豊作で、これは取れるだろうと思いましたが、最終的に刈り取る前にイノシシが入って全滅したというようなところもございまして。ですから、ちょっと追加でこんな質問申し訳ないのですが、そんなことも今後考えていただければありがたいと思っております。

それから、土地改良区をなくすわけにいかないと、町長から力強いお言葉をいただきました。ごもっともな話で、私も賛同するものでございます。土地改良区が本来の業務に戻れるよう、県なりと連携しながら早急な対策を望みたいと思っております。

それから、土地改良区は内部の問題点もあると聞いておりますが、先ほど町長からいろいろ問題もありますということで、多分賦課金の未徴収、あるいは土地改良を実施した工事金の返済とか、そういった未払い金等もかなり発生しているということでございますが、町長、いろんな問題点があるということは、そのことを指摘しているのかどうか。そんなこともありますので、一筋縄ではいかないということもよく存じておりますが、どちらにしろこの団体なくすわけにいかないとということで、積極的に行政主導でやっていたいただければありがたいと思っております。

それから、地域振興策についてる説明ございました。総合政策課長からも追加の説明がございました。ソフト事業ということで50万円限度として実施していくのだと。小さい行政区は無理だけれども、小さい行政区もそれなりの要望、申請があつた場合には該当するのだということでございますが、各地区なかなか事業を展開するにも、やはりそれは人なのです。各地区高齢化して、おらのほうの村では何もできないというのかなりあるのです。小さなことでもなかなかできない。そんなことをどういうふうに考えて整合性を取っていくのか。難しいと思いますが、その辺も、小さなものに対して温かい手を差し伸べる方法もやはり考えていただければと思っております。

それから、先ほど来質問しましたが、ソフト事業である程度の成果があつて、単発で終わったら駄目です。一つの事業を展開して、それが先につながるように追加の行政側の手厚い保護、あるいは補助、第一弾、第二弾というものが需要でございまして。さらに、

このソフト事業の中で事業規模が大きくなった場合、これは事業を展開する場合にはさらに500万円の資金が必要ですよという場合に、そんなこともこれから考えられます。ですから、そうした場合には国県のどのような事業と結びつけてやるのか、そんなことも、やはり50万円でこれで終わりではなくて、それは将来に向けてその地区が発展するような、そういうような結びつきができるような事業展開を主導していくというのも行政の仕事であると私は考えております。第6次振興計画にもいろんなものがのっております。そして、いろんな議員の一般質問の中でも、下郷町はまだ磨かざるすばらしい観光資源に恵まれておりまして、それを磨き上げることによって、より魅力的な下郷町ができるのだということは我々も考えております。磨き上げたことによって将来の観光誘客とか、あるいは企業の誘致とか、あるいは若者の定住とか、いろんなものにつながると思うのです。ですから、そういう行政で始まった、これが単発に終わらない、尻切れトンぼに終わらないような追加の継続的な支援というのが私は必要であると思っております。それに対しても、町長、まずこれからやってみましょう。魅力あって、この事業の内容がすばらしいものであるとなれば、そこまで踏み込んで考えていかないと、50万円で終わって10地区にやって、はい、終わりですよでは、対費用効果がないです。ですから、下郷町は大内、観音沼、塔のへつりとか湯野上ということで観光地としてございますが、新たな観光資源の開発によってまた別な形の磨き上げをかければ、すばらしいところあります。ですから、そういう施策につながるような行政の継続性というものが必ずやりますので、町長、ぜひ、先を見越した将来展望をしていただければと思っております。

それから、一般質問の中でテレワークとか、あるいは東京からの企業誘致とか、そういう今のコロナ禍の問題、いろんな問題が指摘されております。あるいは、東京を中心とした直下型地震によって災害が発生した場合、こういう受皿をつくっておけばそういう都会の人たちを受け入れる、やっぱりキャパシティが大きいもの持っておればできると思うのです。そんなことも含めてこの事業を結びつけて考えていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の再々質問にお答えしたいと思いますが、ソバ農家の支援については、1回目、2回目も答弁したように支援していきたいと、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。ただ、鳥獣被害対策については、今までの柵等の整備について十分にやっていただくということだと思いますので、今年も予算計上しておりますから、その辺は対応していく考えでございます。

土地改良区については、今後も支援していきますので、ご理解いただければと思います。問題点は土地改良区の皆さんで解決していただいて、それは私が言うものでもないもので、支援策については町としての考え方としてやっていくつもりでございます。

それから、振興関係の地域振興策についてでございますが、議員がおたのしみのような事業が展開できれば私はすばらしい地域になっていくと思います。ぜひそのようにやっ

ていくことを望んでおりますけれども、大きくなった場合、素晴らしい事業成果が出た場合は、国、県のサポート事業、いろいろな事業がありますので、そこに当てはめていただくようにすれば必ずそれが実になる、こう考えておりますので、ぜひ地域の皆さんがアイデアを出し合って、魅力につなげていていただければと私は考えておりますので、よろしくお願いします。

費用対効果の点も、10地区あった場合に5地区は成功したけれども、5地区は尻すばみになってしまったということにならないように、支援は続けていくつもりですので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午前11時41分）

○議長（小玉智和君） 再開します。（午後 1時00分）

次に、11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 議席番号11番、湯田純朗、一般質問させていただきます。

まず初めに、湯野上地域整備基本計画についてお尋ね申し上げます。昨年12月定例会一般質問の中で、湯野上地域整備基本計画の質問をさせていただきましたが、大島エリアについて、令和3年度は擁壁の実施計画書を新年度予算に計上しておりますが、平成29年当初の計画に比べて、あまりにも事業規模が小さいのではないかと。ほかの居平エリア、寄上エリアは予算計上されておりましたが、今後どのような事業を展開するのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、宮城大学、森山昌志クルーには幾ら支払われたのか、そして今まで湯野上地域整備基本計画に幾ら支出されたのか、具体的に詳細にお示しいただきたくお願い申し上げます。

次に、しもごう保育所及び給食婦の勤務体制についてであります。この文中の中で「給食婦」という表現は差別用語に当たるため、「調理担当職員の勤務体系について」と訂正させていただきます。

初めに、しもごう保育所の職員の勤務体制について、正規の職員は何名で、臨時職員は何名か、勤務体制はどのようなになっているのか、正規の職員、臨時の職員で保育所運営が十分であるのかないのかお伺いいたします。

次に、保育所の調理担当職員についてお尋ねいたします。調理担当職員の勤務体制及び服務規定はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

付け加えて、保育所の勤務状況であります。早出勤、通常出勤という言葉が正しいのか分かりませんが、そのサイクルの中に調理担当職員が含まれて勤務体制を組んでいるという状況であり、これはゆゆしき問題であると考えますが、その見解をお示しく下さい。

次に、下郷観光循環バスについてでございますが、下郷循環バス、これは地域創生総合支援事業として町長肝煎りで事業が展開され、令和2年度の予算が108万4,000円計上されておりましたが、令和3年度はこの予算が計上されておきませんが、この事業は終えんですか。今までこの事業に費やした金額は幾らか、この事業の評価はどうだったのか、検証されたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、2番目の質問でございますが、一般財団法人下郷町観光公社社員募集についてであります、質問はいたしませんので、以上の3点のみご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員のご質問にお答へします。

1点目の湯野上地域整備基本計画についてでございますが、議員おただしのとおり、令和3年度につきましては大島エリアの湯野上温泉駅前広場に係る擁壁整備工事のみを計上しております。湯野上地域整備につきましては、観光交流の拠点として重要なものであると考えておりますので、まずは大島エリアの整備を着実に進め、他のエリアにつきましては、当初の計画もありますが、このほかにも空き家の活用など様々な方策が考えられますので、今後財源の確保やランニングコスト、将来を見据えた地域の在り方、町の財政状況等を勘案し、事業実施に向け検討を重ねてまいりますので、ご理解いただければと思ひます。

次に、宮城大学に支払われた経費でございますが、平成27年度に湯野上地域整備基本構想策定業務として577万8,000円、28年度には湯野上地域整備基本計画策定業務に756万円、合計で1,333万8,000円を支払っております。財源としまして、地方創生先行型交付金及び加速化交付金が1,256万円、一般財源が77万8,000円と、ほぼ地方創生交付金を活用し、策定業務を実施したところでございます。また、これまでの湯野上地域整備計画に係る経費につきましては、28年においては湯野上地域居平地区測量業務委託に626万4,000円、地質調査業務委託に574万1,280円、湯野上地域大島、五百地地域測量業務委託に178万2,000円を支出しております。支出額1,378万7,280円につきましては、全額地方創生加速化交付金でございました。また、29年度実施につきましては、湯野上地域大島、五百地区域概略設計業務委託として345万6,000円を支出しております。こちらの財源につきましては、地方創生推進交付金が2分の1、172万8,000円でございました。さらに、30年度につきましては、湯野上温泉駅前整備事業用地測量業務委託324万円、湯野上温泉駅前地質調査業務委託に285万9,840円支出しております。こちらにつきましては、両事業とも一般財源で対応しております。続きまして、令和元年度は県のサポート事業を活用し、湯野上温泉駅前整備事業擁壁設計業務委託に291万5,000円、湯野上温泉駅前管渠整備工事に295万9,000円の合わせて587万4,000円を支出しております。うち4分の3の440万4,000円が県の補助金でございます。2年度につきましては、同じ県のサポート事業を活用し、湯野上駅前整備実施設計業務委託を行っており、委託費880万円のうち約7割の610万7,000円は県の補助金を見込んでおります。これまでの合計金額を申し上げま

すと、合計で5,135万5,120円でございます。うち国からの地方創生交付金が54.7%、2,807万5,280円、県のサポート事業が20.4%の1,051万1,000円で、国、県の交付金及び補助金を合わせて75.1%の計3,858万6,280円をいただいております。一般財源が1,276万8,840円でございます。前段でも申し上げましたが、湯野上地域の整備につきましては、これからの下郷町の観光、交流の拠点として重要な役割を担うものと考えております。壮大な計画であるため、事業の実施には時間を要しておりますが、着実に一步一步進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、大きな2点目のしもごう保育所及び調理担当職員の勤務体系でございますが、現在のしもごう保育所の勤務体系ですが、まず保育に従事する職員のうち正規職員が所長を含め8名、会計年度任用職員が6名、再任用職員1名で、合計15名になり、この体制により十分かどうかのご指摘ですが、国で定められた保育士の配置基準を満たしている状況であります。次に、調理担当職員の勤務体制ですが、会計年度任用職員3名で調理を行っております。保育業務のほかに調理業務についても規定されている勤務時間内での早番、遅番などのシフトを組むケースはございますが、湯田議員からおたがしがありました調理担当職員が保育の勤務体制に含まれているのではないかとございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、配置基準に基づき現在の調理業務において109食の給食を提供することから、調理開始前の早めの段取りとして人数分の食器やなべを取り出す準備やお湯を沸かす等の事前の準備が必要となります。これら業務に対応するため、調理業務においても早番の体制を組んでいるところであります。国、県のご指導の下、適正な管理運営に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、大きな3点目の下郷観光循環バスでございますが、本事業は観光客の二次交通対策として観光循環バスを繁忙期に集中して運行することで利用者の利便性を高め、町内観光地全体の底上げを図ることを目的としたもので、平成28年度に事業を実施してまいりました。本事業につきましては、県のサポート事業を活用し実施してまいりましたが、サポート事業の期間が本年度までとなっておりますので、今後は自己資金で継続することが望ましいとされており、委託先であります会津乗合自動車株式会社と令和3年度以降も継続して実施できないか協議を重ねておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により現在のところ事業計画の見通しが難しいため、当初予算での計上を見送った次第でございます。

次に、今まで本事業に費やした金額でございますが、初年度の平成28年度は10月から11月の休日18日間を運行し、延べ163名、1便当たり乗降客数2.3人、費用は242万6,854円。29年度の4月から11月までの休日70日間を運行し、延べ732名、1便当たり乗車人数は1.3人、費用が566万2,198円、うち県のサポート補助金が4分の3の424万6,000円。30年度からは、4月から11月までの休日71日間運行し、延べ510名、1便当たり乗車人数1.1人、費用が489万8,318円、うち県のサポート補助金が4分の3、367万3,000円。令和元年度が10月から11月の休日19日間運行して、延べ72名、1便当たり乗車人数が1.9人、費用が184万円、うち県のサポート補助金が4分の3で、138万円。本年度が10月から11月の休日18日間運行し、延べ134名、1便当たり乗車人数が7.4人、費用が127万8,259円、うち

県のサポート補助金が88万9,000円となっております。合計しますと、5年間で1,610万5,662円の費用がかかっておりまして、うち1,018万8,000円を県のサポート補助金といたしたところでございます。なお、一般財源が591万7,662円でございます。

評価検証についてでございますが、毎年前年の乗車実績や費用を検証し、運行期間やルート選定を実施しておりまして、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響もあり、従来ターゲットとしていた関東圏及び外国人観光客の減少が著しいため、ターゲットを感染者数が少ない県内及び近県の観光客に絞り、利用者の増加を目指しつつ、感染症対策も考慮した方策を検討しまして、不特定多数の乗車ができる自由乗車形式から完全予約制ツアーの形式に変更し、実施しました。大変好評を得ております。また、費用対効果でもこのツアーの形式がコロナ禍を差し引いたとしても効果が見られましたので、今後の事業継続の可否を含め、引き続き検討を重ねてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） まず初めに、湯野上地域整備基本計画についてですが、トータルで五千何百万円かかったということでございますが、昨年の12月に私一般質問したときには、次年度以降、年度計画により工事費を計上したいと答弁しております。その中で財源の確保を含めて検討を重ねると発言しておりますが、そもそもこの事業を計画した平成29年3月ですか、整備基本計画が打ち出されました。このときに、これが何ぼかかる、これが何ぼかかるという、これの各エリアで総体的に何十億かかると、こういうものを出さないで、ただ何かで塗ったこれだけなのです。これだけしかないので、私らは賛成もできなかったわけですが、やっぱり全体的に、どんな都市計画だって全体で何ぼかかって、何年までかかると、第1期工事がどうだ、第2期工事はこうだとやるのが本当だと思うのです。何も金額も分からないで、やるのだ、やるのだと言ったって、それを町の予算に上げていただいても賛成を見ることはないわけですから、財源確保ということをやるのであれば、概略設計は何ぼ何ぼですよということを言わないと、うち造るときにどここのハウスに任せてください、やりますからといって、何ぼかかるって、そのうち分かりますといって、それで契約できますか、何ぼか分からないやつ。その中で第1年度は何々、2年度は何々、3年度は何、最終的に何年度で完了するというふうな工事計画でないと、下郷町の湯野上の計画ですから、これ。それも分からないで私らに賛成しろという、先月の話では予算の議決は見れなかったという話もありましたけれども、今回は大島エリアの湯野上温泉駅前の擁壁設置工事4,000万円、これはもちろん駅周辺の利便性とか安全の確保であれば別に私は何ら問題はないと思いますが、町長、前にこれの説明のときに熊本県のある温泉地の今昔物語、話されましたが、あれから大内宿には、昨年は別にしても、大体年間80万人近くの観光客が来ているのです。それにもかかわらず、湯野上温泉の宿泊が少ない、多くならない。町長、奥様も湯野上でしょうから、しょっちゅう行くのでしょうけれども、私も若松行くとき通りますが、湯野上集落を車で通過した場合に、あれ湯野上温泉街と言えますか。私は、どう見ても普通の集

落としか見えないのです。ですから、大内宿に80万人の客が来ようが何しようが、泊まる客はいないと。いないと言っては失礼ですが、少ないと。まず、物をつくったり、温泉会館造ったり、駅を造ったりする前に、その外観的な、あつ、温泉かというふうなイメージを植え付けなければ駄目でしょう。芦ノ牧温泉だって、橋から見れば温泉って分かります。たまたま湯野上温泉に大きなホテルが、高層のホテルがないから、なおさら目につかないのでしょうけれども、やっぱりそれが一番先ではないかと思うのです。そして、今先ほどから、昨日からの一般質問で、会津縦貫南道路が開通するまで約5年ということ出ているわけです。あと5年、されどすぐ5年です。一番重要なことは、完成した暁には湯野上温泉の中の交通量がぐんと減るということです。増えるということとはまずあり得ませんから、通らなくなってしまいますのです。今日町長が誰かの質問に相乗効果があると申ししておりましたが、むしろストロー現象なのです。どんどん、どんどん下郷通らないで真っすぐ会津若松市に行ってしまうのです。そのほうの影響も大きいと私は思うのです。決して私は湯野上地域温泉整備計画云々は駄目だとは言いません。ただ、もう少し今ある現在の湯野上温泉をどうやっていかにPRしていくかが先ではないですか。あと5年、令和7年頃できるというのでしょうか、道路が。そのときに張平のインターチェンジから下りてこないで真っすぐ若松に向かってしまうわけです。その車をどう止めるかが問題なのです。それが一番重要で、今町長がやらなければならない仕事はその仕事だと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、しもう保育所の観点ですか。合わせて15名でやっているということですが、調理担当は保育所の、一時的に早出の当番はやっていないということですか。これ担当課長ならよく分かるでしょうけれども、そこお知らせください。

それから、こんなこと言うと働いている方に憎まれますけれども、今はもうもちろんやっていませんけれども、安心していただけますけれども、調理職員が朝行ったら終わるまで出れないのです。調理場にも多分入れないのです、普通の人。そういう何か決まりあるでしょう、課長さん。それをお知らせください。

それから、私なぜこれを申し上げるかということ、調理員が3時のおやつを職員室で食っているわけです、私服に着替えて、エプロン外して。それ自体がよろしいのかどうかということです。また調理に戻るわけですから、戻るかどうか分かりませんが。だから、調理室にはみだりに人が出入りをしてはならないという、そういうふうな労働安全衛生何とか規則というので厚労省出したのが多分あると思います、昭和47年に出したのが。そうすると、入ってはならないということはそこで働いている方もむやみに出てはならないということでしょう。その裏返しだと思うのですけれども、そこら辺、担当課長さん、説明してください。

それから、昨日もちょうと、下郷ではありませんけれども、皿うどんを時間いっぱい、揚げたら硬くなって歯折れたというふうな、異物混入ではございませんが、往々にして昼食だと食中毒、あるいは異物購入という、そういう心配も懸念されるわけです。そうしますと、例えば調理やった場合に、機械を使った場合、点検して、物が入っていないかと、そういう確認して給食として出すわけです、多分。そういう業務だと思うのです、

給食というのは。ここで改めて聞く必要もございませんが、聞きますので、よろしくお願ひします、ご答弁を。

それから、観光循環バス、これ平成28年9月に、多分補正だったと思うのですけれども、ぐるっと会津下郷というキャッチフレーズで、10月1日から11月20日まで、土日祝日、町長の肝煎りで始まったわけです。これがやっぱり次年度以降、今年の予算は上がらなくても、その後、以降にできないかというふうに協議するとしているということですから、無駄なことやめてください。この金額でどのぐらいお使いしたのですか、観光循環バス。補助金額で1,600万円ですか。ですから、その金額あったら、私小さいバスでデマンドタクシー、車のない中山、大沢、白岩地区、雑根地区、そういうところの方がちょっと買物行くデマンドタクシーができるのではないですか。それから、実際に大型バスが走っていてもスクールバスのものになってしまっていますので、朝行ったら3時まで来ないと。それ以降行くバスもない。帰るバスもない。私前に1回一般質問しましたけれども、もうちょっと、町長、高齢者に優しい行政をしてもらえませんか。あれもこれもは、もちろん私の言うことばかり聞いてやれば行政滞るかもしれませんけれども、私は年寄りのことを考えて、私の将来を考えてです、私の将来を。車なくなるのです、いつかは。そうすると、タクシーで通える人はいいいのです。タクシーのない戸赤とか、音金もバスで通うといったって、朝来たら、あと帰るところも行くところもないのです。そういうところをやれば町長の3期目はあると思うのです、私は。そこら辺も含めていかがですか。お答えください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 11番、湯田議員の再質問にお答えいたします。

まず、調理員が早めに来て保育の業務をしているのかというご質問でございますが、こちらにつきましては、調理員につきましては調理員として、調理業務として早めに調理の準備をする都合から、調理員として早番として出てきておりまして、保育業務のほうには携わっておりません。よろしくお願いいたします。

また、調理室やその他の施設、こちらもちろん出入り自由とはなりません、社会福祉施設の衛生管理の面から、こちらについては調理員がそういう大事な調理室ですか、みだりに出入りしないように、調理室の前室とか、そういう設備も設置しております。そういうところは十分注意してまいりたいと思っております。

また、食中毒、その他、事故がないように、これも保健所からの指導もございまして、衛生管理の観点から点検していると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、11番の湯田純朗議員の再質問の中で、湯野上地域整備計画、湯野上地域整備基本計画、それから基本計画策定に当たって意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。その成果品については、多分議員の皆様にお配りしていると思います。その中身でございますが、やはりこれを実行していく上では大変お金もかか

りますし、皆さんが心配したことでその当時の事業計画については賛成していただけなかったという経過がございます。しかし、駅前整備については実施してもということであのとき予算が決定されたという経過がございますので、駅前についての整備は一応3年間ぐらいの計画で考えております。まずは、あそこの源次郎沢が崩れないように擁壁工事をして、広場を確保して、いろいろな事業展開できるように考えておりますので、それが今年から始まると、事業展開できるということになりましたことについて改めて感謝を申し上げます。

なお、居平地区等については、現在その計画も生きておりますので、その計画が一挙にできるわけではなくて、徐々に整備できるものから実施するというのが私の考えでございますので、そのときには予算も計上し、そして事業財源の確保をしながら一步步進めていくことがこの事業の中身でございます。これからも湯野上温泉の宿泊者が多くなるように、景観も含めながら、そしてアピールも必要でございますので、地元観光業者とともに推進していくようにいたします。

なお、観光PR、観光宣伝は毎年行っているわけです。観光協会を中心に行っていますので、なおさらこの会津縦貫南道路の湯野上バイパスが完成した折には、必ず121号線を通して大内宿のほうに行くというようなことになりますので、その辺を含めながら観光宣伝をしていきたいと、こう思っております。

しもうち保育所の関係、今課長から説明したとおりでございます。

それから、バスの関係でございますが、観光循環バスについてでございます。これも県のサポート事業が3年間ということでございましたので、今年はいくつかコロナ禍の中において予算計上しておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、自由乗車型から完全予約制のツアー式に変更した実績を踏まえて見ますと大変好評を得ておりまして、こういうことが1つできればバスを走らせた効果が現れてくるのではないかとということでございます。

それと、タクシーの関係、バスの関係もそうですけれども、デマンドタクシーの運行はどうだというようなこともアイデアとしていただきましたので、その辺は今後役場が遠い地域、要するに交通弱者と言われる方についての支援はしていかななくてはならないと思っています。買物客の支援は、下郷ホームやレジデンスふじの郷、あるいは社会福祉協議会等で、買物について申込者がおればうちから買物まで、それからおうちまで送って、送り迎えしている事業がございますので、その事業の充実を図っていくものと、あとはいろいろな支援に対してのバス運行、あるいはデマンドタクシー等の事業についても検討しなければならないと思っていますので、そのときにはご理解いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） まず1つ、観光循環バス、町長、私が言いたいのは、これ私町会議員になってからずっと申し上げているのです。私の話とことん聞かないでもよろしいの

でしょうけれども、私は下郷町の高齢者を代表してここで質問しているわけです。県外とか町外から来る観光客よりも地元の方を大事にしてほしいと、それを願っているわけです。この循環バスにつきましては、南会津町、田島駅に乗り入れたリバティなんて喜んではいない人がいますけれども、結果的には何もならない。あれが来るおかげでまだまだかかる負担金も増えるのかなと思いますけれども、これ県のサポート事業やったから、金ももらったからといってもまるっきり下郷町の財政を支出しないわけでもないわけですから、結果的には100万円であろうが、200万円でも無駄遣いです。これよりももう少し地元の方を大事にしてほしいと私思います。

それから、湯野上温泉ですか、湯野上地域整備基本計画についてです。町長は、12月に言った折、熊本県のある温泉地の話して、湯野上温泉もそうならないかなと夢見ながら帰ってきたと。夢まだ覚めないのですか、私思います。私は、しょっちゅう湯野上温泉行っています。なかなか容易でない。コロナでなくても容易でないのに、さらにコロナが追い打ちかけて、もうどうしようもない、開店休業のところがいっぱいある。これは、湯野上温泉が悪いのではなくて、こういう時代にはまってしまったということでしょうけれども、私一言で言うと、今の湯野上温泉の状況はコロナ感染症で申し上げるならば重篤の状況であると思います。すぐに命を落としてしまう危険性は低いですが、同じような病気が続けばいずれ死に至ると、こういうふうになると思うのです、私は、一言で申し上げますと。まず、湯野上温泉地だという、その表現を、存在感を、どうやったら県内外に、全国に展開できるのかと。それを先にやらなければ、例えば前に申し上げたが、免許も取らないうちに車庫を造って車買ってどうするのだという話でしょう。免許取った人が車を買って車庫を造ると、話がまず逆ですから。約8年間、今年で8年、湯野上温泉のこの計画、私申し上げました。計画それやっていますが、これ完成するまであと何十年かかるのですか、町長、この計画は。それをお聞かせください。

あと今現在の自分で湯野上地域整備基本計画に対しての自己評価は何点だったのかだけお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、湯田純朗議員の再々質問にお答えしたいと思いますけれども、高齢者の方々のタクシー、あるいはデマンドタクシー、バス等についてのお話をさせていただきまして誠にありがとうございます。高齢者を大事にすることは、私も本気でやっていますので、その点をご理解していただきたいと思いますので。運営の仕方そのものを見直すことについては、今話されたことについて十分理解しながらやっていけば、大変いい事業ができるのではないかと考えていますので、ご理解いただければと思います。いろいろな面でバス運行については以前から課題がありました。しかし、実施しないだけ待っているということではなくて、いろいろな事業を展開する上で循環バス運行について実施したわけでございます。以前在京会のほうから、下郷町はいい観光地があるのだけれども、汽車に乗って行って、そこからなかなか二次交通がないのだというよう

なことを再三言われまして、県のサポート事業が入ることになれば、それを実行していったらどうかというようなことから始まっているわけですが、何せこのコロナ禍においてなかなか人も来なくなった、電車に乗る人も少なくなったりしている状況でございます。そういう意味では、大変乗客数が少ないわけですが、裏那須の観光資源を紹介するようになって大変人が来ています。紅葉時期になると駐車場満杯になってしまって、道路に駐車するようになってしまいました。そんな状況ですので、ぜひバスを運行して、バスに乗って見学すると、食事をするというようなコースで令和2年度は実施しまして、大変好評を得ておったところでございます。今後とも事業についての重要性、あるいは必要でないかを検討しながら、その対策に努めていきたい、こう考えております。

それから、観光宣伝については、これはずっと前からやってきた事業でございますが、野岩鉄道の開通、会津鉄道の開業等で、昔大内に来ていた観光客は5万から10万人でしたけれども、289号線の甲子トンネルが開通してからは100万を超える観光入り込み客が来ていまして、交流人口が増えてきて、これはその成果が、効果が上がってきたのかなと思います。これからもぜひとも続いて来ていただくように宣伝をしなくてはならないと思います。

なお、縦貫南道路につきましては、日光まで行く道路でございますが、将来的にはそのような日光に来ている1,200万人ほどの観光交流人口が会津のほうに何割かでも来ていただければ大変ありがたいなと思っている道路でございます。一日も早くその開通を願っているところでございます。なお、そうしたときに通過点にならないように湯野上温泉を十分に宣伝していかなければならないと。

なお、最後に、湯野上地域整備計画については、その構想のとおり進めるには相当の時間、年数もかかります。しかし、一歩ずつやっていくことが湯野上のためになるし、地域のためになるということだと思いますから、それを理解していただいて、何年にできるのだとか、そういうことではなくて、やはりこれから徐々に整備をしていくということになれば、それは整備の内容によっては時間もかかりますし、整備の中身をさらに検討していった、できるものであれば早めにしていくというようなことでございますので、その辺はご理解いただければと思いますので、ぜひ協力していただくようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） 自己採点で何点だったかと最後に質問しました。お答えないです。

○議長（小玉智和君） 答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 自己採点というのは、非常にこれ出しづらい点数です。これを出してくださいといったら、どういう基準で出すかということによりますので、それは私は遠慮しておきますから、了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、これで11番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 議席番号4番、山名田久美子、通告書に基づき質問させていただきます。今回は、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、栗林遺跡についてでございます。中妻の栗林遺跡は、会津縦貫南道路、通称湯ノ上バイパスと言われておりますが、の整備区域にあり、2015年、平成27年度に県埋蔵文化財地として記録保存のため調査しました。2度目は、2018年、平成30年でございますが、その年の9月末時点で、縄文時代中期から後期にかけて造られたと見られる竪穴式住居27軒見つっております。住居跡には複式炉と呼ばれるいろいろも発見され、当時の人々が調理をしていた可能性がうかがえます。県教育委員会は、栗林遺跡の位置づけとして、全容把握に向け、次年度以降の調査も検討するとしていました。来年度も発掘調査をする方の募集をしているようで、先日チラシが入っております。今までの調査結果はどのように報告されているのでしょうか。また、栗林遺跡の今後の取扱いはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

続きまして、2点目、新型コロナウイルスに関して。新型コロナウイルスに感染し亡くなられた方の葬儀にかかる費用について、町では把握されておりますでしょうか。通常の火葬とは異なり、特殊な納体袋や防護服、車内の消毒、対応した従業員の一定期間の隔離や自粛に伴う費用などがあります。そのため請求される金額は高額になるとのことです。実際自宅に戻られた方の遺族に葬儀社から届いた請求書は、郡山市内から搬送された場合約80万円、会津若松市内からで約70万円だったと伺いました。これは、病院から自宅まで搬送された分だけなのです。施設に入所していたことで感染し亡くなられた方に落ち度があるわけではありません。家族にもみとられず、火葬され、遺骨だけが戻されるという悲しい現実があります。町として、こういった方に特例の弔慰金支給をしてはどうかと思われませんが、いかがでしょうか。

答弁のほうよろしくお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田議員のご質問にお答えしますが、まず大きな1点目の栗林遺跡については、教育長のほうから答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目のコロナウイルスに関してでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染者及び追跡調査等につきましては、防疫体制の主体である福島県南会津保健所が所管しております。保健所から町のほうへは、公式に発表されている内容の年代及び性別の情報しか知らされておらず、また個人情報の観点から個人を特定することはしておりません。その点からも、感染者個人に関する情報を知り得ていない実情であります。新型コロナウイルス感染症に感染して亡くなられた方に対しましては、哀悼の意を心から表したいと思っております。

弔慰金の件ですが、近年では亡くなられた遺族の方へ30万円を支給しているという新聞報道がございました。一般的に支給されている弔慰金制度は、自然災害等により被災した家族の方へ支給しているのもございます。コロナ感染症で亡くなられた方の葬儀費用が高額なことも事実でありますので、今後につきましては感染症の防疫体制の主体である国、県の支援制度の動向を見極めながら、町民の皆様に寄り添った給付制度を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、教育委員会教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、私から4番、山名田久美子議員のご質問にお答えさせていただきます。

栗林遺跡についてでございますが、ご指摘のとおり福島県教育委員会が主体となり、発掘調査が実施されております。平成27年度には一次調査、平成30年度から二次調査が始まり、今年度まで継続的に調査が行われております。令和3年度は、第五次調査が予定され、次年度で調査が終了する見込みとなっております。平成30年度には現地説明会が開催されましたが、その後は国土交通省の工事の進捗や台風による調査の遅れ、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、現地説明会が見送られている状況でございます。次年度につきましては、多くの町民が貴重な歴史遺産を知る機会を残すためにも、町教育委員会から県教育委員会や関係機関に対し、現地説明会の開催を要望しているところでございます。また、発掘調査後には報告書の刊行が予定されており、下郷町にも配布される予定となっております。なお、今後につきましては、発掘調査した箇所は埋め戻され、工事により消滅することとなりますが、記録保存された内容をベースに、下郷町の歴史資産を後世に伝えていけるような、そういった努力をしてまいりたいと考えております。

以上、山名田議員のご質問にお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 教育長、答弁ありがとうございました。埋め戻されるというのが本当残念で私はなくて、全国いろんなところに遺跡があるので、結構行ってみたりするのです。吉野ヶ里遺跡とか、昔の建物が再構築されて見れる場所になっている。そこまでいくかどうか分かりませんが、やはりこういったのが残らないというのが本当に残念でならないです。県内でも一番大きな竪穴式住居ですと270軒あるところもあるわけです。そういった昔の遺跡というのが残されないというのが本当に残念でならないところです。ただ、報告書が出されるということですので、後世に残されますので、ぜひ田沼文蔵記念館とか各学校に置いていただけたらと思います。

あと現地説明会なのですが、前回のとき本当行きたかったのですが、何かと重なって行けなかったのです。今回実施されるのであれば実際行ってみたいと思っております。直接目に触れることで人の記憶に残ります。百聞は一見にしかず、やはり目に焼き付け

たものって結構残るのです。なので、こういったことは、一般町民だけでなく子供たちにもぜひ見せてあげたいなと思いますので、そういったところをよろしくお願いしたいと思います。

あと現地説明会が実現するのであれば、映像として残すことは考えられないでしょうか。町民とかが見学しているところを映像として残し、学校での歴史教育や、一般町民でも映像を見る機会を設けるなど、今後の社会教育の観点からぜひやっていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

町長も答弁ありがとうございました。まず、コロナ感染対策についてなのですが、個人情報観点から個人を特定することはしていないということですが、死亡届が出された場合、医師の診断書欄があり、届出受理の際、町は特定できるのではないのでしょうか。これは、あくまで死亡された場合、本当最悪の場合ですけれども、そういったことはあるかと思います。これを町に出されれば、町職員の守秘義務が守られれば特定するということは私たち他人はできないはずなのです。そういったことを考えますと、やはり本当にこんな最悪の状況を迎えた場合ですので、災害時という考え方もあるかと思いますが、その辺考えていただけないかと。今回たまたま特別養護老人ホームに入所していた方でしたけれども、これは施設所在地に住所を移動すると聞いております。ですから、元下郷在住の方でも住所を移動されて田島ホームに入所されて亡くなった方がいられたはずなのです。その方の遺族は、弔慰金を受け取ったと伺っております。これらの状況を考えて、再度どう考えられるかお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

まず、町長、星學君。

○町長（星學君） コロナに感染した方が死亡された弔慰金の制度については、現在のところ町には制度としてありませんけれども、先ほど答弁したように町民の皆様に寄り添った給付制度を検討してまいりたいと。

それから、施設は下郷ホームであったり、レジデンスふじの郷であったり、ございますので、ぜひ感染者が出ないように対策を講じていただくことが一番よろしいのではないかと考えているのですが、万が一出た場合には、今町民に寄り添った形の給付制度を考えなければならないと、こう思っています。いずれにしても感染者が出ないように、今後注意していただくということが一番大事ではないかと私は思っております。施設に入ると住民票も移りますので、町村で支給していることが報道なんか報告というか、報道されておりますので、そういう点も踏まえながら、私のほうでもそうした感染者が出た場合の対応については、対応することはやぶさかではないし、やっていかななくてはならないということでありますので、ご了解いただければと思います。

私からの再質問については以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、山名田議員の何点かにお答えさせていただきます。

まず、刊行については、令和3年度、遺跡の発掘を行いまして、第五次になります。

令和4年度、令和5年度で遺物の整理、測量作業、報告書の原稿執筆ということで、報

告書の刊行が令和6年度に予定はされております。まだ先になるわけなのですが、そういったものについての、当然田沼文蔵記念館等々に、これは町のほうに県のほうから来るものなのですが、そういった形で要望していきたいというふうに思っております。

また、現地説明会のほうにつきましては、私のほうで、教育委員会のほうでぜひ現地説明会をやってくれというような話は県、あと国土交通省のほうに話はしてございますので、実現すればそういった映像も含めて保存できるような環境づくりをしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。そういったもの、子供たちなかなか目に触れることができないということで、そういったものを教材として活用できればというふうな形で思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 再々質問ではないのですが、町長のほうから現在ここには下郷ホームとレジデンスふじの郷、やはり高齢者施設を抱えておりまして、万が一何かあったらその対応を取っていくというお言葉聞けましたので、本当はあってはならないと思ひます。ただ、ワクチンが普及して、70%ワクチンを受ければ残り30%は感染しないだろうというようなことも言われているのです、ワクチンを接種しなくても。ですから、ワクチンの普及というのが今後進めばちょっと安心なのかなとは思ひますけれども、やはりこういったことあってはならないですけれども、もし万が一、これは自然災害と一緒に。万が一ということがありますので、そういったときには、今町長が答弁していただいた対応を取っていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから、遺跡のほうも、今後物は見れなくなってしまうかもしれませんけれども、何年か先になるということですが、残ったものを後世に残していけるようにお願ひしたいと思ひますので、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんね。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2 請願・陳情

○議長（小玉智和君） 日程第2、請願・陳情の件を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。

皆様のお手元に配付してあります報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和３年３月10日。件名、陳情第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日は令和３年３月10日。出席委員は、山名田久美子君、佐藤勤君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は３月19日であります。

議事日程をお配りします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会といたします。

本日は大変ご苦労さまでした。（午後 ２時０７分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和３年３月１６日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和３年第１回下郷町議会定例会会議録第４号

招 集 年 月 日	令和３年３月１０日			
本会議の会期	令和３年３月１０日から３月１９日までの１０日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和３年３月１９日	午前１０時００分	議長 小 玉 智 和
	閉会	令和３年３月１９日	午後 ３時３８分	議長 小 玉 智 和
応 招 議 員	１番	星 和 志	２番	小 椋 淑 孝
	３番	佐 藤 勤	４番	山名田 久美子
	５番	星 昌 彦	６番	玉 川 邦 夫
	７番	佐 藤 盛 雄	８番	星 輝 夫
	９番	湯 田 健 二	１０番	星 能 哲
	１１番	湯 田 純 朗	１２番	小 玉 智 和
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	１番	星 和 志	２番	小 椋 淑 孝
	３番	佐 藤 勤	４番	山名田 久美子
	５番	星 昌 彦	６番	玉 川 邦 夫
	７番	佐 藤 盛 雄	８番	星 輝 夫
	９番	湯 田 健 二	１０番	星 能 哲
	１１番	湯 田 純 朗	１２番	小 玉 智 和
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	７番	佐 藤 盛 雄	８番	星 輝 夫
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	只 浦 孝 行	町 民 課 長	渡 部 浩 市
	健康福祉課長	弓 田 昌 彦	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建 設 課 長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	星 敏 惠
	教 育 次 長	湯 田 浩 光	代表監査委員	渡 部 正 晴
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	室 井 節 夫	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳賀沼 崇 正		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 3 年第 1 回下郷町議会定例会議事日程（第 4 号）

期日：令和 3 年 3 月 1 9 日（金）午前 1 0 時開議

開 議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 2 号 令和 2 年度下郷町一般会計補正予算 (第 1 1 号)) |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 3 号 令和 2 年度下郷町一般会計補正予算 (第 1 2 号)) |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 教育長の任命について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 下郷町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の設定
について |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定につ
いて |
| 日程第 8 | 議案第 1 0 号 | 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第 1 1 号 | 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を
改正する条例の設定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 2 号 | 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公
営に関する条例の設定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 3 号 | 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 4 号 | 町道の路線認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 5 号 | 町道の路線廃止について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 6 号 | 町道の路線変更について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 7 号 | 令和 2 年度下郷町一般会計補正予算 (第 1 3 号) |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 8 号 | 令和 2 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 9 号 | 令和 2 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 0 号 | 令和 2 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第
1 号) |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 1 号 | 令和 3 年度下郷町一般会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 2 号 | 令和 3 年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員会報告) |

- | | | |
|---------|-----------------|---|
| 日程第 2 1 | 議案第 2 3 号 | 令和 3 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 4 号 | 令和 3 年度下郷町介護保険特別会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 5 号 | 令和 3 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 6 号 | 令和 3 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 2 5 | 議員提出議案第 2 号 | 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
書の提出について |
| 日程第 2 6 | 議員提出議案第 3 号 | 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定に
ついて |
| 日程第 2 7 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 2 8 | 閉会中の継続審査申出について | |
| 日程第 2 9 | 令和 3 年度行政視察について | |
| 散 会 | | |
| 閉 会 | | |

(会議の経過)

○議長(小玉智和君) おはようございます。

まず初めに、昨日、おととい、17日、18日の2日間、令和3年度予算特別委員会、町執行部職員の方々、また議員の方々、慎重審議大変ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第2号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第11号))

○議長(小玉智和君) 日程第1、議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第2号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第11号))の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第2号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第11号))でございますが、2ページをお開きいただきまして、本補正につきましては予算不足への対応と安全で円滑な道路交通環境の確保など、その後の降雪に備えるため、歳出予算の組替えを行い、除雪費を増額したもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

6ページをお開きいただきまして、土木費、道路維持費において、その所要額4,900万円を増額し、予備費により財源を調整したものであります。

2ページにお戻りをいただきまして、本補正につきましては早急に予算措置を講ずる必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年2月10日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) 本年は降雪量が多いといいますが、私考えるとこれは通常の降雪だと思っております。昨年はほとんど降らなかったということでございますが、2月10日付で専決ということでございますが、2月10日以降降雪量が少なく、専決以降の各委託業者に対する支払い関係で4,500万円というのは果たして必要なかどうか、その辺の

見通しはどのようなのでしょうか。もしくは専決以前のまだ決裁していない未済額が業者に対する未払額があって、それをトータルした支払額を含めての4,900万円と解釈したらいいのかどうか、その辺の状況をお聞きいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

今回の専決処分していただきました除雪の委託料に関する予算につきましては、2月10日ということで専決していただいたわけなのですが、通常除雪の委託料につきましては、稼働した月の次の月、翌月の10日までに一応請求という形を取っております。12月の稼働が全部で14日ございました。そちらで稼働した分の請求が1月に行われたわけなのですが、それで金額というのは12月分は出ております。1月稼働がまとまって結局2月に請求されるということになるのですが、1月の稼働につきましては私たちの集計で25日間の稼働がございました。その時点で1月分まとめていきますと、1,500万円ほど既に足りなくなるという集計が出ております。この先2月、3月の稼働分を予測いたしまして、今回の金額を計上させていただいたわけなのですが、2月の稼働、少ないであろうということでお話今ございましたが、現在のところ集計して20日ほど、28日中20日の稼働が集計されてございます。そうしますと、2月の稼働、見込みではあったのですが、この先金額が余計だったのではないかとということには全くなりませんで、その金額については2月の10日の専決をしていただいた段階では、間違いはなかったのかなということで考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで質問を終わります。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第11号））の件を採択いたします。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第4号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第3号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第12号))

- 議長(小玉智和君) 日程第2、議案第4号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第12号))の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

- 議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

- 参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の7ページでございます。議案第4号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 令和2年度下郷町一般会計補正予算(第12号))でございますが、8ページをお開きいただきまして、本補正につきましても歳出予算の組替えを行ったもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

その内容でございますが、12ページをお開きいただきまして、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の緊急経済対策としまして、感染拡大により大きな影響を受けている観光事業者及び観光関連事業者等を対象に事業の継続を支援するため、2月1日を基準日とし、1事業所当たり5万円の緊急支援を行うものであります。商工費、商工振興費において、対象者を160事業者と見込み、その所要額800万円を措置し、予備費により財源を調整したものであります。

8ページにお戻りをいただきまして、本補正につきましては現下の状況を踏まえ、その緊要性に鑑み、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和3年2月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

- 7番(佐藤盛雄君) 今ほど総務課長よりご説明いただきました内容でほぼ納得しているのですが、財源区分なのですが、一般財源から800万円出しているわけです。予備費で調整しているわけですが、コロナ関係の影響で下郷町内の企業に対する支援事業ということなのですが、今までに国の地方創生緊急支援の事業としてかなりの金額が入っております。ですから、国の地方創生緊急対策の補助金に対する、そちらから支出するのだと私は解釈しているのですが、何でこの一般財源から出さなければならないのか。それで、コロナ関係のいろいろな支出行為が精査された場合に、その剰余残金と振替ということの後日行われるのかどうか。その辺をお伺いいたします。

- 議長(小玉智和君) 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

なお、臨時交付金の状況につきましてははというところで先日ご報告させていただきましたが、まず800万円につきましては臨時交付金の充当ということで、実はこの議会中3月16日に国のほうから計画の追加承認ということで既にいただいております、最終的にはまだ事業、来週の月曜日まで申請受付になっておりますが、動いている状況でございます。財源については今ほどあったとおりですが、確定してからの振替という形になってくるのかなというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） この募集に当たって、チラシが出されたかと思うのですけれども、各種いろんな業態がありました。ちょっと町民から「どこにも当てはまんないけど、どうしたらいいんだべ」と言われて会ったのです。最終、町長が認める者という要綱の欄があるのはあるのですけれども、そういったことで受けられなかった人がいたということはあるかどうか。例えばこういうところは、該当する職種がなければ担当にご相談をみたいな形を入れたらどうかなと思ったのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えしたいと思います。

チラシに各事業、施設関係明示させていただきました。こちらは、国並びに県でも実施しています一時金の指定している業者ということで、それは最低限の枠という形でご提示させていただきましたが、実質いろんな形でお問合せございました。当然業種に当てはまらないもの、また当てはまるものという形で丁寧にご説明はさせていただきまして、今のところほぼ申請あった件数が155件ということで、おおむね丁寧に説明させていただいたという状況でございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君、いいですか。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第12号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第5号 教育長の任命について

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第5号 教育長の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

本案については、先に提案理由の説明がありましたので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 教育長の任命についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことが通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これから議案第5号 教育長の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 教育長の任命についての件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、先に提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 下郷町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第5、議案第7号 下郷町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長(玉川武之君) 16ページをお開きいただきたいと思います。下郷町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布するということでございまして、今現在ふるさと納税につきましては寄附の全額を基金積立としておりました。今後は、令和3年度よりは返礼品に関わる経費を除いた分、純粋な寄附金額になりますが、これを基金積立を行うための改正となっておりますので、ひとつご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 下郷町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の17ページでございます。議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。情報公開審査会につきましては、公文書の公開決定等に対する不服申立ての事案や情報公開制度の運用に関する事項について調査、審議することを目的に設置される附属機関であります。その役割から法的な知識など専門的な知識を有する弁護士、大学教授等に本委員会の委員としてご就任いただくことを念頭に、新たに専門委員の区分を設け、報酬日額を2万円と設定するものであります。

議案書の18ページにお戻りをいただきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。今ほどご説明申し上げました内容で別表第1中を改め、施行期日につきましては令和3年4月1日とするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 情報公開制度の中で、基本的には情報は公開することになってございます。下郷町では、今まで情報公開の請求があった件数、ここ二、三年でいいですが、何件あって、またその中で町の担当者で判断できないような高度な専門的知識がないと判断できなかったというようなケースがあったのかどうかお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 情報公開制度につきましては、今ほど議員からお話ございましたとおり、町民皆様の知る権利を保障する制度でございます。反面、情報の公開に当たりましては、個人情報などに十分配慮する必要もございます。そのため、情報公開の部分開示または非開示をめぐり情報公開請求者との間で解釈、見解のそごが生じる場合もございます。そこで、今ほど議員からのご質問でございますが、情報公開請求何件ほどあったのかというご質問でございますが、こちらは全体的なお話ということでお答えをさせていただきますが、こちら集計を取り始めてからの数字ということでご了解をいただきたいと思いますが、平成26年から集計を取り始めてございます。その結果、令和2年度、ただいままでに771件ほどの公開請求がございました。

また、その中で判断のつかないものはあるのかというようなご質問でございますが、今ほど申し上げましたとおり、部分開示、非開示をめぐりまして請求者と実施機関との間でその解釈、見解のそごが生じる場合もございます。こうした場合に情報公開審査会を立ち上げ、そこで判断をいただくことになろうかと思いますが、今現在把握している件数でございますが、情報公開審査会上がると思われる件数でございますが、100件弱ほどございます。ただし、これはある程度その内容で累計化、整理してまいりますと、その100件がある程度まとまった形で審査会でご判断いただけるものと思いますので、その審査会には法的な知識などを有する専門家の方にぜひご承認いただきたいということで、今回条例の改正に至った次第でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） どうもありがとうございます。令和2年まで771件、私の考えていた以上の情報公開請求があったということで驚いております。この請求をされた件数の実数、人数、何人の方からこの請求があったのか、特定の人に集中してあるのかどうか、その辺ちょっとお分かりになりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 今ほどご説明申し上げました771件でございますが、これは全体の数字でございますが、この中で何人の方からの請求があったかという件につきましては、そこは大変申し訳ございませんが、集計上ちょっと件数の集計だけでございますので、なおよろしくお願いいたしますと思います。なお、個別のケースにつきましては情報公開制度、先ほども申し上げましたとおり、町民の皆様の知る権利を保障する制度でございますので、特定の方についてここでお答えすることはその権利との関係で差

し控えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですか、それで。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） この専門委員の報酬ですか、2万円、この算出根拠をちょっと教えてもらえませんか。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） こちら2万円の根拠でございますが、会津管内での弁護士への法律相談料が1回30分当たり5,000円と設定されているようでございます。審査会の開催時間を1回2時間程度と想定しまして、日額を2万円と設定するものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君。

○11番（湯田純朗君） これ弁護士の相談料、30分。1時間5,000円ではなかったか。30分で5,000円。1時間5,000円ではなかったかと思うのですが、確認します。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 弁護士の法律相談料でございますが、私どもが把握している限りでは法律相談といたしまして、30分当たり5,000円ということで情報を得ておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 11番、湯田純朗君、再質問ありますか。

○11番（湯田純朗君） 了解しました。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を終わります。

そのほかありますか、ご質疑。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 9 号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第 7、議案第 9 号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、私のほうからご説明申し上げます。

議案書の 20 ページをお開きいただきたいと思います。併せて新旧対照表 3 ページをお開き願います。議案第 9 号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、令和 3 年 2 月 13 日に施行されたことにより、条例中の同法の引用条項について所要の改正を行うものであります。新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 により、新型インフルエンザ等と見なして法の規定を適用していましたが、今回の感染症法の改正により、感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の定義に新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症が追加されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 は不要になるため削除されました。そして、附則で改正する法律が令和 3 年 2 月 13 日に施行されましたので、この条例についても 2 月 13 日からの適用としております。

以上で条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。なお、今回の一部を改正する条例の設定につきましては、去る 3 月 3 日開催されました令和 3 年第 1 回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えておきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7 番、佐藤盛雄君。

○7 番（佐藤盛雄君） お尋ねします。

1 つ目は、改正の前と改正後の案文の内容について、改正後に新型コロナウイルス感染症、括弧して病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、中華人民共和国から世界保健機関に、WHO に対して人に伝染する能力があることが新たに報告されるということで、この内容を見るとコロナウイルスの発症源が中華人民共和国ということに解釈するのですが、中華人民共和国から発症したということが、これがまだ正式に WHO で認めていないと思うのです。ですから、その辺の文言の整理からすると、私は中華人民、ここから発症したと思っていますけれども、正式に WHO でそういうことが果たして認定されているのか、ここで本案の中にそういった文言を盛り込むことが果たして正しいのかどうかってちょっと疑問なのです。

それから、傷病手当、昨年発症して会社等を休んでおりましたが、社会保険の場合は社会保険関係から傷病手当が支給されますが、国保の場合はこういう規定がなかったから休んでも傷病手当が支給されなかったということで、2月の13日から適用するというで、その辺の不公平感というのはあったと思いますが、その辺の社会保険に加入していない方、国保で対応している方に対する人数といいますか、そういうのは何人ぐらいいったのか、その辺ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、まず7番の佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、新旧対照表に書かれております事柄の中華人民共和国ということなのですが、これも、これは今回改正されました国の法律の中でこう記載されておりますので、ちょっとその辺詳しい事柄については分かりませんので、国が決めておりますので、それを引用しております。

それと、あと国民健康保険の傷病手当なのですが、これは6月の定例会において可決というか、改正を行っておりますので、昨年の6月から施行されている状況であります。そして、人数でございますが、この傷病手当は国民健康に入りながら給与、どこかに勤めている方のみの該当でありまして、下郷町には今のところ該当者はいないようになっております。あと、県内でも実績ですと9件ほどそういう方が該当してまして、福島市で1件、郡山市で8件申請がされております。あと、ほかの市町村については申請なしということでございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、質問はいいですか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 確かに中華人民共和国からWHOに対して云々とありますが、この文言というのは機関事務で上からの流れてきた文書ということで、それは解釈するにはなかなか町で判断できないと思いますが、国でもこんな文言を入れて果たしていいのかと思って、その辺が疑問なのですけれども、了解しました。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 下郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 10 号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第 8、議案第 10 号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 議案書の 21 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 10 号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

介護保険制度も、平成 12 年度の創設以来 21 年を経過しようとしております。介護保険事業計画は 3 年ごとに見直しを行い、介護保険料につきましてもこれまでの給付実績により今後の見込み量を推計し、今後 3 年間の給付費が賄える介護保険料を設定するものでございます。

本町の介護保険の現状を見ますと、介護保険制度への理解も進み、着実に定着してまいりましたが、65 歳以上の高齢者人口は 2,400 人前後、要介護認定者数は 450 人前後とおおむね横ばいで推移しており、それに伴いまして各介護サービス給付費も横ばいまたは微増傾向にあります。3 年前の第 7 期介護保険事業計画の策定時には、南会津郡内の特別養護老人ホームにおいて短期床から長期床への転換予定が 34 床、そのうち町内の 2 施設で合計 16 床の転換が予定されておりましたことから、本町の介護サービス給付費も大きく伸びる推計となりましたが、転換に対応する人材確保が進まず、入所者を受け入れる体制が整わなかったことから介護給付費が抑えられる結果となりました。このような状況を踏まえながら、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間とする第 8 期介護保険事業計画を策定したところであります。

なお、策定に当たりましては、医療、介護、福祉の各関係者並びに有識者からなる下郷町介護保険事業運営協議会において、介護保険料も含めご審議をいただきました。今回の介護保険料の算定につきましては、第 7 期計画期間の実績を考慮しながら今後 3 年間の介護サービス利用の見込み量を推計し、施設給付費については定員ベースから実績ベースにて算定した結果、保険料が減額改定となりました。また、保険料の標準所得段階につきましては、所得水準に応じてきめ細やかな保険料の設定を行うため、所得段階が 9 段階となっております。さらに、低所得者の保険料の負担軽減を図るため、国、県、町からの公費が投入されております。

それでは、議案書の 22 ページと新旧対照表の 4 ページをお開きください。また、別紙

の議案第10号資料では、条例の第1号から第9号が資料左側の1段階から9段階の年額にそれぞれ対応しておりますので、併せて御覧ください。介護保険料につきましては、介護保険法施行令第38条、保険料率の算定に関する基準により定められております。

新旧対照表でご説明いたしますと、第3条第1項につきましては保険料率の年度を平成30年度から令和2年度までを令和3年度から令和5年度までに改正するものでございます。介護保険料の基準額となります(5)の第5号の保険料は、新旧対照表の改正前で年額7万4,400円、改正後で7万800円、これが各段階の基準額となり、課税、非課税、所得金額により9段階に分かれ、各段階の保険料率が定められております。第1号は、基準額の10分の5、0.5の保険料率で、改正前の3万7,200円から3万5,400円に改正し、年額で1,800円を減額するものです。第2号については、基準額の10分の7.5、0.75の保険料率で、保険料を改正前の5万5,800円から5万3,100円に改正し、年額で2,700円を減額するものです。第3号については、基準額の10分の7.5、0.75の保険料率で、保険料を改正前の5万5,800円から5万3,100円に改正し、年額で2,700円を減額するものです。第4号につきましては、基準額の10分の9、0.9の保険料率で保険料を改正前の6万6,960円から6万3,720円に改正し、年額3,240円を減額するものです。第5号については、保険料率の基準額とし、保険料を改正前の7万4,400円から7万800円に改正し、年額3,600円を減額するものです。第6号については、基準額の10分の12、1.20の保険料率で、改正前の8万9,280円から8万4,960円に改正し、年額4,320円を減額するものです。第7号については、基準額の10分の13、1.30の保険料率で、改正前の9万6,720円から9万2,040円に改正し、年額4,680円を減額するものです。第8号については、基準額の10分の15、1.50の保険料率で、改正前の11万1,600円から10万6,200円に改正し、年額5,400円を減額するものです。第9号については、基準額の10分の17、1.70の保険料率で、改正前の12万6,480円から12万360円に改正し、年額6,120円を減額するものです。

また、第2項から第4項につきましては、低所得者の保険料軽減の規定であります、第1項の本則の保険料本体の改定変更に伴い、住民税非課税世帯の第1号第1段階から第3号第3段階までの軽減の保険料を改めるものでございます。

議案第10号資料では、右側の低所得者軽減欄の年額となります。第3条第2項につきましては、第1段階の低所得者ですが、改正前「令和2年度における」から改正後「令和3年度から令和5年度まで」に適用年度を改めるとともに、軽減の保険料を2万2,320円から2万1,240円に改めるものでございます。

次に、第3項の対象者は第2段階の低所得者ですが、第2項と同様に「令和2年度における」から「令和3年度から令和5年度まで」に適用年度を改めるとともに、準用する第2項の保険料を2万2,320円から2万1,240円に改め、準用により読み替える第2段階の保険料を3万7,200円から3万5,400円に改めるものでございます。

次に、第4項の対象者は第3段階の低所得者ですが、第2項と同様に「令和2年度における」から「令和3年度から令和5年度まで」に適用年度を改めるとともに、準用する第2項の保険料を2万2,320円から2万1,240円に改め、準用により読み替える第3段階の保険料を5万2,080円から4万9,560円に改めるものでございます。

議案書の22ページにお戻りをいただきまして、一部改正条例の施行日につきましては令和3年4月1日とするものでございます。

今回の介護保険料の改正につきましては、3月3日に開催されました下郷町介護保険事業運営協議会において審議され、計画案を適当と認め、承認した旨の報告がなされております。

以上、ご説明いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君）　改定の理由なのですが、高齢者が増加傾向にあるというのに料金が下がるというのはどういった理由なのでしょう。お聞かせください。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君）　1番、星議員のご質問にお答えいたします。

介護保険料につきましては、今ほどご説明しあげましたが、3年ごとに保険料率についても見直しがなされております。それで、今回につきましては前期の介護保険事業計画のときに町内においては施設の長期床が合計で16床の転換の増が予定されておりましたから、そちらの介護サービス給付費も大きく伸びるものと推計しておりました。ただ、それに対応する人材の確保が進まなかったということから介護給付費がこの3年間でそれほど伸びなかった。こちらを踏まえまして、今回月額ですか、300円減額といたしましたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　1番、星和志君、いいですか。

○1番（星和志君）　ありがとうございます。

○議長（小玉智和君）　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　1番、星和志議員にお答えしますけれども、入居する待機の人いるのですけれども、その施設において雇用している介護に携わる職員が少ないというか、申し込んでも、公募しても入ってこないという状態で、入れるというところはあるのですが、対応していただく人が、働く人が少ないので、どうしても経費が安くなってしまいうことに逆になってしまうのです。だから、3年間でこのくらいが入所して、そしてこのくらいかかるということが算定されて、金額になるということです。待機者はいるのです。受け入れる体制が整っていないという。ですから、費用が安くなるということです。ですので、ご理解ください。

○議長（小玉智和君）　7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君）　今ほどの質問に関連いたしますが、確かに潜在的な入居予定者というのはいっぱいおまして、手を挙げてなかなか施設に入れないということが現実だと思います。そこで、元の旧役場にあるふじの郷なのですが、入所予定ベッド数というのは100床と聞いておりましたが、現実的には何床で今やっておられるのか、まず伺います。

それから、今回各町村が介護保険料の改定をなされたと思うのですが、下郷町のこの

第5の基準の7万800円というのは、県内各町村の介護料の中では大体どのぐらいの位置にあるのか、分かりましたらお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

ふじの郷につきましては長期床、こちらにつきましては90床の定員でございます。それで、今現在69床が入居されているということでございます。また、保険料でございますが、月額、こちらにつきましてはまだ福島県内での集計がなされておらないことから、郡内におきましてご報告申し上げます。南会津町におきましては月額6,000円でございます。また、只見町は下郷町と同じ5,900円でございます。檜枝岐村におきましては5,200円という形で、おおむね平均であると考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。再質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ふじの郷につきましては、当初長期で80床で、ショートステイで20床の合計100床という計画でありました。年度の途中、その後の経緯であと10床増床してくれということで、我々議会も10床認めて90床にしたという経緯がありますが、我々は老人の福祉の関係から下郷町の財産の土地を無償で貸しておりまして、そしてそれだけの便宜を図っているわけですので、施設入所者がこれだけ多いということでございますので、やはり満床に近づくような努力をすべきであるというような督促といえますか、督促といえますか、これはやるべきだと思うのですが、その辺いかがお考えか。これは、なかなか介護福祉の人数の設定とか、あるいは介護士の設置何人という法的な根拠がありますから難しいですが、慢性的な入所者の状態があるということでなかなか入れない。例えば病院に長期入院したけれども、その治療が終わって退院しなければならない。ところが、その後の施設入所がなかなか難しく、行くところがないというのが現実に対応する数に上っておりますので、やっぱり町はもっとふじの郷に対する指導といえますかをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

下郷町においては、2級のホームヘルパーサービス養成の助成という形で行っているところですが、それらも踏まえまして、ふじの郷さんのほうには佐藤議員ご指摘のとおり、そのような内容をお伝えしてやっていただきたいというようなことも伝えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、それでいいですか。

○7番（佐藤盛雄君） 了解です。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） ご質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいまより休憩いたします。(午前11時03分)

○議長(小玉智和君) 再開します。(午前11時15分)

**日程第9 議案第11号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正
する条例の設定について**

○議長(小玉智和君) 日程第9、議案第11号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型
サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例
の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長(弓田昌彦君) 議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。議案
第11号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業
の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、本町が定める指定居宅サ
ービス等の基準も改められることなどから、関係条例について所要の改正を行うもので
ございます。

24ページをお開きいただきまして、下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サ
ービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例で
ありますが、第1条では下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に係る基準に関する条例について、また37ページ中段となりますが、第2
条では下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援
の方法に係る基準に関する条例について、また44ページとなりますが、第3条では下郷

町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例について、46ページ中段となりますが、第4条では下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、それぞれ改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、国は介護サービスに係る人員、設備、運営の基準を介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に1度定期的な見直しを行っております。今回の改正は、主に介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担軽減、地域包括ケアシステムの推進、感染症や災害の対応力強化を図る観点からそれらの措置を講じるための改正でございます。また、本町が指定する指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援及び指定居宅介護支援に関する基準について、介護保険法の規定により厚生労働省令の改正基準に合わせて改正するものでございます。

新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思います。それでは、改正部分の主なものについて新旧対照表でご説明いたします。第1条による改正（下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例）につきましてご説明申し上げます。地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるようにするため、市町村がサービス事業者の指定や監督を行います。原則として町内のサービス事業所を町民のみの方が利用できるサービスとなります。

改正内容として、まず目次でございますが、附則の前に第10章、雑則（第203条）を追加するものですが、介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から諸記録の保存、交付について電磁的記録による対応を認める条文が新たな章の雑則として追加されたものでございます。

続きまして、本文の第1条の趣旨につきましては、共生型地域密着型サービス事業の文言及び事業所指定条文の根拠規定を見直し、国省令に合わせ整理を行うものでございます。

次に、第3条の一般原則につきましては、第3項で利用者の人権の擁護、虐待防止のため必要な体制整備及び研修の実施を行うこと、第4項で介護保険データベースを活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう努めることを加えます。

6ページの定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業員の第6条第2項につきましては、引用先の厚生労働大臣を町長に、厚生労働省告示を踏まえて定めた内容を町長が直接告示する規定に改めるものであります。

同じく第5項では、電話受付をするオペレーターの人員配置基準の緩和として、同一敷地内にある指定夜間対応型訪問介護事業所の職員と兼務を認める第47条第4項規定事業所を加えるものです。

7ページの第31条第1項第8号の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る運営規程につきましては、高齢者虐待防止の推進に関する事項を運営規程の記載事項に追加するものです。

次に、第32条第5項の勤務体制の確保につきましては、ハラスメントにより就業環境

が害されることを防止するための適切な対策を求めることを加えるものです。

次に、第32条の2の業務継続計画の策定につきましては、感染症や災害が発生した場合でも業務継続に向けた計画策定、研修、訓練の実施を加えるものです。

8ページの第33条第3項の衛生管理につきましては、感染症対策の強化として委員会の開催、予防指針の整備、研修、訓練の実施を加えるものです。

次の第34条第2項の掲示につきましては、運営規程等の重要事項を掲示するだけでなく、自由に閲覧可能な形、ファイル等で事業所に備え置くことを加えるものです。

9ページにかけまして、第39条第1項の地域との連携につきましては、連携会議で情報通信技術によるテレビ電話装置を活用できる規定を加えるものです。

次の第40条の2第1項の虐待の防止につきましては、高齢者虐待防止の観点から検討委員会の開催、防止指針の整備、研修実施と担当配置を加えるものです。

10ページにかけまして、第47条第1項の夜間対応型訪問介護事業者に係る訪問介護員等の員数につきましては、人員配置基準の緩和として通報を受付し、訪問の可否を判断するオペレーターのほかの業務との兼務が認められることから、第1号及び第3号において、オペレーターの専従義務を解くことにより、改正前の「専ら」を削除するものです。

同じく改正前の第2項につきましては、厚生労働省令の改正条文構成に合わせ、改正後の第3項に置き換え、文言の整理をするものです。

同じく改正前の第3項につきましては、厚生労働省令の改正条文構成に合わせ、改正後の第2項に置き換え、厚生労働大臣を町長に、厚生労働省告示を踏まえて定めた内容を町長が直接告示する規定に改めるものでございます。

同じく第4項につきましては、オペレーターの配置基準の緩和として、同一敷地内にある第1号から第12号までの介護事業所の職員と兼務を認める規定を加えるものです。

11ページの同条第5項につきましては、随時訪問サービスを行う訪問介護員の専従義務と例外規定ではかの業務との兼務が認められること、第6項及び第7項では、オペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員と兼務することを加えるものです。

次に、第55条第1項第8号の夜間対応型訪問介護事業者に係る運営規程につきましては、高齢者虐待防止の推進に関する事項を運営規程の記載事項に追加するものです。

12ページにかけまして、第56条第2項の夜間対応型訪問介護事業者に係る勤務体制の確保につきましては、利用者の処遇に支障がない場合はほかの訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に夜間対応型訪問介護の事業を一部委託することができるものでございます。

同じく第3項につきましては、複数の事業者間で通報受付の随時対応サービスを集約することができるものでございます。

同じく第5項につきましては、ハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための適切な対策を求めることを加えるものです。

飛びまして、14ページの第59条の13第3項の地域密着型通所介護事業者に係る勤務

体制の確保につきましては、介護職員の認知症対応力を向上させるため、医療、福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけるものです。

同じく第4項につきましては、ハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための適切な対策を求めることを加えるものです。

15ページになります。第59条の15第2項の地域密着型通所介護事業者に係る非常災害対策につきましては、非常災害対策の訓練に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするものです。

飛びまして、23ページから24ページになりますが、第110条第1項の認知症対応型共同生活介護事業者に係る従業員の員数につきましては、認知症グループホームの夜勤、職員体制の見直しとして、共同生活住居である1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とするところ、3ユニットの場合でかつ各ユニットが同一階に隣接し、安全対策が取られていることを要件に例外的に夜勤2人以上に緩和できることを加えるものです。

同じく第5項につきましては、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、共同生活住居であるユニットごとに1人以上の配置から事業所ごとに1人以上の配置基準に緩和するものです。

同じく第9項につきましては、24ページから25ページになりますが、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保として、本体事業所の下運営されるサテライト型認知症グループホームについては、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置できることを加えるものです。

次の第111条第2項の認知症対応型共同生活介護事業者に係る管理者につきましては、サテライト型認知症グループホーム管理者と本体事業所の認知症グループホーム管理者を兼務できることを加えるものです。

飛びまして、39ページになります。第10章、雑則、第203条第1項の電磁的記録につきましては、記録の保存に係る見直しとして介護サービス事業者の業務負担軽減を図る観点から、事業者の諸記録の保存、交付について電磁的な対応を認めることを加えるものです。

同じく第2項につきましては、利用者への説明、同意に係る見直しとして、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書に係る利用者への説明、同意のうち書面で行うものについて、電磁的記録のデータによる対応を認めることを加えるものです。

以上、改正の主なものについてご説明いたしましたが、その他につきましてはこれまでの改正項目と共通の基準となっておりまして、さらに文言の整理上、項ずれ等について整理をし、改正をしております。

続きまして、新旧対照表の40ページをお開きいただきたいと思います。第2条による改正（下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例）につきましてご説明いたします。地域密着型

介護予防サービスとは要支援 1、2の方が受けられるサービスであり、住み慣れた地域を離れずに生活を継続できるようにするため、市町村がサービス事業者の指定や監督を行います。原則として、町内のサービス事業所を要支援の町民のみが利用できるサービスです。

改正の主な内容としては、先ほどの第 1 条による改正と同様となりますが、まず目次でございますが、附則の前に第 5 章雑則（第 91 条）を追加するものですが、介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から諸記録の保存、交付について、電磁的記録による対応を認める条文が新たな章の雑則として追加されたものでございます。

続きまして、第 3 条の一般原則につきましては、第 3 項で利用者の人権の擁護、虐待防止のため必要な体制整備及び研修の実施を行うこと、第 4 項で介護保険データベースを活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう努めることを加えます。

飛びまして、42 ページになりますが、第 10 条第 1 項の介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る管理者につきましては、管理者の配置基準の緩和として本体事業所の職務と併せて認知症対応型通所介護事業所のほかの職務に従事できることを加えるものです。そのほかにつきましては、先ほどの第 1 条による改正と同様の改正項目と共通の基準となっております、さらに文言の整理上、項ずれ等について整理をし、改正をしております。

続きまして、新旧対照表の 57 ページをお開きいただきたいと思います。第 3 条による改正（下郷町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例）につきましてご説明いたします。介護予防支援事業とは、ケアマネジャーである介護支援専門員が要支援者や家族の希望に沿って介護予防サービス計画のケアプランを作成し、計画に係るサービス事業所と連絡、調整を行う事業で、町、地域包括支援センターが本事業を行っております。利用者は、主に要支援の方となります。

改正の主な内容としましては、先ほどの第 1 条による改正と同様となります。まず、目次でございますが、附則の前に第 6 章、雑則（第 34 条）を追加するものですが、介護サービス事業所の書面記録の保存、交付の電磁的記録による対応を認める章、条文が追加されます。

次の第 2 条の基本方針につきましては、第 5 項で利用者の人権の擁護、虐待防止のため必要な体制整備及び研修の実施を行うこと、第 6 項で介護保険データベースを活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう努めることを加えます。

58 ページになります。第 19 条第 4 項で、介護予防支援事業者に係る勤務体制の確保等としてハラスメント防止対策の強化を加えます。

第 19 条の 2 で、感染症や災害が発生した場合、業務継続に向けた計画策定、研修、訓練の実施を加えます。

第 21 条の 2 で、感染症対策の強化として委員会の開催、予防指針の整備、研修、訓練の実施を加えるものです。

第 22 条第 2 項で、運営規程の重要事項を掲示するだけでなく、自由に閲覧可能な

形、ファイル等で事業所に備え置くことを加えるものです。

59ページの第27条の2第1項で、高齢者虐待防止の観点から検討委員会の開催、防止指針の整備、研修実施と担当配置を加えるものです。

60ページの第6章、雑則、第34条第1項で、介護サービス事業者の書面記録の保存、交付について電磁的な対応を認めることを加え、第2項ではケアプランや重要事項説明書に係る利用者への説明、同意のうち書面で行うものについて、電磁的記録のデータ対応を認めることを加えるものです。そのほかにつきましては、これまでの改正項目と共通の基準となっておりまして、さらに文言の整理をし、改正をしております。

続きまして、同じく新旧対照表の60ページとなりますが、第4条による改正（下郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例）につきましてご説明いたします。居宅介護支援事業とは、ケアマネジャーである介護支援専門員が要介護者や家族の希望に沿って居宅サービス計画のケアプランを作成し、計画に係るサービス事業所と連絡調整を行う事業で、利用者は主に要介護認定者となります。

改正の主な内容としては、先ほどの第1条による改正と同様となります。まず、目次でございますが、附則の前に第5章、雑則（第34条）を追加するものですが、介護サービス事業者の書面記録の保存、交付の電磁的記録による対応を認める章、条文が追加されております。

61ページの第3条の基本方針につきましては、第4項で連携に努めるべき対象の町を省令基準に合わせ、「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」の文言に改め、第5項で利用者の人権の擁護、虐待防止のため必要な体制整備及び研修の実施を行うこと、第6項で介護保険データベースを活用し、適切かつ有効にサービスを提供するよう努めることを加えます。

第7条第2項で質の高いケアマネジメントの推進として、居宅介護支援事業者が利用者に対し前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護等サービスごとの割合及びサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について説明することを加えるものです。

62ページの第16条第1項第9号で、サービス担当者会議に利用者等が参加する場合は同意を得た上でテレビ電話装置を活用することができる規定を加えるものです。

同じく第20の2号で、区分支給限度基準額の利用割合が高く、生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン作成事業所の点検、検証の仕組みを導入するものです。

63ページの第22条第4項で、居宅介護支援事業者に係る勤務体制の確保等としてハラスメント防止対策の強化を加えます。

次に、第22条の2で、感染症や災害が発生した場合、業務継続に向けた計画策定または計画見直し変更、研修、訓練の実施を加えます。

64ページの第24条の2で、感染症対策の強化として委員会の開催、予防指針の整備、研修、訓練の実施を加えるものです。

第25条第2項で、運営規程の重要事項を掲示するだけでなく、自由に閲覧可能な形、ファイル等で事業所に備え置くことを加えるものです。

第30条の2第1項で、高齢者虐待防止の観点から検討委員会の開催、防止指針の整備、研修実施と担当配置を加えるものです。

65ページにかけまして、第5章雑則、第34条第1項で、介護サービス事業者の書面記録の保存、交付について電磁的な対応を認めることを加え、第2項ではケアプランや重要事項説明書に係る利用者への説明、同意のうち書面で行うものについて、電磁的記録のデータ対応を認めることを加えるものです。そのほかにつきましては、これまでの改正項目と共通の基準となっておりまして、さらに文言の整理をし、改正をしております。また、附則の第2項の経過措置といたしまして、指定居宅介護支援事業者の主任介護支援専門員の管理者要件の適用を猶予する経過措置期限を平成33年3月31日から令和9年3月31日までに延長するものでございます。

議案書の49ページにお戻りをいただきまして、一部改正条例の施行日につきまして令和3年4月1日とするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） この条文、長くてなかなか分かりづらいのですが、その中でちょっと気になった点、今まで労働大臣が定めるところが町長が定めるところというふうに変わっている部分があります。その中で、要するに町長が別に定める基準とか、そういうものが必要になってくると思うのですが、この改正によって町部局の事務事業量が増えることが想定されますが、かなり負担になると思うのですが、その辺の状況がどうなるのか、まずそこを教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、弓田昌彦君。

○健康福祉課長（弓田昌彦君） 7番、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、厚生労働大臣を町長にという形でございますが、こちらは国の省令に合わせた形の条例改正となっております。また、こちらにつきましては町内のサービス事業所、そういった形での指導、監督という部分になりますので、その部分につきましては従来どおりでございますので、増えるものはないかなと思います。なお、付け加えますと、今回のこの改正につきましては平成24年の地方分権一括法により、本サービスについて市町村へ権限移譲されておりました。それ以前までは、国が一律にサービス基準等を決定しておいた経緯がございます。権限移譲によりまして条例委任されております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。再質問ありますか。

○7番（佐藤盛雄君） 了解です。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほか質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号 下郷町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第10、議案第12号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の52ページでございます。議案第12号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についてでございますが、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大することと合わせ、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的に公職選挙法の一部が改正されたところであります。これに伴い、本町におきましても選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成につきまして条例による選挙公営の対象とするため、本条例を制定するものであります。

それでは、別にお配りしております資料に基づきご説明を申し上げます。議案第12号資料と書かれた資料を御覧いただきたいと思います。大きな1番の法律の改正でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年、昨年12月12日から施行されたところでございます。改正の目的でございますが、今ほどご説明申し上げましたとおり、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のためを目的とする改正でございます。

改正の内容でございますが、(1)番の町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大としまして、その下になりますが、①の選挙運動用自動車の使用、②の選挙運動用ビラの作成、③の選挙運動用ポスターの作成ということが今回改正された内容

でございます。

(2) 番目といたしましては、町村議会議員選挙におけるビラの頒布の解禁、(3) 番目としまして町村議会議員選挙における供託金制度の導入という内容となっております。

一番下の注意書きでございますが、このうち(1)につきましては各町村で条例を制定することにより、選挙公営の対象とすることができるものであります。(2) 番のビラ頒布の解禁、(3) 番の供託金制度の導入につきましては、公職選挙法の施行により導入が決定している内容でございます。

2枚目を御覧いただきまして、選挙公営に係る内容でございますが、公費負担の限度額といたしまして、①、選挙運動用自動車の使用でございますが、これはその下の表の①の契約と②の契約、こちらは選択となっております。①としまして、ハイヤー形式でございます。こちらにつきましては、1日の限度額が6万4,500円、選挙期間が5日ということでございますので、32万2,500円となっております。備考としまして、1日1台に限るものでございます。

②番目につきましては、個別契約でございます。自動車の借入れにつきましては、1日の限度額1万5,800円の5日分で7万9,000円、こちらも1日1台に限る。燃料の供給につきましては、1日当たり7,560円、これが5日で3万7,800円、運転手の雇用につきましては1日の限度額1万2,500円掛ける5日で6万2,500円、1日1人に限るものでございます。

その下、注意書きの1番としまして、ハイヤー形式とは道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（タクシー事業者等）をいいますが、と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式となっております。

その下の注意書きの2番目でございますが、個別契約につきましては前日のタクシー事業者等以外のレンタカー業者やマイカー所有の知人等と個別に契約する方式でございます。なお、候補者が自己所有の自家用車を使用した場合や契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、公費負担の対象とならないものでございます。その後ろ、括弧書きでございますが、ただしその親族が当該契約に係る業務をなりわいとしている場合には公費負担とされることとなっております。

一番下でございますが、選挙公営の対象となっておりますのは、自動車の借入れ代金、燃料代、運転手雇用代に限られてまいりますので、看板取付け代や拡声器の借入れ代金は公費負担の対象とはなってまいりません。

次のページを御覧いただきたいと思います。②につきましては、選挙運動用ビラの作成についてでございます。下の表の真ん中を御覧いただきまして、単価の上限でございますが、7円51銭となっております。枚数の上限でございますが、町長選挙におきましては5,000枚、町議会議員選挙におきましては1,600枚というような内容でございます。こちらが上限となっております。

③の選挙運動用ポスターの作成につきましては、これも中ほどでございますが、単価の上限につきましては計算式の下を御覧いただきまして2,551円となっております。こ

れにつきまして、枚数の上限につきましてはポスター掲示場の箇所数、108か所でございますので、108枚となっております。

一番下になりますが、留意事項といたしましては、選挙公営制度は上限額の範囲内で実費分を交付することを基本とする内容でございます。

②としまして、選挙公営の適用を受けるためには有償契約を締結し、委員会に対して所定の届出をしなければならないものとされております。

③番目としまして、供託物を没収される候補者については全て自己負担となっております。没収点につきましては、町議会議員選挙の場合、有効投票総数を町の議員定数で割りまして、それをさらに10で割ったものでございます。町長選挙につきましては、有効投票総数を10で割ったものでございます。

議案書の53ページにお戻りをいただきまして、下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例でございますが、第11条から第12条まで全12条で構成するものであります。第1条につきましては、趣旨規定でございます。第2条から54ページとなりますが、第5条までは選挙運動自動車について、第6条から55ページとなりますが、第8条までは選挙運動用ビラについて、第9条から第11条までは選挙運動用ポスターについて、それぞれ今ほどご説明申し上げました内容を規定するものでございます。第12条につきましては、委任規定でございます。この条例の施行に関し、必要な事項は委員会が別に定めとするものでございます。この委員会につきましては、選挙管理委員会となっております。なお、この委任事項につきましては、本条例がお認めいただければ、その後選挙管理委員会規定などで様式あるいは手続等を定めてまいることになるかと思います。

56ページとなります。附則としまして、本条例の施行期日を公布の日とし、また本条例の適用関係を明らかにするために適用区分を置くものでございます。この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までその期日を告示された選挙についてはなお従前の例によると規定するものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑をする前に間もなく正午となりますが、このまま議会を続行したいと思います。よろしくご協力ほどお願い申し上げます。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） この公職選挙法の一部を改正する法律が、昨年の6月12日に法律が制定されました。ですから、本来であれば9月ないし12月、9月はちょっと準備不足ですから、12月議会に本来ならば提案すべきだった。というのは、改正するか改正しないかは各町村の議会の意思ですが、議会の議員の選挙、当該年度に議会議員の選挙あるいは町長選の選挙がなくても、どのような突発的な事案ができるか分かりません。町長が欠けたり、あるいは議員が法定定数より欠けた場合に必要な補選とかやるというような、そういう事案も考えられるわけです。まず、その第1点に12月議会で審議すべきだ

ったのかなということで、それを今までできなかったというのはちょっと問題かなと思っております。

それから、この法の内容につきまして、供託金という制度が導入されたということは、これは公職選挙法の改正ですので、もう既に供託金制度は決まっているということで、あとポスター、ビラの頒布も決まっているということでございます。供託金というのは、法務局に供託してやるという手続が必要になってきます。それから、ビラの配布またはポスターの公営ということになりますが、ビラの点検、1,600枚、町長選については5,000枚ということですので、そのビラの内容の確認、それから枚数の確認というのは大変な作業だと思いますが、それはどういう形でやられるのか。パンチしてやるのか、あるいは選挙用の証紙を貼ってやるのか、どういう方法をお考えなのか。

それから、今回ビラの頒布ということが認められましたが、こういう選挙をやっている場合に、選挙公報という一つの制度を取り入れしている町村はあります。やはり立候補する方の内容あるいは主張等を正確に町民に伝えるには、選挙公報という一つの手段も必要かなと思っております。こういったことは検討しなかったのかどうかお伺いいたします。

この条例が制定されますと、それが6か月後の選挙から施行するという、要するにそれが効力が発生するというところでございますので、本年の9月頃に予定されている町長選にはこのことが該当するかどうか。今回当初予算には公営選挙の運動用自動車負担金として129万円、ビラについては15万1,000円、ポスター111万3,000円ということで、今年の予定される町長選に該当するというふうに考えてよろしいでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の本来であれば法律が整ってから9月あるいは12月の定例会で予算案を提案すべきでなかったのかというようなご質問でございますが、この件につきましては事務局のほうでこの条例の内容を精査しておりまして、またこの条例につきましてはあくまでも町長提出ということにはなりますが、選挙管理委員会のほうでもこの件について協議をしていただいたところでございます。そのような関係から今3月定例議会でご提案申し上げることとなった次第でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、第2点目のビラの確認どのようにするのかというご質問でございますが、この点につきましては先ほどご説明申し上げましたとおり、選挙管理委員会規程、この条例を可決いただければ詳細な手続につきましては選挙管理委員会で規定することになってまいりますので、その辺につきましては委員会の議決事項でございますので、確定的なことは申し上げられませんが、ただ現在まで町長選挙におけるビラの取扱い等を考慮いたしますと、選挙管理委員会から枚数分の証紙を配布を申し上げまして、それをビラのほうに貼っていただくというような方法を取っておりますので、そのような方法も一つの方法ではないかと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

なお、重ねてとなりますが、その取扱いにつきましては選挙管理委員会のほうの選挙管理委員会規程ということで、議員の皆様にご審議をいただいて決定する事項になりますので、これはあくまでも参考という形でお聞きいただければと思います。

次に、3点目の選挙公報、こちらについてお尋ねでございましたが、選挙公報についてまでの議論にはまだ至っていないというのが実情でございます。ただし、この辺につきましても選挙管理委員会において検討すべき事項ではあると思いますので、その辺もなお委員会の皆さんにお話をしながら、今後どのようにしてまいるか、その辺についてはご協議をいただきたいと考えております。

最後に、本年予定されております町長選挙、そちらの町長選挙においてこの規定が該当になるのかというようなご質問でございましたが、こちらは先ほど議案書の56ページ、附則でご説明を申し上げました適用区分ということでございます。施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するという内容でございます。この公布につきましては、議会の皆様のご承認をいただければ議会のほうから議決条例予算ということで、町部局に対して条例予算が送付されることとなっております。その送付を受けましたらば、直ちにこの条例は公布されることとなるかと思っておりますので、公布の日につきましてはそう遠くない、ご議決、ご可決をいただいたらの前提となりますが、速やかに公布されるものと考えております。なお、適用区分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、条例の施行の日以後、公布日以後、その期日を告示される選挙について適用するというようなことでございますので、今回当初予算の特別委員会のほうでもご審議をいただきましたが、選挙の執行経費の中にこの分も計上してございますので、町長選挙についてもこの規定が、条例が適用されるということになってまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、再質問はないですね。

○7番（佐藤盛雄君） はい、了解。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 質問させていただきます。

今言ったところのまず附則の56ページなのですけれども、附則の施行期日、公布の日はこの議会決まり次第速やかにいくと思うのです。その次の適用区分、実は私もネットでちょっと引き出したら総務大臣のちょうど6月2日の文書が出ていまして、その最後のところに、これはそうなのかなと思いつつながら、いわゆる公布の日から起算して、先ほど佐藤議員が申しましたように6か月を要するというこの言葉が私よく勉強不足なので分からないのです。6か月を経過した日から今度は施行すると、機能するという意味です。そういうふうに書いてあるのですけれども、これが改正法の附則第1項関係かなと。この辺から考えると、今度の町長さんの選挙ですか、町長選、非常に微妙なところだなという、ぜひこういういい制度当てはまればというような思い。予算のほうでは、見たら200万円、300万円程度取りあえずは確保してあると、ここがちょっと6か月というのが私も分からないので教えてください。

あとは、これは本当に6月頃ニュースになっていて、私も非常に興味あったのですが、タイトルの中には議員の成り手がないという、そういうところからもこういう改革になったと思うのです。改正のすばらしい、分かりやすいのをぜひ早くというか、広報を通して、あと我々議会広報もありますけれども、そういうところで発信してあげると地域の方々、県民、町民いいのかなというふうに思います。狙いを見ると、環境の改善というのは非常に分かりにくいのです。ぜひ私なりにいくと、報道なんかでも出ていましたけれども、金銭の軽減、選挙で金かかるというようなこと、あと運動の機会均等、そして忘れてならないのは多様な人材の確保、若い人たちの、そういったところの狙いが今回のこの改正になるきっかけになったというふうに私は見ているのですけれども、町当局さんがどういうふうに計算して広報等で出すか。これ出さないと、4月の3年後の我々の選挙になって初めて、ああ、そうだったのかではちょっと関心度も薄いだろうと。ただ、問題になるのは立候補する立場にとっては、非常に経済的にありがたい。いっぱい若手が出てくるチャンスをいただける。逆を考えると財政を頂くという点もあるので、具体的にはいけないと思うのですけれども、試算した形で、この制度が本格的に導入されるわけで、どのぐらいの公費、予算が計上されなければならないかというか、その辺ちょっと試算的でもいいですからお示しいただければな。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の公布の日から起算して六月を経過した日、こちらに関してのご質問でございますが、これにつきましては公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年法律第45号といたしまして令和2年、昨年の6月12日に公布されたところでございます。この法律の施行日に関しましては、公布の日から起算して六月を経過した日というような法律でございましたので、六月を経過した日、昨年ご説明申し上げましたとおり、令和2年、昨年の12月12日からこの法律は動き出したものでございます。

次に、2点目のこの制度の周知についてのご質問でございました。これにつきましては、あくまでも条例の公布につきましては、これは町長が行うもの。あと、内容につきましては当然選挙管理委員会が関係してくる部分等々ございますので、その辺は協議をしながら当たってまいりたいと思いますので、その辺につきましてはよろしくご理解をお願いしたいと思います。

あと、3つ目の予算の関係でございます。これを導入することによって、予算どのぐらいの影響があるのかというようなご質問かと拝察をいたしました。これにつきましては町長選挙につきましては、これは限度額最大になった場合の数字でございますが、1人の候補者につきまして公費負担の最大額は63万5,558円、ですからこれに候補者の方の人数を掛けた分が公費負担となってくるものと考えてございます。町議会議員の選挙につきましては、こちら上限額、最大の数字で申し上げますと、候補者1人当たりでございますが、61万24円の数字となってまいります。この数字にそれぞれ選挙執行時の

候補者、立候補された方の人数を掛けた数字が町の予算というような内容となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君、再質問ありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。分かりました。今最後の3つ目のところの一般議員だと61万円と。これは、交付税みたいな感じで国から助成されるということはない。やはり町の一般財源ということで解釈してよろしいですね。

○議長（小玉智和君） 総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

この経費に係る国の財政支援についてでございますが、現在のところこの経費について財政支援が行われるというような情報は今のところいただいてございません。そのため、令和3年度当初予算におきましても一般財源で手当てをさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 6番、その他。

○6番（玉川邦夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 下郷町議会議員及び下郷町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩いたします。（午後 0時17分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時05分）

お知らせします。議場内気温が上昇しましたので、脱衣を許可します。

日程第11 議案第13号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第11、議案第13号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 議案書の57ページ、議案第13号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和2年第1回議会定例会におきまして、公民館施設の使用料について改正を行い、ご議決をいただいたところでございます。その際、ご質疑の中で婚礼衣装等の備品につきましては、保存状態を鑑みて長期間にわたって使用されていないような備品は使用料の欄を抹消すべきではないかというご指摘をいただきました。そのときの答弁におきまして、次年度に条例の内容を見直しを検討するということから今回教育委員会で検討した結果、婚礼衣装と登山用テント備品の使用料を廃止したく、本条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の58ページと新旧対照表の見開き66ページと67ページをお開きください。新旧対照表でご説明申し上げますと、左側の表、改正前の下線の箇所が今回改正する箇所となっております。下郷町公民館条例第9条第1項につきましては、改正前の「及び公民館の備品を」を削除し、別表第2につきましても使用料の備品の欄を削除するものでございます。

以上が今回の改正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ございますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1点お聞きいたします。

新旧対照表の中で、婚礼衣装と登山用テント、この備品をなくすということで上がってきておりますが、これらのものはどこにお渡しするのか、全くの処分なのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 4番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、備品の使用料の欄を削除するという改正内容でございます。ですので、したがいまして備品につきましては、使用可能なものについてはそのまま使用したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君、再質問ありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 例えば婚礼衣装等が、今は使う方がいらっしゃらないということで前々から言われていたかと思うのですが、ではこれはただ教育委員会のほうで保管をしておくということで、さらに何か使い道とかというのは考えていらっしゃるのか。

あと、登山用テントも学校において使っていることもあったと聞いているのですが、

今現在はやはりそういった使うという要望はないのかどうか、その辺は。例えばこれを使いたいとなった場合には再度教育委員会のほうに申出するのか、その点はどうなのでしょう。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 4 番、山名田議員の再質問にお答えします。

まず、婚礼衣装につきましては公民館のほうで保管してございます。現在田沼文蔵記念館のほうで実際は保管している状況でございます。実際貸出しのケースは、もう40年近くそういったものはございませんでしたが、去年衣装を確認しましたところ保存状態がよく、これは皆さんにぜひ見ていただきたいということで婚礼衣装展を開催したところでございます。ですので、今後こちらの活用につきましては、公民館のほかの一般備品、こちら無料で貸し出しておりますので、そちらと同じように対応させていただきたいと考えております。

さらには、登山用テントについてですが、こちらにつきましては平成30年に1件の申込みがありました。現在6人用テントが10張り、5人用テントが6張り所有してございます。特に学校側からの要望等はございませんが、現在ワンタッチ式のテント、こちらのほうは結構ニーズがありますので、そちらのほうは無料で貸し出しているようなのがございます。もし学校のほうでこういった要望がありましたら、こちらのほうでは公的機関でございますので、積極的に貸出しを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 4 番、山名田久美子君、再々質問はありますか。

○4 番（山名田久美子君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで山名田久美子君の質問を終わります。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 改正にはちょっと関わっていないのですが、公民館の使用料の部分なのですが、その他の期間と冬期間で料金が違うのは多分暖房費だろうと思うのですが、夏の冷房は加算して夏期間の料金としては上げないのかということ、駄目ですか。

○議長（小玉智和君） ただいまの質問の中身の件とは違いますので、よろしくお願いします。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定についての件を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 4 号 町道の路線認定について

日程第 1 3 議案第 1 5 号 町道の路線廃止について

日程第 1 4 議案第 1 6 号 町道の路線変更について

○議長（小玉智和君） この際、日程第12、議案第14号 町道の路線認定についての件から日程第14、議案第16号 町道の路線変更までの3件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第14号 町道の路線認定について説明させていただきます。

議案書の59ページをお開きください。上程させていただきました町道の路線認定につきましては15路線でございます。いずれの路線も下郷町大字豊成の倉村地区及び檜原地区において、平成20年度から29年度まで実施されました経営体育成基盤整備事業の完了を受けまして、令和元年度に町へ移管された道路のうち整備区域内において新規路線として認定を受ける路線でございます。令和2年度の道路台帳加除業務委託にて整理し、今回の上程になりました。整理番号につきましては、新規の番号となります。1207番から1221番までとなります。

別添の資料、議案第14号資料ということで提供させていただきましたが、こちらちょっとページが入っていなかったのが、大変申し訳ございません。こちらのほうの全体路線網図と各路線の平面図というのを準備してございます。併せて御覧ください。

それでは、各路線になりますけれども、議案書の60ページから61ページになりますが、説明させていただきます。整理番号1207番、町道檜原26号線です。起点が大字豊成字大割5389番地先、終点が同じく豊成字大割5389番地先、延長87.8、幅員が4メートルから4メートルです。

続きまして、整理番号1208番、町道檜原25号線です。起点が豊成字大割4037番地先、終点が大字豊成字大割5390番（右）地先、延長284.8メートル、幅員が10.7から3.8メートルです。

整理番号1209番、町道檜原24号線です。起点が豊成字大割5383番地先、終点が同じく大割5383番地先です。延長68.3メートル、幅員が4メートルから4メートルです。

整理番号1210番、町道檜原23号線です。起点が豊成字小林下3771番地先、終点が豊成字小林下3812番地先、延長126.1メートル、幅員6.5から3.9メートルです。

整理番号1211番、町道檜原22号線です。起点が豊成字古屋敷4139番地先、終点が豊成字古屋敷4135番地先、延長250.7メートル、幅員が6.0から3.8メートルです。

整理番号1212番、町道檜原21号線です。起点が豊成字古屋敷4086番地先、終点が豊成字古屋敷4115番1地先、延長72.2メートル、幅員が4.1から4.1メートルです。

整理番号1213番、町道檜原20号線です。起点が豊成字中井3585番1地先、終点が豊成字中井3594番地先、延長289.2メートル、幅員が3.8から3.8メートルです。

整理番号1214番、町道檜原19号線です。起点が豊成字上ノ原4266番1地先、終点が豊成字上ノ原4271番2地先、延長189.4メートル、幅員が4.4から4.4メートルです。

整理番号1215番、町道倉村27号線です。起点が豊成字下平2790番地先、終点が豊成字下平2790番地先、延長11.7メートル、幅員が4.1から4.1メートルです。

整理番号1216番、町道倉村26号線です。起点が豊成字小倉田1705番地先、終点が豊成字小倉田1697番1地先、延長237.5メートル、幅員が5.2から4.3メートルです。

整理番号1217番、町道倉村25号線です。起点が豊成字小倉田1705番2地先、終点が豊成字明神1998番地先、延長が287.7メートル、幅員が6.0から3.6メートルです。

整理番号1218番、町道倉村24号線です。起点が豊成字松下1446番地先、終点が豊成字松下1445番地先、延長110.4メートル、幅員が4.9から3.8メートルです。

61ページに入りまして、整理番号1219番、町道倉村23号線です。起点が豊成字中丸809番地先、終点が豊成字中丸812番地先、延長69.4メートル、幅員が4.2から3.6メートルです。

整理番号1220番、町道倉村22号線です。起点が大字豊成字宮ノ前258番地先、終点が豊成字宮ノ前257番1地先、延長80.9メートル、幅員が4.2から4.2メートルです。

整理番号1221、町道倉村檜原4号線です。起点が豊成字宮ノ前253番地先、終点が豊成字中井3601番（右）地先、延長2,127.0メートル、幅員が11.8から3.7メートルです。

以上、議案第14号の説明でございます。

続きまして、議案第15号 町道の路線廃止について説明いたします。上程させていただきまして町道の路線廃止につきましては5路線でございます。いずれの路線も先ほど申しました議案第14号と同じように、倉村、檜原地区において行われました経営体育成基盤整備事業の区域内において圃場の整備に伴い廃止となった路線でございます。路線認定と同様に、令和2年度の道路台帳加除業務にて整理し、今回の上程になりました。整理番号は、以前の番号となり、1072番、1079番、1080番、1082番、1086番でございます。議案第14号と同様に、別添の資料、路線網図と各路線の平面図を掲載しておりますが、そちらと併せて御覧ください。

それでは、各路線になりますが、議案書の63ページになります。整理番号1072番、町道檜原明地2号線です。起点が豊成字倉497番地先、終点が豊成字明地3853番地先、延長1371.4メートル、幅員が4.3から1.5メートルです。整理番号1079番、町道倉村7号線です。起点が豊成字上平855番地先、終点が豊成字上平835番地先、延長211.7メートル、幅員が2.0から1.2メートルです。整理番号1080番、町道倉村6号線です。起点が豊成字中丸798番地先、終点が豊成字中丸774番地先、延長243.0メートル、幅員2.2から1.8メートルです。整理番号1082番、町道倉村4号線です。起点が豊成字中丸748番地先、終点が豊

成字中丸732番地先、延長216.1メートル、幅員が2.0から1.6メートルです。整理番号1086番、町道倉村1号線です。起点が大字豊成字宮ノ前160番1地先、終点が同じく豊成字宮ノ前160番1地先、延長40.3メートル、幅員が1.9から1.9メートルです。

以上、議案第15号の説明でございます。

続きまして、議案第16号 町道の路線変更について説明させていただきます。議案書の64ページをお開きください。上程させていただきました町道の路線変更につきましては32路線でございます。32路線のうち路線認定、路線廃止と同様に、経営体育成基盤整備事業での完了を受けて、令和元年度に町へ移管された道路のうち整備区域内において変更となった路線が30路線でございます。そのほかに弥五島地区の町道弥五島和貢2号線において起点の地番及び大松川地区の町道小松川寺山線において、終点の地番と延長、幅員について変更がありました。これら2路線につきましては、現況路線の精査により今回の変更に至ったものでございます。議案第14号、15号と同様に、令和2年度の道路台帳加除業務にて整理し、今回の上程となりました。整理番号は、既存の番号で1015番から2149番までとなります。議案第14号、15号と同様に、別添の資料と併せて御覧ください。各路線の平面図は旧路線が青色、変更路線が赤色で着色されております。

各路線になりますけれども、議案書の65ページから67ページでございます。整理番号弥五島和貢2号線につきましては、先ほども一部触れましたが、終点におきます地番が912番1地先から913番1地先に変更でございます。あと、幅員につきまして、2.3から1.0メートルを2.4から1.0に変更となります。

整理番号1041、倉村檜原2号線につきましては、起点の字名及び地番、終点の地番、延長及び幅員について変更がございます。

整理番号1042番、檜原明地1号線におきましては、終点の字名及び地番と延長、幅員について変更がございます。

整理番号1043、檜原裏通線につきましては、終点の字名及び地番、延長、幅員について変更がございます。

整理番号1044番、檜原11号線につきましては、終点におきまして地番、延長、幅員について変更がございます。

1047番、檜原16号線におきましては、終点の地番、延長、幅員に変更がございます。

次のページです。整理番号1049番、檜原14号線につきましては、字名及び地番についての変更及び延長、幅員に変更がございます。

続きまして、1052番、檜原10号線におきましては、起点の地番と延長について変更がございます。

続きまして、1053番、檜原8号線におきましては、起点の地番及び終点の字名、地番、延長、幅員についてそれぞれ変更がございます。

1055番、檜原6号線につきましては、起点の地番、終点の字名と地番、延長及び幅員について変更でございます。

1057番、檜原4号線につきましては、終点の字名及び地番、延長、幅員について変更がございます。

続きまして、1058番、檜原5号線におきまして、終点の地番及び延長、幅員の変更がございます。

67ページになります。1059番、檜原2号線につきましては、終点の地番、延長、幅員に変更がございます。

1060番、檜原3号線につきましては、終点の地番、延長、幅員に変更がございます。

1061番、檜原1号線につきましては、終点の字名、地番、延長、幅員について変更がございます。

1062番、倉村21号線につきましては、終点の地番、延長、幅員に変更がございます。

1063番、倉村19号線につきましては、終点の地番、延長、幅員について変更がございます。

1064番、倉村20号線につきましては、終点の字名、地番、延長、幅員の変更がございます。

続きまして、68ページ、1065番、倉村16号線につきましては、終点部の地番、延長、幅員にそれぞれ変更がございます。

続きまして、1066番、倉村18号線におきましては、起点の地番、終点の字名と地番、延長、幅員にそれぞれ変更がございます。

続きまして、1067番、倉村15号線につきましては、終点部の地番、延長、幅員に変更がございます。

続きまして、1068番、倉村17号線につきましては、起点の地番、終点の地番、延長、幅員にそれぞれ変更がございます。

1070番、倉村14号線につきましては、終点の地番、延長、幅員に変更がございます。

1071番、倉村13号線におきましては、終点部の字名と地番、延長、幅員にそれぞれ変更があります。

続きまして、69ページ、1073番、倉村12号線につきましては、起点の字名と地番、終点の字名と地番、延長、幅員にそれぞれ変更がございます。

1076番、倉村10号線につきましては、起点の字名と地番、延長と幅員に変更がございます。

続きまして、1077番、倉村9号線につきましては、終点部の地番及び延長、幅員に変更がございます。

続きまして、1078番、倉村8号線におきましては、終点の地番、延長、幅員に変更がございます。

1083番、倉村檜原1号線につきましては、起点の地番、延長、幅員に変更がございます。

1084番、倉村3号線につきましては、起点の字名と地番、終点の字名と地番、延長と幅員にそれぞれ変更がございます。

続きまして、70ページです。1085番、倉村2号線につきましては、起点の地番、終点の地番、延長、幅員にそれぞれ変更がございます。

最後に、2049番、小松川寺山線につきましては、終点部の地番、延長、幅員にそれぞれ変更がございます。

以上、議案第16号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありますか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君）　ご説明ご苦労さまでございました。私、議案の14、15、16号を凝縮いたしまして、簡単に質問をさせていただきます。

まず最初に、町道の路線認定に関する条件として、先ほど路線名なり起終点、延長、幅員の説明がありました。そのほか条件として何かあったら教えていただきたいと思います。

次に、新しく認定の案として15路線、ちょっと計算してみましたら4,293.1メートル、そして廃止5路線、2,082.5メートルが提案されております。以上のことを踏まえまして、1級路線、それから2級路線、その他路線に道路台帳は分かれていると思いますけれども、その路線の数と延長を教えていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　ただいま3番、佐藤勤議員のご質問にお答えします。

まず、条件のほうですが、今回上程させていただきました路線の変更等につきましては、以下路線名ですとか、番号ですとか、起点、終点、延長、幅員のみということで計上させていただきますので、もしこの後の条件がございますればそれがまた載ってくるという形になりますので、今回この部分での上程ということですのでよろしいでしょうか。

それと、今回の変更と認可変更、廃止についてのことかとは思いますが、こちらにつきましては全て普通町道、1級、2級ついていまして、全て普通の町道という形になります。

以上です。

○議長（小玉智和君）　3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君）　前道路台帳やっている頃は、1級路線、2級路線、その他と分かれていますでした、各町村で。その1級が路線名どのくらいで延長がどのくらいとか、県のほうに報告すればいいのですね。2級路線が、何か路線数と延長も同じようにして、その他という路線がやはり1級、2級の幹線道路以外のところでその他となるのですけれども、いつからそういうふうに変更になったのでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君）　町道につきましては、1級、2級、その他でございました。大変失礼しました。数につきまして、これ町全体のことをおっしゃっていることになるのでしょうか。今回の認定とか廃止とか変更に関する中でということですよ。これは、全てその他の町道になります。

○議長（小玉智和君）　3番、佐藤勤君、再々質問ありますか。

3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） もうちょっと教えてもらいたいのは、全部がその他路線ということな
のですけれども、先ほど僕が計算をさせていただきましたけれども、ちょっと4,293.1メ
ートルが追加になって、廃止のほうは2,082.5メートルになるのですけれども、そうす
ると町で総延長というものはどのくらいあるのですか。教えてください。町道としての総
延長。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 総延長になります。町道の総延長になりますと、全体、級別ち
よっと入っていないのですが、総延長で昨年の4月1日の段階ですけれども、39万
346メートルになります。今回認定、廃止が加わればさらに延長の変動が起きると思いま
す。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○3番（佐藤勤君） 後で詳しく教えてください。

○議長（小玉智和君） これで、3番、佐藤勤君の質問を終わります。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） かなりのボリュームがある路線の変更、認定ということでございま
すが、今回倉檜地区で町道認定にならなかった路線ございます。先ほどの質問でも企画
の中で、その他の町道に編入ということですが、伺いますと幅員が足りないとか、ある
いは基盤整備の該当をしなくて町道路線の1級路線にならなかったと、そういう理由で
今回町道認定にならなかったと思っておりますが、それで間違いないのかどうか。

それから、今回町道認定にならなかったその他の町道ですが、これから各行政区でそ
の道路の修繕とか、あるいは改良等とか、そういう工事が必要になったときも考えられ
ます。その場合の補助事業対象に町道の道路改良等で各行政区から出た工事で該当して、
町負担で工事を施行できるのか、その辺よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 町道路線に認定されれば、当然整備に関してのことは町が管理
しているということで、やり方は単独になるのか、交付金等補助金を入れるのかという
のはまた別な問題になるかと思うのですけれども、整備についてはおのずと町がやって
いくような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 以前私の小松川地区も基盤整備事業でやって、きちっとした道路に
なっているのですが、町道認定にならなかったところあります。現在もあります。です
から、区で要望する場合には、これは町道認定になっていないから、一部3割各行政区

負担でしてくださいというようなことも実際発生しております。ですから、そういうことがこれから起きないのかどうか、再度確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 当然町道という認定を受けている状態であれば、今まで認定にならなかった路線というのが結局区域の中では、今ちょっと漏れているものという言い方は変なのですけれども、令和3年度の整備の中に何本かちょっと入っているものがありますが、それ以外のものに関しては取りあえず今回の委託に含めて見ておりますので、必要となる部分に関しては全て認定するなり、廃止するなり、変更するなりという作業をしておりますので、今回の基盤整備に関しましての分に関しては漏れというのは特になかったかと認識しております。ですので、当然町道になれば負担金はどうのという話には多分なっていないと思いますので、それでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） いいです。

○議長（小玉智和君） これで佐藤盛雄君の質問を終わります。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 町道の路線認定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 町道の路線廃止についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 町道の路線変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 1時49分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時00分）

日程第15 議案第17号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第13号）

日程第16 議案第18号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第17 議案第19号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第20号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（小玉智和君） この際、日程第15、議案第17号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第13号）の件から日程第18、議案第20号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第17号につきましては総務課長、室井哲君、議案第18号につきましては町民課長、渡部浩市君、議案第19号及び議案第20号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書71ページでございます。議案第17号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第13号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ2,804万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億9,748万7,000円とするものであります。今補正につきましては、事業の完了や額の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うものであります。

それでは、歳入の主な補正についてご説明を申し上げます。81ページをお開きいただきまして、町税につきましては収入見込額を精査し、各税目について予算の整理を行うもので、町民税など合わせて684万3,000円を増額するものであります。

82ページとなりますが、国庫支出金、国庫負担金でございますが、民生費国庫負担金では事業費の確定等により、障害者自立支援医療給付費国庫負担金を351万2,000円、児童手当国庫負担金を449万9,000円それぞれ減額するものであります。

83ページとなりますが、国庫支出金、国庫補助金でございますが、土木費国庫補助金では事業費の確定等により、町道落合左走線に係る社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を472万5,000円、道路点検に係る防災安全交付金事業国庫補助金を95万4,000円、姫川団地に係る公営住宅建替事業国庫補助金を152万2,000円それぞれ減額するものであります。

教育費国庫補助金では、事業完了により伝統的建造物群大内宿保存整備事業国庫補助

金を108万9,000円減額するものであります。

総務費国庫補助金では、交付決定を受け、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金を412万7,000円計上するもので、なおこの事業に要する経費につきましては当初予算で措置をいたしております。また、同じく総務費国庫補助金では、額の確定により個人番号カード交付金事業費国庫補助金を76万5,000円減額するものであります。

県支出金、県負担金でございますが、民生費県負担金では、国庫負担金と同様、事業費の確定等により障害者自立支援給付費県負担金を175万6,000円、児童手当県負担金を92万6,000円それぞれ減額するものであります。

84ページとなりますが、県支出金、県補助金でございますが、総務費県補助金では、事業見込みにより、ふくしま移住支援金給付事業補助金を150万円減額するものであります。

農林水産業費県補助金では、県産農林水産物販売力強化支援事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止を受け、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金を100万円減額し、また大峠町有林整備事業の事業完了により、森林環境保全直接支援事業県補助金を138万1,000円増額するものであります。

商工費県補助金では、食の安全モニターツアーであります。新型コロナウイルス感染症の影響による事業規模の縮小等に伴い、消費者風評対策市町村支援事業交付金を237万3,000円減額するものであります。

寄附金でございますが、教育費寄附金につきましては、田島ロータリークラブ様から小中学校に対する新型コロナウイルス感染防止対策費用として20万円のご厚意を頂いたもので、そのご意思を尊重し、今補正において各小中学校に配分するよう計上させていただきました。

ふるさと応援寄附金につきましては、収入見込額の精査により342万円増額するもので、そのご厚意に沿えるよう有効に活用してまいりたいと考えております。

85ページとなりますが、繰入金でございますが、事業費の確定等により基金繰入金の整理を行うもので、ふるさと創生基金繰入金、生活環境設備基金繰入金、合わせて160万円を減額するものであります。

諸収入でございますが、事業完了により、町道沼尾1号線に係る道路改修事業の負担金を420万4,000円減額するものであります。

町債でございますが、過疎対策事業債につきましては、事業費の確定等により消防自動車更新事業など合わせて1,980万円を減額するものであります。

減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みの地方税等について、令和2年度に限り追加措置が講じられたことから811万5,000円を計上するものであります。なお、この追加措置分につきましては、基準財政収入額の算定における精算制度の対象外となるものでございます。

次に、歳出の主な補正についてご説明を申し上げます。86ページをお開きいただきま

して、総務費でございますが、一般管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働日数が当初の見込みより減少しましたことから、町バス運転業務に係る手数料を135万8,000円減額するものであります。

企画費では、今後の所要額を精査し、印刷製本費を57万1,000円、企業支援事業補助金を203万9,000円、下郷町移住支援金を200万円それぞれ減額するもので、この下郷町移住支援金の補正に伴い、歳入では県補助金を減額いたしております。

交通対策費では、事業費の確定により、会津・野岩鉄道施設整備事業補助金を81万7,000円減額するもので、これは野岩鉄道施設整備に係る入札請差等を整理するものであります。なお、この補正に伴い、歳入では町債を減額いたしております。

諸費では、新型コロナウイルス感染症の影響により新春年始会が中止となりましたことから、報償費、需用費、役務費、合わせて28万2,000円を減額するもので、これに伴い、歳入では新春年始会参加料を10万円減額いたしております。同じく諸費では、事業費の確定により、南会津地方広域市町村圏組合負担金を93万9,000円減額するもので、これは行政センター解体工事に係る入札請差を整理するものであります。

教育施設整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立額を1,000万円増額するもので、またふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援給付金の補正に伴い積立金を同額増額するものであります。

87ページとなりますが、戸籍住民基本台帳費では、額の確定により通知カード・個人番号カード関連事務負担金を76万5,000円減額するもので、これに伴い、歳入では国庫補助金を同額減額いたしております。

民生費でございますが、社会福祉総務費では、額の確定等により国民健康保険特別会計繰出金を199万9,000円増額するもので、これに伴い、歳入では保険基盤安定国庫負担金を21万9,000円、国民健康保険基盤安定県負担金を62万3,000円それぞれ増額いたしております。

老人福祉費では、今後の所要額を精査し、老人ホーム保護措置費を341万7,000円減額するもので、これに伴い、歳入では老人福祉施設入所負担金を28万5,000円減額いたしております。

障害者等サービス費では、同じく今後の所要額を精査し、障害者自立支援医療給付費を702万6,000円減額するもので、これに伴い、歳入では国庫負担金、県負担金をそれぞれ減額いたしております。

88ページとなりますが、児童措置費では、事業完了により児童手当を635万5,000円減額するもので、この補正に伴い、歳入では同じく国庫負担金、県負担金をそれぞれ減額いたしております。

衛生費につきましては、事業費の確定等により、それぞれ予算の整理を行うものであります。

なお、89ページとなりますが、清掃総務費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金であります。120万7,000円の減額補正に伴い、歳入ではその財源の整理を行い、国庫補助金では循環型社会形成推進交付金を4万2,000円増額し、県補助金では合併処理浄化槽設

置整備事業県補助金を30万8,000円減額し、また基金繰入金では生活環境設備基金繰入金を10万円減額いたしております。

農林水産業費でございますが、農業振興費では、歳入でご説明申し上げました「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業に係る旅費、需用費、委託料、90ページとなりますが、JA会津よつば17市町村合同トップセールス負担金、合わせて県補助金と同額の100万円を減額するものであります。

林業振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修旅費を7万2,000円減額し、この財源につきましては森林環境譲与税を充当していることから、減額分を同額森林環境譲与税基金へ積み立てるものであります。

91ページとなりますが、商工費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、観光費の委託料、消費者風評対策市町村支援事業委託料につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり、食の安全モニターツアーであります。新型コロナウイルス感染症の影響による事業規模の縮小等に伴い237万2,000円を減額するもので、これに伴い県補助金も整理いたしております。また、南会津着地型推進協議会負担金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏でのイベントが開催できなかったことなどから125万7,000円を減額するものであります。

土木費につきましても、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。

なお、92ページとなりますが、道路新設改良費では、町道落合左走線、町道沼尾1号線等に係る工事請負費を1,291万8,000円、93ページにかけてとなりますが、住宅建設費では、姫川団地に係る工事請負費を700万円、定住促進住宅建設費では、宅地造成工事に係る工事請負費を216万円それぞれ減額するもので、これに伴い、歳入では国庫補助金等をそれぞれその財源を整理いたしております。

同じく消防費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、非常備消防費の備品購入費につきましては206万9,000円を減額するもので、これは刈林班配備の消防ポンプ自動車、檜原班配備の小型動力ポンプに係る入札請差等を整理するものであります。

教育費でございますが、小学校費、学校管理費の医薬品費15万円、94ページとなりますが、中学校費、学校管理費の医薬品費5万円につきましては、歳入でご説明を申し上げましたとおり、田島ロータリークラブ様からのご厚意を各小中学校に配分するものであります。

93ページにお戻りをいただきまして、小学校費、教育振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響によりスキー教室が中止となったことから、スキー教室講師謝礼9万円、94ページとなりますが、総合学習実施交通費補助金52万8,000円、合わせて61万8,000円を減額するものであります。

中学校費、教育振興費では、同じくスキー教室の中止により、スキー教室講師謝礼4万円、総合学習実施交通費補助金33万6,000円、合わせて37万6,000円を減額し、また需

用費では令和３年度教科書改訂による教員用指導書の購入経費として消耗品費285万4,000円を計上いたしております。なお、委託料の英文科体験事業委託料、補助金の対外遠征等助成金につきましては、事業完了によりそれぞれ減額するもので、英文科体験事業委託料につきましてはこの補正に伴い、歳入ではふるさと創生基金繰入金を150万円減額いたしております。

95ページにかけてとなりますが、文化財保護費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります。なお、今年度は緊急試掘調査がありませんでしたので、当初確保しておりました経費、旅費12万3,000円、需用費2万7,000円、役務費40万9,000円、使用料及び賃借料59万6,000円、合わせて115万5,000円を減額いたしております。

文化財整備費では、事業完了により大内宿保存整備事業補助金を184万9,000円減額するもので、この補正に伴い、歳入では国庫補助金を減額いたしております。

予備費につきましては、本補正に伴い、収支の調整を図るものであります。

次に、77ページにお戻りをいただきまして、繰越明許費でございますが、下郷町公共施設個別施設計画策定事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の２つの事業につきましては、事業の進捗状況等によりその完了が翌年度にわたる見込みとなったため繰越明許費を設定し、令和３年度に繰り越すものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） それでは、議案書96ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号 令和２年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

既決予算の歳入歳出それぞれに201万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億4,865万6,000円にするものでございます。102ページをお開き願いたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。県支出金、県補助金、子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金の額の決定によりまして1万2,000円の増額をするものでございます。

続いて、繰入金、一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分及び同じく保険者支援分につきましては、国、県の交付決定による繰入金の額が決定しましたので、68万6,000円、43万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。同じく財政安定化支援事業繰入金につきましては、算定件数の確定による再算定によりまして87万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、103ページを御覧になっていただきたいと思います。歳出につきましてご説明いたします。国民健康保険事業費納付金、医療給付分から介護納付金分につきましては、歳入で説明しました一般会計繰入金の補正による財源内訳の補正で、予算額に変更はございません。

続いて、104ページをお願いいたします。基金積立金につきましては、ここ数年財政状況が安定し、今年度は7,400万円の繰越しがありました。そのため、次年度以降の事業運営に向け、国保基金に積み立てるものでございます。3,000万円を積み立てる補正でござ

います。

次に、予備費につきましては、財政調整により2,798万9,000円を減額するものでございます。

一応今回の補正内容につきましては、去る3月3日に開催されました令和3年第1回下郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添え、ご説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第19号 令和2年度下郷町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

議案書の105ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算ともに648万円を減額し、総額を2億217万8,000円とするものでございます。今回の補正に至った主な要因といたしまして、歳入予算の現年度分水道使用料及び公営企業会計移行に係る業務の委託料に対する財源措置した町債、簡易水道事業債の減額によるものでございます。

歳入予算から説明させていただきます。112ページをお開きください。歳入予算における1目簡易水道使用料、1節現年度分につきましては、当初予算におきまして消費税の税率アップを踏まえて平成31年度、令和元年度の上回る金額を見込んで設定しておりました。しかし、直接的な原因となるかは不明ではございますが、新型コロナウイルス感染症による影響もあってか、使用料金の算定の基礎となる使用水量が減少したことによりまして、使用料金の収入額が予算額に対して下回ることが推察されたことから、当初予算1億1,100万円に対しまして378万円を減額し、1億722万円とするものでございます。なお、2節の滞納繰越分につきましては、収入額が予算額を大きく上回ることが推測されたことから、当初予算額200万円に対しまして100万円を増額し、300万円とさせていただきます。

続きまして、同ページの簡易水道事業債につきましては、113ページの歳出予算、12節委託料の公営企業会計移行に向けての令和2年度業務委託の金額が確定したことから、その請負額に対する町債の差額である370万円を減額いたしました。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。113ページの12節委託料でございますが、567万3,000円を減額し、2,120万3,000円とさせていただきました。主な要因といたしましては、先ほど歳入予算でもご説明したとおり、簡易水道事業債の減額補正についても触れました公営企業会計へ移行に向けての令和2年度分の業務委託については、当初基本計画策定業務と固定資産台帳整備業務を別々に発注する予定で予算を計上しておりましたが、発注に向けて事務作業を精査しておりましたところ、2つの委託をまとめて1つの業務として発注することができ、かつその請負額が確定したことから、予算との差額分について368万5,000円を減額しました。また、そのほかに水質検査委託によって118万8,000円、漏水調査委託については80万円を減額しておりますが、いずれの委託についても金額が確定し、当初よりさらなる大きな検査や調査が発生しないことが見

込まれるため減額とさせていただきます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。議案書の114ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算ともに274万7,000円を減額し、総額を2,837万8,000円とするものでございます。今回の補正に至った主な理由といたしまして、歳入予算における農業集落排水使用料及び公営企業会計移行に係る業務の委託料に対する財源措置とした農業集落排水事業債の減額によるものでございます。

歳入予算のほうから説明させていただきます。121ページをお開きください。歳入予算における農業集落排水使用料につきましては、井戸水を含んだ全体の処理水量が年々減ってきていたことも踏まえて当初予算としては計上していたところでございますが、見込んでいた使用料金に対しまして、使用料金算定の基礎となる使用水量が昨年度と比べて減少したことにより、使用料金の収入額が予算額に対して下回ることが推察されたことから、当初予算額856万7,000円に対しまして133万円を減額し、723万7,000円とするものでございます。

続きまして、同ページの農業集落排水事業債につきましては、歳出予算である12節委託料の公営企業会計移行に向けての令和2年度業務委託の請負額が確定したことにより、その請負額の財源措置として計上した町債の差額である100万円を減額したものでございます。

続きまして、歳出予算について説明いたします。減額の主な理由といたしまして、122ページの11節役務費の汚泥処分料でございます。例年4回の汚泥を引き抜いて処分していたものでございますが、処理水量の減少とともに汚泥の量が減ったことから処分する回数が減ったため、104万5,000円を減額するものとなりました。続きまして、同ページの12節委託料におきましては、歳入予算の事業債の減額補正についても触れておりますが、公営企業会計移行に向けての令和2年度分の業務の基本計画策定業務委託につきまして請負金額が確定していることから、その差額分である99万円を減額いたしました。

以上で議案20号、令和2年度下郷町農業集落排水特別会計補正予算（1号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 令和2年度の補正予算（第13号）につきましてご質問申し上げます。

まず、歳入ですけれども、81ページになりますが、町民税の調定で補正額が今回490万円の増になっております。昨日も令和3年度の当初予算につきましていろいろお尋ねしましたが、これだけプラスになった、コロナの影響ですと当然マイナス要因等が考えられれば減額になると想定されます。その中で個人税が490万円アップとなったその原因は何なのか。

それから、同じく固定資産税が270万9,000円増額になっております。令和3年度の当初予算と比べて見ますと、当初予算が1,541万3,000円、今回の補正後の7億309万7,000円

と比較しますと1,800万円ぐらい開きがあるのです。ですから、固定資産税が7億5,000万円が補正されております。来年度の当初予算は6億8,000万円ということで、これだけコロナの影響で当初予算に組み入れる金額が落ち込むのかと、その辺がちょっと何かあまり納得できないのですが、その辺の説明をお願いいたします。

それから、83ページの国庫補助金の関係と、あと87ページの戸籍住民台帳の関係で76万5,000円が減額されております。昨日お尋ねしましたら、マイナンバーカードの取得率というのは15%前後ということでございますが、今回そのマイナンバーカードと国保の保険証をリンクして使えるというような話、3月から実施されるということになったという話を伺っておりますが、今回の個人番号カードの事業の中で国保会計とリンクするような処置がされたのかどうかお伺いいたします。

それから、歳出の86ページをお開きいただきたいと思います。今回総務管理の中の企画費の中で企業支援事業補助金として203万9,000円減額されております。当初予算は274万円だと思っておりますが、実際この事業で実施したのは金額的に70万1,000円ということで、コロナの関係とかいろいろ理由を挙げると切りがありませんけれども、その中で住宅手当とか出産手当、あと労働環境整備、あと若年雇用ということでいろんな細目の項目が入っておりますが、本年度のそれぞれの項目でどれが実施されて、どれが実施されなかったのか。当初予算にして実行率、実施率が低かったのもその内容。あとは下郷移住支援金と200万円は当初からすると全額減額、県の補助金が150万円で、町単独費が50万円ということでゼロだということだったのですけれども、これの活動は全然やらなかったのか。当然ゼロですからやらなかったと思いますが、その内容につきましてお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

個人の町民税、それから固定資産税につきましてですが、増額になったということでございますが、コロナウイルスの給付金関係で未納があると支給されないということがありまして、直接な原因ということではその給付金、滞納があった場合には支給されないということで納付されてこられた方というのは結構おりまして、その分で上がっているのかなというふうに推測されます。

それから、固定資産につきまして同様の理由でございます。

それから、当初予算につきましては、予算委員会の初日でも説明しましたが、当初予算では総務大臣配分、償却資産関係なのですが、その幅が大きいと減額が大きいということと、あと個人の固定資産の減額があるということで、それが当初予算の減額の主な要因となっております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） 83ページの総務管理費国庫補助金についてなのですが、社会保障・税番号制度システム整備補助金412万7,000円につきましては……マイナンバーカードで保険証になるという件なのですが、それら手続は多分個人でスマホとかパソコンを使って対応しているかと思うのですが、こちらで誰がそれをつないでいるかというのは、数はちょっと分からないのですが、マイナンバーカードが保険証に使える件数に関しては、こちらでは把握していない状況でございます。誰がとか、そういうのはこちらでは把握できていません。何回もすみません。国民健康保険とマイナンバーカードは、マイナンバーカードに国民健康保険を入れることはできるようになっています。ちょっとその件数については、まだこちらで把握はできていないです。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

予算書の86ページにございます総務費の6目企画費の中での補助金でございます。企業支援事業補助金ということで、今ほどご指摘のとおりでございますが、令和2年度につきましては労働環境整備補助金ということで1件のみ申請がございまして、そちらを決定しております。残りの住宅取得の補助金や出産手当のほうについては、申請がございませんでした。なお、もう一点、移住支援金200万円ということで、これは県の補助事業がついているわけですが、今年度は東京、首都4県も含めまして、移動規制かかりまして、例年ですと東京の有楽町にある回帰センターというところで移住支援対策事業ということで説明会などが県主催並びに5町主催であるわけなのですが、今回は全て中止になっておりまして参加しておりません。そういうことでの兼ね合いもございますが、今回は補助金申請なかったということでございます。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 7番、再質問はありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 再質問いたします。

結果的に個人住民税あるいは固定資産税が増額になったというのは、税務課職員のお骨折りもあらうかと思いますが、今回地方創生臨時交付金の支払い、10万円の支払いとか、そういう中でプラス要因に働いたのかなと思っております。その中で、いろいろ町税の未払い者に対しては補助金を出しませんよとなって、やはりそれが強制はしないけれども、かなりこれ払わないと頂けないのかとかかなり負担に感じたというのもありますから、そういったことはないと思うのですが、そして来年度は今年の個人の所得あるいは企業の法人の所得が減額するというので、当然法人は別です、減額になっておりますが、いろんな給付金の支払いに対してそういった働きかけ、同意があったのか、プレッシャーにならなかったのか、これ払わないと駄目ですよプレッシャーをかけて、しようがないから払うというようなこともなかったのか。その辺は、答えたくなかったら答えなくてもいいと思います。

それから、マイナンバーカードと国保の保険証をリンクするということは、これは町として要するにスマホやパソコンを使って厚労省ですか、どこなのかな、総務省なのかな、そのページにリンクしてやるということもやっていますが、その保険証に対する

情報の伝達というのが、町が関係しなければ情報のやり取り、相互やり取りやれなければ情報は行かないと思うのですが、その辺は何ら国からの通達とか、連絡とか、そういうのはなかったのでしょうか。

あと、企業支援関係は労働環境の意見ということでございますが、来年度も相当の金額、200万円程度の金額が出ております。そういうことで企業の支援には積極的にやっていただければと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

それでは、最初は税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 今ほどの佐藤盛雄議員のほうからですが、給付金に対してということでございますが、税金につきましては納税の義務ということで、国民の3大義務でございます。そのことから納税ということに関しましては給付金とか、そういったものを一切別として納税してくださいというような姿勢の中で対応しております。ということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 続きまして、町民課長、渡部浩市君。

○町民課長（渡部浩市君） マイナンバーカードと健康保険証の関係なのですが、これは3月からリンクできるようにはなっております。あと、国民健康保険のほうがどういうふうに関わっているかということでもよろしいですか。ではなくて。

（「そういう情報のやり取り」の声あり）

○町民課長（渡部浩市君） 一応電算でやっているとは思いますが、多分国保連合会を通してやっているかと思しますので、その辺ちょっと詳しいことは分かりません。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありますか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 再々質問ということで、議案第18号の件ですが、先ほど課長より令和2年度の繰越金が7,400万円ほど発生するという話をいただきました。そのうち3,000万円を基金会計に積み立てするということです。昨日総務課長、基金の残高一覧表もらいました。そうしますと、国保会計の財調が307万4,000円ということで、私が国保の運協の会長をやっていた時代からするとかなり下がっております。ですから、新年度の支払い関係にこの財調の会計ですと、これ300万円繰り出してもなかなか当初の国保の金が入ってこない。要するに支払い関係で滞る可能性もありますので、やはり3,000万円積立ては当然だと思います。基金会計も安定した国保財政のための積立てというのは、これは当然必要でございますので、やはり今後も安定した財源に向けて積立てはやるべきだと私は思っております。ところが7,400万円のうち3,000万円ですから、あと4,400万円残ってございます。これは、いずれ出納を閉鎖した後に締め切って最終的な補正があると思うのですが、そうすると4,400万円どうするのか。本来ですと、本来の会計の原則をいえば、繰り出ししたら余ったら一回戻すというのが、これが当たり前なのですが、けれども、今ほど申しましたが、基金会計が本当に300万円程度ということですので、

3,000万円のほかに決算して数字が確定したらその4,400万円の中からまた積立てに考えている。その辺よろしくをお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員が委員長さんをやっていたときには会計が町、国保会計が。今は県で1本です。ですから、金額示されます。そして、それから医療費かかった分引きます。残ります。だから、基金に入れるのと、それから繰越しするもので分けました。そして、一々県統一しない場合は基金を持っていると吸い上げられてしまうのではないかと心配あったのです。ですから、それを削っていった一般財源から出さないようにしてやって、ゼロに等しくなった。ところが、今度はやっていったらそれが余ってきたので、そういう措置をしましたので、ご理解ください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 町長おっしゃったように、平成30年から国保会計が各町村から県に一本化になるということで、その中の運協の中でも基金会計どうするのだ、余して県に拠出するのかという話がありまして、それで基金を減らしたと町長がおっしゃったとおりです。しかし、いろんな国保会計の中から県の支払基金辺りに支払う場合に高度医療とか、そういう形で急激な支払いが多くなった場合には、基金をある程度持っていないとやっぱり支払いに滞る場合があるということで、私は今後吸い上げられる心配がなければ、町長、もう少し本来の昔みたいに積立てをやったほうがいいのかと思います、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、一応再々質問は終わりましたので、答弁はありませんから、よろしくをお願いします。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） すみません、1点だけ一般会計補正予算で、今回整備予算で決まったもの全て減額、減額になってきているのですが、今回本当にコロナで中止になったもので金額が相当あると思うのですが、どのぐらいの総額があったか、分かればいいのでお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

この数字につきましては、まだ正式に算定はしてございませんが、今のところ概数ということでこちら把握している数字で申し上げますので、その点はご了解をお願いいたします。総額で3,180万円ほどの数字は現在のところ把握しているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、再質問ありますか。

○2番（小椋淑孝君） 結構です。

○議長（小玉智和君） それでは、これで質疑を終わります。

このほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和2年度下郷町一般会計補正予算（第13号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午後 3時04分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 3時15分）

日程第19 議案第21号 令和3年度下郷町一般会計予算

日程第 20 議案第 22 号 令和 3 年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第 21 議案第 23 号 令和 3 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 22 議案第 24 号 令和 3 年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第 23 議案第 25 号 令和 3 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第 24 議案第 26 号 令和 3 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（小玉智和君） この際、日程第19、議案第21号 令和 3 年度下郷町一般会計予算の件から日程第24、議案第26号 令和 3 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月10日の本会議において予算特別委員会に付託され、この審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和 3 年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和 3 年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和 3 年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和 3 年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和3年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和3年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長（小玉智和君） 日程第25、議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定より議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議員提出議案第3号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第26、議員提出議案第3号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

議会運営委員長、佐藤盛雄君。

○議会運営委員長(佐藤盛雄君) 議員提出議案第3号につきましてのこれまでの経過についてご説明を申し上げます。

議員提出議案第3号 下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定についての件をご説明申し上げます。まず、経過といたしまして、令和3年2月9日開催の全国町村議会議長会都道府県会長会において標準町村議会会議規則の改正が行われました。これに伴い、福島県町村議会議長会より令和3年2月16日付で各町村議会の会議規則の改正を検討していただきたいという旨の通知がありました。下郷町議会においては、これまでも標準町村議会会議規則の改正に併せ、町の議会会議規則を改正してきた経緯がございます。地方自治法第109条第3項の規定により、3月8日開会の議会運営委員会において審議をされました。会議規則第14条3項の規定により、議案の提出をいたしました。今改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女議員が活用しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会の欠席事由を整理するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めておりました押印の義務づけを見直しし、署名または記名押印に改めるものでございます。

改正内容としましては、本町議会会議規則第2条第1項の欠席事由が事故のため出席できないとされておりましたが、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由と改正し、同条第2項では議員が出産のため出席できない場合は期間を定める改正となっております。また、会議規則第85条第1項につきましては請願者または法人の代表者の指名を署名することで押印を省略できるものとし、署名、記名押印を選択できるようにする改正となっております。これらの改正については、標準町村議会会議規則の改正と同様の内容となっておりますので、よろしくご審議賜りたいと思います。

なお、地方自治法の190の第3項につきましては、その参考に議会運営委員会は次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査するということでございまして、その中で会議規則、委員会に関する条例等にある事項として、議会運営委員会の専決事項ということで規定されておりますので、今回議会運営委員会でその対処をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号　下郷町議会会議規則の一部を改正する規則の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27　議員派遣の件

○議長（小玉智和君）　日程第27、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配付してございます発議のとおりであります。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、発議のとおり決定いたしました。

次に、お諮りします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更が要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君）　異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 28 閉会中の継続審査申出について

○議長（小玉智和君） 日程第28、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出については、発議のとおり決定いたしました。

日程第 29 令和 3 年度行政視察について

○議長（小玉智和君） 日程第29、令和 3 年度行政視察についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長からお手元に令和 3 年度行政視察についての件が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、令和 3 年度行政視察についての件は、発議のとおり決定いたしました。

以上で上程された議案は全部終了しました。

ここで町長及び教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん大変お疲れのところ、貴重なお時間を頂戴いたしまして、私から星敏恵教育長に一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

このたび 3 月 31 日をもちまして、現教育長、星敏恵氏が退任されることになりました。平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間にわたり、下郷町の教育行政の中心を担っていただきました。これまでのご功績、ご苦勞に対し、心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

在任中は、学校教育関係では小学校のエアコン設置や G I G A スクール関連事業の推進、また学力向上対策として四つ葉のクローバープラン推進会議の充実、長年の懸案事

項でありました指導主事の配置に向けた協議、学校司書配置事業など積極的に取り組んでいただきました。また、社会教育関係では町青少年育成町民会議会長として下郷町豊かな心育成のまち宣言活動、第2次下郷町子ども読書活動推進計画の策定、家読の推進、第2次男女共同参画プラン策定、さらには山犬供養塔を町文化財として指定するなど、文化財の保存と活用にもご尽力され、教育行政全般にわたり数多くの実績を残されております。

ご承知のとおり、星教育長は温厚かつ誠実な人柄で、信望も厚く、常に教育の理念を追求され、教育長として何をすべきかを研究され、その結果、下郷町の教育の充実と発展に輝かしい歴史を刻んでいただきました。

今学校教育の現場では、I C T教育が急速に進むなど大きな転換期を迎えております。これまで星教育長が築いてこられたご功績をしっかりと受け継ぎ、さらなる発展を目指してまいりたいと考えております。

星教育長には改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも健康に留意され、教育長という職を離れましても子供たちの未来のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。御礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、星敏恵君より挨拶をいただきます。

○教育長（星敏恵君） 本日は、貴重な時間を割いていただき、ありがとうございます。また、今ほどは町長より過分なるお褒めの言葉をいただき、感無量でございます。私は、町長より任命をいただき、議員の皆様のご同意により、平成30年4月1日より3年間微力ながら教育長として務めさせていただきました。このたび3月31日をもって任期満了により退任することとなりました。この間、議員の皆様方には教育行政へのご理解と多大なるご支援を賜りまして、深く感謝申し上げます。

また、町長には「つなぎ、育み、人づくりのまち」づくりを目指す中で、第1に豊かな心を育む教育文化を掲げ、教育に対するご理解の下、I C T教育に向けての整備や来年度から町教育委員会事務局に指導主事の配置が予定されるなど、学力向上を目的とし、小中学校4校が連携した四つ葉のクローバープランのさらなる充実が図られ、新たな学校教育の取組が行われることと思われまふ。町づくりの基本は人づくり、次代を担う子供たちが夢を、町民が生きがいを持ち、一人一人が未来のつくり手となる教育のさらなる推進を願っております。

私は、人に恵まれた3年間であったと思います。心から感謝申し上げます。結びになりますが、下郷町議会のますますのご発展と、町長をはじめ議員の皆様方の、また職員の皆様のもますますのご健勝を心からご祈念申し上げまして、退任の挨拶といたします。3年間ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） それでは、町議会を代表いたしまして、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまご挨拶をいただきました教育長、星敏恵君には卓越した腕前と豊富な識見をもって本町教育行政の要として町政の進展にご尽力いただき、本当にありがとうございました。議会からも心からお礼申し上げます。今後とも本町発展のため、そして我々議

会活動につきましてもご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
本当にご苦勞さまでございました。

以上で本定例会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第1回下郷町議会定例会を閉会といたします。(午後 3時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月19日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員